

奥州市議会全員協議会

日時：令和3年11月26日（金）

時 分

場所：7階 委員会室

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① えさしクリーンパーク事業継続に伴う覚書について
- ② 新型コロナウイルスワクチン3回目接種について
- ③ 第2次奥州市総合計画後期基本計画案について
- ④ 第2次行政経営改革プランの概要について
- ⑤ 奥州市農業振興ビジョンの中間評価及び改定について
- ⑥ 第2期奥州市道路整備計画について
- ⑦ 市営スキー場の今後のあり方検討について

(2) 報告事項

- ① 奥州金ヶ崎行政事務組合議会臨時会(11/22) 報告者：高橋 浩 議員
- ② 岩手県競馬組合議会定例会(11/24) 報告者：菅原 由和 議員
- ③ 岩手県後期高齢者医療広域連合議会定例会(11/25) 報告者：阿部加代子 議員

4 そ の 他

5 閉 会

えさしクリーンパーク事業継続に伴う覚書について

産業廃棄物処理モデル施設周辺環境整備施設等の取扱いに関する覚書

岩手県（以下「甲」という。）、一般財団法人クリーンいわて事業団（以下「乙」という。）及び奥州市（以下「丙」という。）は、周辺環境整備施設等（産業廃棄物処理モデル施設周辺環境整備施設並びに同施設の排水を処理する浄化槽及び浄化槽放流管をいう。以下同じ。）の取扱いに関し、次のとおり覚書を取り交わす。

第1条 丙は、周辺環境整備施設等の老朽化による利用者への損害及び周辺環境への影響等が生じないよう適切に修繕等を行った上で、令和4年度以降の営業継続について甲及び乙の同意を得るものとする。

第2条 産業廃棄物処理モデル施設周辺環境整備施設の営業は、令和5年度末までとし、それ以降の延長は行わない。ただし、周辺環境整備施設等の損傷等により、利用者の安全が確保できない若しくはそのおそれがある場合又は周辺環境への影響が生じた若しくはそのおそれがある場合は、甲、乙、丙協議し、令和5年度末以前でも、その時点で営業を終了するものとする。なお、平成27年9月16日付けいわてクリーンセンター焼却事業休止後の産業廃棄物処理モデル施設周辺環境整備施設の取り扱いに関する覚書（以下「平成27年覚書」という。）第1条の規定は、廃止する。

第3条 平成7年9月14日付け産業廃棄物処理モデル施設周辺環境整備施設の管理運営に関する覚書第5条及び平成27年覚書第2条の規定による助成金は、令和3年度分限りとする。

第4条 丙は、令和4年度以降、第2条に規定する営業期間において、利用者への損害等又は周辺環境整備施設等の損傷等若しくはそれに伴う周辺環境への影響が生じた場合は、その責任により対応するものとする。

第5条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙、丙協議するものとする。

この覚書を証するため、本書を3通作成し、甲、乙、丙記名押印して、それぞれその1通を保有する。

令和3年 月 日

甲 岩手県

代表者 岩手県知事 達 増 拓 也 

乙 岩手県奥州市江刺岩谷堂字大沢田113番地

一般財団法人クリーンいわて事業団

代表者 理 事 長 中 居 哲 弥 

丙 奥州市

代表者 奥州市長 小 沢 昌 記 

平成 7 年 9 月 14 日付け産業廃棄物処理モデル施設周辺環境整備施設の管理運営に関する覚書

改 正 後	現 行
(趣旨) 第 1 条 甲は、乙に周辺環境整備施設を貸し付け、乙は当該施設の管理運営を行うものとする。 (管理運営) 第 2 条 乙が周辺環境整備施設の管理運営を他人に行わせようとする場合は、予め甲と協議するものとする。 (管理運営に要する経費) 第 3 条 周辺環境整備施設の管理運営に要する経費については、乙が負担するものとする。 (小規模修繕に要する経費) 第 4 条 甲が乙に貸し付けた周辺環境整備施設に係る小規模修繕に要する経費については、乙が負担するものとする。 <u>第 5 条 (廃止)</u> (補足) 第 6 条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議するものとする。	(趣旨) 第 1 条 甲は、乙に周辺環境整備施設を貸し付け、乙は当該施設の管理運営を行うものとする。 (管理運営) 第 2 条 乙が周辺環境整備施設の管理運営を他人に行わせようとする場合は、予め甲と協議するものとする。 (管理運営に要する経費) 第 3 条 周辺環境整備施設の管理運営に要する経費については、乙が負担するものとする。 (小規模修繕に要する経費) 第 4 条 甲が乙に貸し付けた周辺環境整備施設に係る小規模修繕に要する経費については、乙が負担するものとする。 <u>(助成金)</u> 第 5 条 乙において周辺環境整備施設の管理運営に要する経費が当該施設の利用料金収入を充ててもなお不足が生じた場合、甲乙協議のうえ、甲は乙に対し、不足額の 2 分の 1 について助成するものとする。 (補足) 第 6 条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙協議するものとする。 注 甲：財団法人クリーンいわて事業団、乙：江刺市

平成27年9月16日付けいわてクリーンセンター焼却休止後の産業廃棄物処理モデル施設周辺環境整備施設の取り扱いに関する覚書

改 正 後	現 行
<u>第1条（廃止）</u>	<u>第1条 周辺環境整備施設の営業は、平成33年度末までとする。ただし、大規模修繕を行わなければ利用者の安全が確保できない状況となった際には、その時点で一旦営業を停止し、営業の再開又は終了について甲、乙、丙が協議する。</u>
<u>第2条（廃止）</u>	<u>第2条 平成7年9月14日付け「産業廃棄物処理モデル施設周辺環境整備施設の管理運営に関する覚書」第5条に定める助成について、次のとおりとする。</u> <u>（1）助成の対象は、管理運営（小規模修繕を含む）に要する経費、焼却事業休止に伴い新たに必要となる熱源に要する経費及び浄化槽排水の放流に係る負担金とする。</u> <u>（2）助成の額は、年間24,000千円を超えない範囲とする。</u>
第3条 焼却事業休止に伴い新たに必要となる浄化槽排水の放流設備については、甲が整備する。	第3条 焼却事業休止に伴い新たに必要となる浄化槽排水の放流設備については、甲が整備する。
第4条 周辺環境整備施設の営業終了後は、それぞれの所有者において解体、撤去又は管理等の適切な措置を講じる。	第4条 周辺環境整備施設の営業終了後は、それぞれの所有者において解体、撤去又は管理等の適切な措置を講じる。
第5条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙、丙協議するものとする。	第5条 この覚書に定めのない事項については、甲、乙、丙協議するものとする。
	注 甲：岩手県、乙：一般財団法人クリーンいわて事業団、丙：奥州市

新型コロナウイルスワクチン3回目接種について

国は、2回目接種を終了し概ね8か月以上を経過した者を対象に3回目接種を行うこととしており、早ければ12月から3回目の接種を行う方針としている。

県より、12月から2月までに3回目接種予定の方についてのスキームが示され、奥州医師会及び関係医療機関と連携しながら接種体制の構築を図るもの。

なお、11月15日の厚生科学審議会（予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会）において示された6ヶ月間隔での接種については、現段階では地域の感染状況等を踏まえた例外的な取り扱いとされており、今後の状況に応じて検討する。

接種間隔例



1. 接種対象者

接種対象者の見込数については、2回目接種の終了割合が人口の約8割を超える見込みであることから、接種対象者を約8万8千人と想定。

3回目接種 予定月	R3 12月	R4 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	計
対象者数 (人)	55	868	1,792	7,821	18,121	24,355	10,664	12,867	8,457	3,000	88,000
※2回目接 種終了月	R3 3月	R4 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	

2. 接種開始時期について

接種時期については、県より12月スタートで準備との指示が来ているが、12月の予定者55名が概ね北上済生会の職員となっていることから、1月より接種開始とする。

3. 接種方法について

①医療従事者（接種を行う医療機関の医療従事者）については自院で接種。

（自院で接種できない医療機関の医療従事者については、接種を行う他院にて接種）

②その他の対象者については、市の予約システムにより予約し接種とする。

60歳以上の対象者については、2回目接種を行った医療機関を3回目接種場所とし、日時指定をして通知する。

4. 接種券の送付について

県より、令和3年12月及び令和4年1月の接種対象見込者について11月22日を目途に接種券が届くよう指示が来ており、11月19日（金）発送を予定している。

また、接種券の様式については、国の指示により接種券と予診票を一体化した新様式を使用するもの。

5. 接種会場について

集団接種を中心に個別接種も並行して行うこととし、集団接種の水沢会場はプラザイン水沢、江刺会場はささらホールを基本とし、個別接種については、市内9病院及び市立診療所に引き続き接種を依頼するとともに、開業医については接種実施希望を確認中。

高齢者施設入所者及び在宅療養者については、訪問しての接種となることから、1・2回目の接種医療機関において3回目の接種を依頼する。

接種想定見込（別添資料）

- 集団接種 47,800人（内モデルナ9,694人）
- 個別接種 35,508人
- 高齢者施設 4,692人 計 88,000人

6. 予約システムについて

市の予約システム（スパイラル）について、3回目接種については高齢者の接種日時指定の対応及び1・2回目の接種実績管理が必要となることから、それらの対応が容易であり、他自治体でも多数の使用実績のある新システム（サイシード）へ移行する。

予約者及びワクチン利用の状況把握の観点から、3回目接種については接種医療機関の予約システム利用を必須とするもの。

7. 高齢者等の送迎支援について

高齢者及び障がいを持つ方のワクチン接種の促進を図るため、1・2回目接種と同様に、交通輸送バス又はタクシー券助成等の送迎支援を行います。

8. 今後のスケジュールについて

- ・11/19（金）接種券発送（12月、1月接種予定の923名分）
- ・1月 医療従事者接種開始
- ・2月 個別接種・介護施設接種開始
集団接種開始
- ・3月 高齢者接種開始

3回目接種計画

◆接種対象者

8ヶ月経過の翌月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計
対象人数	55	868	1,792	7,821	18,121	24,355	10,664	12,867	8,457	3,000	88,000
累計		923	2,715	10,536	28,657	53,012	63,676	76,543	85,000	88,000	

2回目接種月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

◆接種回数（想定）

個別/集団	接種場所	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	合計	割合
巡回接種	高齢者施設 1. 2回目接種医療機関			107	1,467	2,189	922	7				4,692	5.33%
個別接種	医療機関 (クリニック診療所) (在宅訪問)											0	0.00%
	医療機関 (11病院)		923 3病院	885 11病院	1,554 11病院	6,332 11病院	6,471 11病院	8,619 11病院	6,467 11病院	2,057 11病院	2,200 11病院	35,508	40.35%
集団接種	特設会場 水沢 江刺			800 400×2日	4,800 800×6日	8,175 800×9日 600×4日	9,330 800×9日 600×9日	4,741 800×8日	3,060 800×8日	6,400 800×8日	800 800×1日	38,106	43.30%
	モデルナワクチン					1,425	3,270	1,659	3,340			9,694	11.02%
合計		0	923	1,792	7,821	18,121	19,993	15,026	12,867	8,457	3,000	88,000	100%
累計		0	923	2,715	10,536	28,657	48,650	63,676	76,543	85,000	88,000		
想定接種率		0.0%	1.0%	3.1%	12.0%	32.6%	55.3%	72.4%	87.0%	96.6%	100.0%		

第 2 次奥州市総合計画後期基本計画案について

市議会の皆様からご意見とご協力を頂戴しながら作成した後期基本計画の最終案については、11月8日に総合計画審議会に諮問しました。審議会においてご議論いただいた結果、11月19日に答申を頂戴しました。

計画案は、市議会や総合計画審議会からのご意見はもちろんのこと、市民アンケート、若者を主体としたワークショップ、地域会議、市政懇談会、パブリックコメントなどによる、多様な市民意見を可能な限り反映させたものとなっています。また、これらに加えて、合併15年を機に実施した合併検証の結果についても、計画案における課題抽出のための参考としています。

本計画案は、令和4年第1回市議会定例会に上程する予定です。

1 計画策定のポイント

(1) 前提となる基本構想

市の総合的かつ計画的な行政運営を行うための指針として、基本構想があります。これは、平成29年3月に市議会の議決を受けて、令和8年度までを期間としたものであることから、今回の計画策定は後期5ヵ年基本計画のみとなります。

4月16日の全員協議会でお示しした「総合計画後期基本計画策定方針」でご確認いただいたとおり、現基本構想は変更せず、戦略プロジェクトと施策の大綱も含めて後期基本計画に継承することとして進めました。

(2) 課題の洗い出し

▼合併以来本市が進めてきた施策等の実績や課題を総合的かつ客観的に検証した合併検証、▼令和元年度における前期基本計画の中間評価である施策評価とそれに対する総合計画審議会の意見、▼市民アンケートやワークショップで聴き取った市民意見、という3点を計画策定の主な足掛かりとするため、それぞれで挙げられた課題を整理しました。

(3) 新たな考え方の設定

基本構想で掲げる項目（「計画策定の視点」と「めざすべき都市像を実現するための進め方」）は踏まえつつも、社会情勢の変化等への対応を重視し、前項の課題を基に検討した「後期基本計画策定における新たな考え方」を、以下のとおり4つ設定しました。

- ① SDGs の理念の具現化
- ② デジタル技術の活用
- ③ 未知なる感染症への対策
- ④ 市内外に向けたシティプロモーション

(4) 第2期奥州市まち・ひと・しごと創生総合戦略の一体的な推進

令和元年度に策定した第2期総合戦略の人口減少対策に対する取組みの分かりやすさや認知度、実効性をより高めるため、第2期総合戦略の計画期間について、後期基本計画の目標年次である令和8年度まで2年延長し、総合戦略の重要業績評価指標（KPI）についても、目標年度を令和8年度として設定しました。

(5) 奥州市版SDGsの作成

SDGsは世界的な取組であり、地域ごとに取組むべき課題が異なるとともに、解釈も人それぞれであるため、関係者の共通理解を図る必要があると考えます。

このことから、こどもからお年寄りまで、SDGsをより身近なものと捉え、市民がひとつとなってSDGsに資する取組を推進していけるよう、SDGsに市の特徴を取り入れるなど、なじみやすいものとした「奥州市版のSDGs」を作成しました。

今後は、市の各種計画等の推進において、奥州市版SDGsを意識した取組を進めることから、市の最上位計画たる総合計画においては、他の各種計画に先駆けて紐付けを図ることとしました。

2 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間です。

3 総合計画審議会答申にかかる付帯意見

答申書写しをご覧ください。

4 後期基本計画（案）の構成

計画案の目次をご覧ください。

5 今年度のこれまでの経過と今後の進め方

- 4月16日 全員協議会 策定方針説明
- 19日 庁議 策定方針等の決定
- 30日 市民アンケート発送（5月31日まで受付）
- 5月19日 第1回策定委員会 体系図検討
- 24日 第1回総合計画審議会 体系図素案審議
- 6月4日 基本計画議決事件条例改正議決
- 30日 第2回策定委員会 部門別計画素案検討
- 7月2～ 総合計画審議会分科会
- 6日 体系図、部門別計画素案審議（市議へ傍聴案内）
- 15日 ワークショップ「TNGR」 若者世代の意見聴取（市議へ傍聴案内）
- 8月4日 第3回策定委員会 中間案検討
- 17日 第2回総合計画審議会 中間案審議（市議へ傍聴案内）
- 18日 全員協議会 中間案説明および意見提出依頼

25日 胆沢地域会議 中間案説明
 26日 同前沢
 30日 同江刺
 9月17日 同衣川
 22日 同水沢
 28日 第4回策定委員会 議会意見の反映に係る検討
 10月1日 パブリックコメント開始 中間案に対する意見聴取
 同日 市政懇談会 胆沢地域
 4日 同上 江刺地域
 5日 同上 衣川地域
 7日 同上 前沢地域
 8日 同上 水沢地域
 18日 全員協議会 議会意見の反映等の説明
 20日 パブリックコメント終了
 27日 第5回策定委員会 最終案検討
 11月8日 第3回総合計画審議会 最終案諮問および審議（市議へ傍聴案内）
 19日 第4回総合計画審議会 答申案審議および答申（市議へ傍聴案内）
 26日 全員協議会 成案説明
 1月14日 庁議 後期基本計画案の決定
 ※ 令和4年第1回市議会定例会 後期基本計画案上程

令和3年11月19日

奥州市長 小沢 昌記 様

奥州市総合計画審議会

会長 

第2次奥州市総合計画後期基本計画（案）について（答申）

令和3年11月8日付け奥政第449号により当審議会に諮問のありました第2次奥州市総合計画後期基本計画（案）について、慎重に審議した結果、奥州市における今後5年間の行政運営の指針として適切であるものと認めます。

なお、その実現に当たっては、次の事項に十分留意し、計画の円滑な推進に努められたい。

記

- 1 合併検証により浮き彫りとなった課題を意識するとともに、寄せられた市民、各種団体、関係機関等の意見を十分尊重されたい。
- 2 幅広い世代や団体などを意識した市政に係る情報の提供と意見の把握などにより、市民との信頼関係の構築に努め、「協働」のさらなる推進と、市民が自らまちづくりの主体として行動する機運の醸成を図られたい。
- 3 市の将来を担う世代の負担にならぬよう、公共施設の整理合理化、市有財産の有効活用をはじめとした行政経営改革の着実な推進に努められたい。
- 4 社会変革を促す新たな技術の急速な進展や生活のあり方を変える感染症、気候変動による大規模災害など、現代社会が予測困難な時代に突入していることに配慮した適切な対応策を講じられたい。

第2次奥州市行政経営改革プランの 概要について

令和3年11月 財務部 行政経営室

1 策定の趣旨

- 現行の「奥州市行政経営改革プラン」（以下「第1次プラン」）は、令和3年度をもって計画期間が満了。
- 今後も引き続き改革を推進するため、第2次となる後継のプランを策定するもの。

2 第1次プラン(H29～R3)の特徴

- 人口の減少（すなわち顧客の減少）に伴い、「行政のダウンサイジング」は不可避。
- 行政サービスの縮小を進めるとしても、その一方で、「市民の安心・安全の確保」も重要。
- これらを踏まえ、前プランでは「行政経営改革プラン」と名称を改め、従前の行革大綱で重視していた財政再建だけに止まらず、「ヒト、モノ、カネ、情報」を最大限に活用した経営改革へのステップアップを図るもの。

第1次プランの改革の目的

暮らしの安全・安心を堅持する
持続可能な行政運営の確立

4つの目標

- ① 職員の意識改革と組織の適正化
- ② 行政サービスの質の向上
- ③ 財政基盤の確立
- ④ 市民参画と協働の推進

3 第2次プラン策定の基本的考え方

(1) 第1次プランの実施状況

- **主要指標では、概ね目標を達成**できている状況。(右の表参照)
- しかしながら、**見直し事項の41.3%は未完了**の状況。(R2末現在)
 - ・ プラン掲載事項数 92 件
 - ・ うち完了済 54 件、未完了 38 件
- 引き続き行政経営改革に向けた**取組みの一層の推進**を図る必要があるほか、**新たな行政課題への対応**も必要。

区 分			H28	H29	H30	R 1	R 2
①	能力評価S以上の割合 (%)	目標		8.1	→	→	→
		実績	8.1	5.8	7.1	7.1	10.9
	業績評価A以上の割合 (%)	目標		88.9	89.3	→	→
		実績	88.9	89.3	90.9	89.4	92.0
②	公共施設の民間運営率 (%)	目標		23.9	24.2	24.5	24.7
		実績	19.4	19.3	22.8	23.1	24.9
③	実質公債費比率 (%)	目標	15.8	15.4	15.4	16.4	16.0
		実績	16.0	16.2	16.6	16.6	16.2
	将来負担比率 (%)	目標	132.3	127.1	110.6	114.4	128.4
		実績	111.4	114.4	110.4	112.7	73.9
④	協働の提案テーブル事業の実現数 (件)	目標	20	25	30	32	32
		実績	29	27	17	10	4

(2) 第2次プランを策定するに当たっての基本的考え方

- ① 引き続き行政経営改革に取り組むため、第1次プランの基本理念と改革目的を承継する。
- ② 財政健全化の重点的取組、国の新設制度への対応など、新たな行政課題を反映させる。
- ③ 取組を着実に実行するため、実施項目ごとに到達目標を設定し、適切な進捗管理を図る。

4 第2次プラン策定の重点ポイント

基本は前プランから引き継ぎつつも、特に次の事項について、重点的かつ積極的に取り組む。

分 野	重点ポイント
職員・組織 (ヒト)	公務員の定年延長制度への対応 ○ 公務員の段階的な定年延長（令和5年度から導入）への対応 ○ 定年延長制度を踏まえた人材活用や人材確保等のあり方検討
資 産 (モノ)	施設マネジメントの強化と施設配置の適正化 ○ 適切な管理による施設の長寿命化と安全・安心の一層の確保 ○ 施設維持コストの的確な見極めと施設配置の一層の適正化
資 金 (カネ)	財政健全化の着実な実行 ○ 適切な歳入の確保と「選択と集中」による効果的な歳出の削減 ○ 人口減少の進展に伴う収入減に耐え得る行財政基盤の確立
情 報	自治体DX(※1)の効果的な推進 ○ 行政手続のオンライン化の推進と業務手順等の見直し ○ 業務見直し等を契機としたAIやRPA(※2)の導入・活用の推進

※1 DX:デジタル・トランスフォーメーションの略。ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

※2 AI:人工知能。データに基づく主体的な判断や作業の振り分けを行なう機能。RPA:AIを組み込む等により業務を自動化するシステム。

5 第2次プランの構成（案）

第2次プランは、「**本編**」と「**実施項目編**」の2部構成とし、本編の構成は次のとおり。

（1）これまでの行財政改革の取組経過

- ① 第1次行財政改革（H18～H22）
- ② 第2次行財政改革（H23～H28）
- ③ 事務事業・公の施設の見直し（H26～R3）
- ④ 第1次行政経営改革プラン（H29～R3）

それぞれの取組の概要やポイントについて説明

課題整理の際は次の事項を重視

- ▼人口減少・少子化の進行
- ▼合併特例終了に伴う歳入の減少（財源の不足）
- ▼公共施設の更新費用確保
- ▼感染症の影響による地域経済の落ち込み
- ▼国の制度（定年延長、自治体DX等）への対応 など

（2）現状と今後の課題

プランに反映すべき現状の分析と課題の整理を記載

（3）経営改革の基本理念 ※ 第1次プランから承継

「経営資源（ヒト・モノ・カネ・情報）を最大限に活用した
公民連携のパートナーシップ型のまちづくり」

解説文のみ適宜修正

（4）経営改革の目的 ※第1次プランから承継

「暮らしの安全・安心を堅持する持続可能な行政運営の確立」

（５）目的達成のための取組

○ 次の取組項目をもってプランを推進

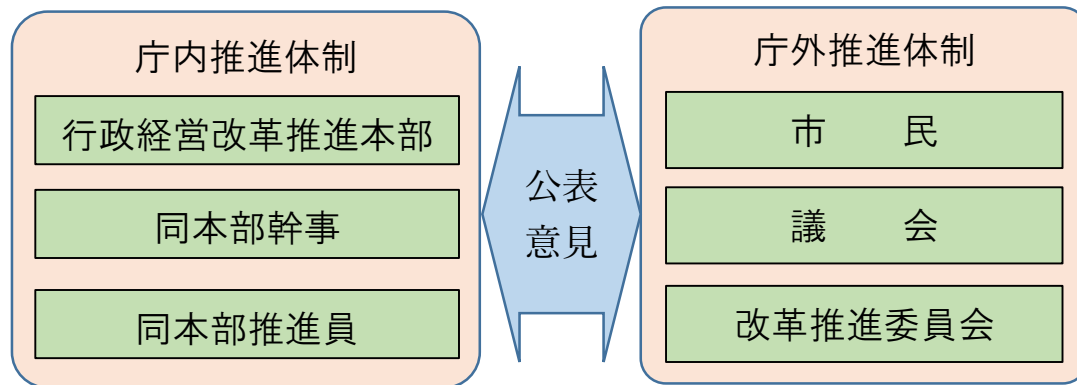
目標区分	取組項目	
1 職員の意識改革と組織の適正化	(1) 人材育成と能力開発	① 人事評価の定着と研修制度の充実
		② 公務員倫理と法令遵守の徹底
	(2) 効率的な組織づくり	① 組織体制の適正化
		② 職員定員の適正化
2 行政サービスの質の向上	(1) 市民サービスの充実	① 行政手続きの簡素化
		② 積極的な情報発信
	(2) アウトソーシングの推進	① 施設運営・事務事業の民間委託
		② 施設運営・事務事業の民間移譲
3 安定的かつ柔軟な財政運営	(1) 財源の確保	① 収納率向上
		② 自主財源の確保
	(2) 事務事業の見直し	① 質・量の適正化
		② 業務の効率化
	(3) 市有財産の適正管理	① 施設の適正な維持管理
		② 保有財産の有効活用
	(4) 財務状況の長期的な管理	① 長期債務と基礎的財政収支の適正化
		② 歳出見直しによる財政規模の適正化
4 市民参画と協働の推進	(1) 市民及び地域力の活用	① 自治組織等の自立支援と連携
		② 市民参画の推進

(6) 推進期間

令和4年度～令和8年度（5年間）

(7) 推進体制と推進方法

- 右図の体制によりプランを推進
- PDCAサイクルによる進捗管理
で着実な経営改革の推進を図る。



【別冊】第2次 行政経営改革プラン（実施項目編）の掲載イメージ

実施項目名	実施内容	年度別の達成目標				
		R4	R5	R6	R7	R8
人事評価制度の実施	職員研修等の成果を人事評価により測定し、人材育成と能力開発を推進する。	能力評価S以上の割合を○%にする。	能力評価S以上の割合を○%にする。	能力評価S以上の割合を○%にする。	能力評価S以上の割合を○%にする。	能力評価S以上の割合を○%にする。
〇〇施設の民間移譲	民間の力を活用した効果的な運営を行うため、民間移譲を実施する。	地元説明会の開催、方針の決定	公募の実施、相手方との協議開始	年度末をもって移譲完了	⇒	⇒
市税の収納率の向上対策	〇〇の取組を実施し、令和〇年度実績の現年分収納率○%、滞納繰越分収納率○%を上回るようにする。	現年度分 ○% 滞納繰越分 ○%	現年度分 ○% 滞納繰越分 ○%	現年度分 ○% 滞納繰越分 ○%	現年度分 ○% 滞納繰越分 ○%	現年度分 ○% 滞納繰越分 ○%

○ 本編に掲げた取組項目の体系に沿って、**具体の実施項目を一覧表形式で掲載**する。

○ 的確な進捗管理を行うため、**年度別の達成目標を明示**する。

○ 一覧には**財政健全化の重点取組**に係る実施項目も**含めて掲載**する。

※ 実施項目編は、総合計画後期計画との整合を図るため、同計画確定後に公表する予定。

6 スケジュール

時 期	本 編	実施項目編
11月10日	行政経営改革推進本部会議で原案決定	(原案作成の内部作業)
11月18日	行政経営改革推進委員会からの意見聴取	↓
11月下旬	市議会全員協議会で説明、意見聴取	↓
令和4年 1月中旬		行政経営改革推進本部会議（総合計画後期計画との整合を図ったうえで原案決定）
17日		市議会全員協議会で説明、意見聴取
19日	<全協説明後>市ＨＰ掲載、パブリックコメント開始（2月下旬まで）	
27日	広報お知らせ版にパブコメ実施の記事掲載	
2月下旬	パブリックコメントの意見反映作業	
3月中旬	行政経営改革推進委員会へ諮問	
3月下旬	答申を受けプラン決定、市ＨＰで公表	

第2次奥州市行政経営改革プラン

本編（案）

～地域の個性がひかり輝く 自治と協働のまちの実現をめざして～

令和 年 月

奥 州 市

目 次

1	これまでの行財政改革の取組経過	1
	(1) 第1次行財政改革（平成18年度～平成22年度）	
	(2) 第2次行財政改革（平成23年度～平成28年度）	
	(3) 奥州市行政経営改革プラン（平成29年度～令和3年度）	
2	現状と今後の課題	4
	(1) 加速する人口減少	
	(2) 懸念される財源不足	
	(3) 公共施設等の維持・管理費用の増大	
	(4) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進	
	(5) 定年延長への対応	
	(6) 取組継続へ	
	＜改革の概念図＞	7
3	経営改革の基本理念	8
4	経営改革の目的	8
5	目的達成のための取組	9
	【目標1】職員の意識改革と組織の適正化	
	【目標2】行政サービスの質の向上	
	【目標3】安定的かつ柔軟な財政運営	
	【目標4】市民参画と協働の推進	
6	推進期間	12
7	推進体制と推進方法	12

実施項目編は策定作業中

1 これまでの行財政改革の取組経過

(1) 第1次行財政改革（平成18年度～平成22年度）

厳しい財政事情の中にあっても継続的な発展ができるような自治体経営の仕組みを確立するため、平成18年度から5年間で計画期間とした、第1次奥州市行財政改革大綱を策定しました。大綱では、「協働」と「経営」を基本的な考え方に据え、5つの視点（①市民主体、②競争原理、③成果主義、④業務評価、⑤意識改革）に基づいて8つの実施項目（①事務事業の見直し、②組織・機構の見直し、③適切な定員管理・人員配置、④効果的な行政運営、⑤市民参加の促進と支援、⑥行政の情報化、⑦収入確保、⑧財政の適正・健全化）に取り組み、行財政改革を推進しました。

この大綱に基づく効果額は、計画期間累計で75億7,290万円でした。

【図表1】第1次行財政改革大綱の種別ごとの主な実施項目と効果額

種 別	主な実施項目
歳 入	市税等の収納率向上対策、未利用財産の売却
人 件 費	職員数の削減、一般職の給与見直し
物 件 費	経常経費（物件費）の削減
補助費等	補助金の削減

（単位：百万円）

種 別	H18	H19	H20	H21	H22	計
歳 入	148	183	213	172	321	1,037
人 件 費	287	555	827	1,215	1,792	4,676
物 件 費	83	272	458	571	349	1,733
補助費等	0	0	42	55	30	127
計	518	1,010	1,540	2,013	2,492	7,573

(2) 第2次行財政改革（平成23年度～平成28年度）

ア 第2次奥州市行財政改革大綱

第2次奥州市行財政改革大綱では、第1次行財政改革の取組を引き継ぎながら、合併から5年を経過した時点での厳しい財政状況と人口の急速な減少、情報化の進展、市民ニーズの多様化・個別化等への対応が求められました。

そこで、持続可能な行政システムをつくるため、組織を「経営」という考えに基づき改革に取り組みました。第2次行財政改革では、「変革」、「挑戦」、「集中」をキーワードとし、これまでの考え方や手法にとらわれない果敢な取組を意識し、「持続的な運営が可能な財政構造」及び「社会の急速な変化に対応できる行政システム」の構築に向けた取組と「市民と行政が協力するまちづくり」の推進に努めました。

この第2次大綱に基づく効果額は、計画期間累計で108億8,866万円でした。

【図表 2】第 2 次行財政改革大綱の分野別の行財政改革効果額

(単位：百万円)

区 分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	計
人件費の削減	309	761	1,022	1,198	1,416	1,339	6,044
事務事業・公の施設の見直し	1	240	265	306	313	439	1,563
歳入確保対策	159	358	893	722	569	580	3,281
計	469	1,358	2,180	2,226	2,297	2,358	10,889
達成率	117.9	99.7	127.1	107.2	99.5	119.4	110.7

※ 単位未満を四捨五入しているため、合計欄の数値と内訳を足上げたものとが一致しない場合があります。

イ 事務事業・公の施設の見直し（平成26年度～令和 3 年度）

第 2 次行財政改革の取組を進める中、更なる財源不足への対応のため「事務事業・公の施設の見直し」として、見直すべき課題284項目をピック・アップし、追加的な取組を平成26年度から始め、第 2 次行財政改革と両輪で推進しました。平成29年度からは、第 1 次奥州市行政経営改革プランとともに取り組んでいます。

この見直しによる平成28年度時点での効果額は、2 億4,454万円でした。

【図表 3】事務事業・公の施設見直しの状況と効果額（平成28年度時点）

区 分	見直しの状況				実施項目の 効果額 (H24-H28 対比)
	対象件数	左の内訳			
		完 了	未完了	取下げ	
検討するとした項目	115	113	2	0	—
実施するとした項目	169	99	59	11	245 百万
計	284	212	61	11	245 百万

(3) 第 1 次奥州市行政経営改革プラン（平成29年度～令和 3 年度）

3 期目となる計画では、従前の大綱で重視していた財政再建に止まらず、「職員・組織(ヒト)、資産(モノ)、資金(カネ)、情報」という資源の最大限の活用を目指し、「行政経営改革プラン」へと名称を変更しました。

改革の目的を「暮らしの安全・安心を堅持する持続可能な行政運営の確立」とし、その目的達成のための取組として、「職員の意識改革と組織の適正化」、「行政サービスの質の向上」、「財政基盤の確立」、「市民参画と協働の推進」の 4 つの目標を掲げ、経営改革に取り組んでいます。令和 2 年度末現在で計画通り達成が54項目、未達成が38項目となっており、令和 3 年度に実施予定としているものも含め、最終年度に目標を達成するよう取り組んでいます。

【図表 4】行政経営改革プランの指標の状況（令和 2 年度末現在）

目標 1：職員の意識の改革と組織の適正化

人事評価制度の活用により、業務遂行能力の向上を図りながら、職員の意識改革につなげます。

区 分		H28	H29	H30	R1	R2	R3
能力評価 S 以上の割合 (%)	目標		8.1	⇒	⇒	⇒	10.0
	実績	8.1	5.8	7.1	7.1	10.9	
業績評価 A 以上の割合 (%)	目標		88.9	89.3	⇒	⇒	90.0
	実績	88.9	89.3	90.9	89.4	92.0	

※ 評価基準は、SS（最高）・S・A（標準）・B・C の 5 段階の絶対評価方式です。

目標 2：行政サービスの質の向上

公共施設の管理運営の公民連携を推進し、民間運営の実施率を令和 3 年度までに 25%以上の拡充を目指します。

区 分		H28	H29	H30	R1	R2	R3
公共施設の 民間運営率 (%)	目標		23.9	24.2	24.5	24.7	26.2
	実績	19.4	19.3	22.8	23.1	24.9	

※ 公共施設の民間運営率は、使用中の公共施設を対象にした割合です。

目標 3：財政基盤の確立

健全で柔軟な財政状態とするため、歳出に占める公債費の割合を適正に管理するとともに、合併特例債や過疎債等の有利な起債を選択し、将来世代が過度の負担とならないように財政運営を行います。

区 分		H28	H29	H30	R1	R2	R3
実質公債費比率 (%)	目標	15.8	15.4	15.4	16.4	16.0	15.6
	実績	16.0	16.2	16.6	16.6	16.2	
将来負担比率 (%)	目標	132.3	127.1	110.6	114.4	128.4	112.3
	実績	111.4	114.4	110.4	112.7	73.9	

目標 4：市民参画と協働の推進

地域やまちづくりの課題に対し、地域、団体及び行政が共に英知を出し合い解決するため、市民提案事業の実現を図ります。

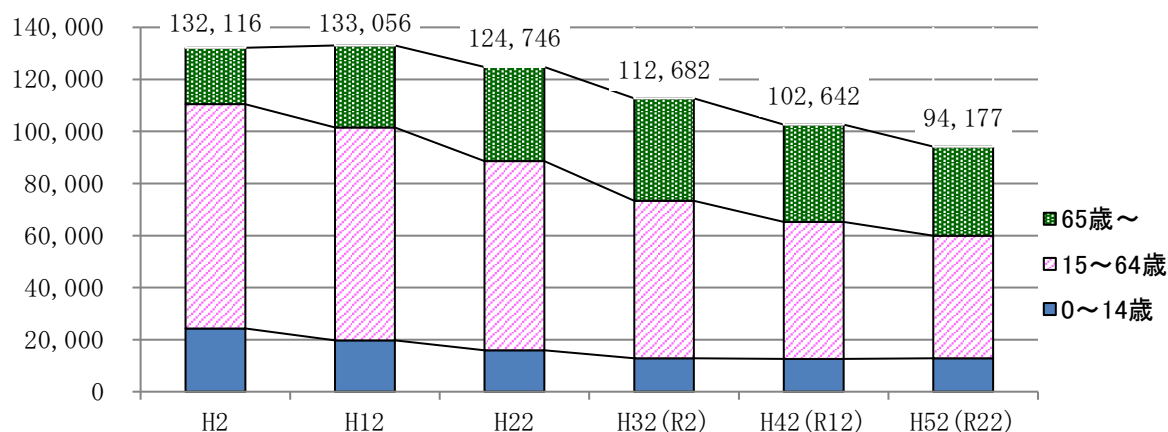
区 分		H28	H29	H30	R1	R2	R3
協働の提案テーブル 事業の実現数 (%)	目標	20	25	30	32	32	32
	実績	29	27	17	10	4	
〔参考〕提案数		29	28	17	13	7	

2 現状と今後の課題

(1) 加速する人口減少

奥州市の人口見通しは図表5に示すとおりですが、平成27年に実施した国勢調査の結果は、平成22年の人口124,746人に対し、119,422人となり、この5年間で5,324人、4.27%の減少となりました。令和2年に実施した国勢調査の結果は、人口113,027人となり、平成27年からの5年間で6,438人、5.39%の減少となりました。人口ビジョンでの見通しと比較するとやや上振れしていますが、減少した人数も割合も増加しており、人口減少が加速していることが明らかになりました。この傾向は今後も続く見通しです。

【図表5】奥州市の人口推移と見通し（奥州市人口ビジョン）



(2) 懸念される財源不足

令和2年度で普通交付税の合併算定替^{*1}の段階的縮減^{*2}が終了し、令和3年度からは奥州市としての算定（一本算定）となるため、普通交付税が減額となります。また、人口減少に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による地域経済への影響が不透明であることから、税収の伸びが見込めません。このようなことから、さらなる一般財源の減少が懸念されます。

加えて、過疎指定地域が変更となったことにより、財政的に有利な過疎債の発行限度額が下がるため、合併特例債を活用することになりますが、合併特例債の発行限度額活用後の後年度においてはさらに財政措置が乏しい起債を活用せざるを得ません。このようなことから、一般財源が減少するとともに、起債の償還時期には公債費が財政を圧迫することも想定されます。

歳入の減少に合わせ、歳出も縮減していかなければなりません。

^{*1} 合併算定替：合併市町村が、なお合併前の区域をもって存続した場合に算定される普通交付税の額を下回らないように算定する方法の特例。

^{*2} 段階的縮減：一本算定への激変緩和措置として、合併11年目以降に5年間かけて合併算定替による保障額を逡減させていくもの。

(3) 公共施設等の維持・管理費用の増大

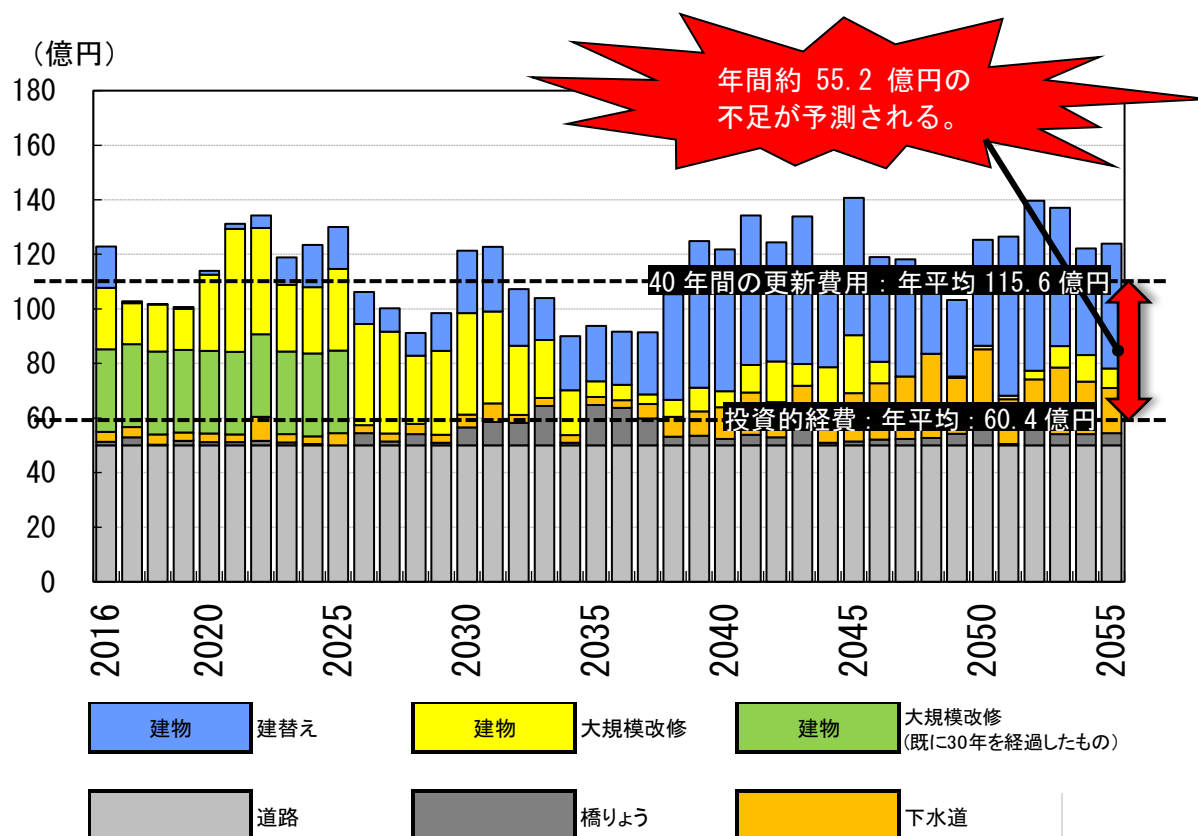
奥州市の公共施設（建築物）は、建築後30年以上経過したものが約5割、築20～29年のものが約2割となっており、老朽化が進んでいます。施設を安全に長期的に使用していくためには、設備の故障や破損を未然に防ぎ、長寿命化を図らなければなりません。また、合併した自治体は、類似機能を持つ施設が複数存在するという特徴があり、奥州市もこれに当てはまります。

平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画においては、市が保有する公共施設（建築物）をすべて現状のまま維持・更新した場合、平成28年度からの40年間に必要な費用は2,059.3億円（1年当たり51.5億円）になると見込んでいます。道路、橋りょう、上下水道等のインフラ資産^{*3}についても同様に試算し、平成28年度からの40年間に必要な費用は4,209.8億円（1年当たり105.2億円）になると見込んでおり、公共施設（建築物）との合計では6,269.1億円（1年当たり約156.7億円）となります。

公共施設等総合管理計画に基づき令和2年度に策定した個別施設計画において、供給量の適正化の方針等を定めたことにより、維持・更新費用は圧縮となる見込みですが、それでもなお、多額の経費を要する状況です。

施設のあり方を見極め、必要な施設を適正に管理していかなければなりません。

【図表6】40年間に要する将来更新費用



^{*3} インフラ資産：インフラストラクチャーの資産。公共資産においては、国民福祉の向上と国民経済の発展に必要な道路、橋、水道等の公共施設を指します。

(4) 自治体デジタル・トランスフォーメーション（D X）^{*4}の推進

新型コロナウイルス対応において明らかとなったデジタル化の遅れに対処するとともに、制度や組織の在り方をデジタル化に合わせて変えていくという、社会全体のD Xが求められています。その実現のためには、住民に身近な行政を担う自治体の役割が重要であることから、総務省では令和2年12月に「自治体D X推進計画」を策定し、自治体が重点的に取り組むべき事項・内容を具体化するとともに、総務省及び関係省庁による支援策等を取りまとめました。

これを受け、当市においてもデジタル社会の構築に向けた取組みを着実に進めていく必要があります。

(5) 定年延長への対応

国家公務員の定年が段階的に65歳に引き上げられることに伴い、地方公務員法の一部を改正する法律により、令和5年4月から地方公務員の定年も段階的に引き上げられます。

定年延長制度が導入されると、60歳定年を前提としていた職員の採用、配置、育成等の計画や人件費の見込み等を大幅に見直さなければなりません。

(6) 取組継続へ

行政経営改革プランでは、人口減少や公共施設等の維持管理への対応をするべく、経営資源を最大限に活用しながら、選択と集中により最少の経費で最大の効果を上げるよう行政経営を進めてきました。しかし、市をとりまく現状は、行政経営改革プラン策定時から好転しておらず、むしろ新たな課題が生まれています。

加えて、行政経営改革プランの推進期間内では達成が困難な実施項目があり、解決すべき課題が残っていることから、引き続き行政経営改革に取り組む必要があります。

以上を踏まえ、通算4期目となる次期計画では、「職員・組織（ヒト）、資産（モノ）、資金（カネ）、情報」という資源の最大限の活用を目指す行政経営改革プランの理念を承継することとし、「第2次行政経営改革プラン」として新たな課題にも対応した取組を継続していきます。

^{*4} D X：I C Tの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

◆ 改革の概念図

奥州市自治基本条例（本市の最高規範）

市政運営

「総合計画」「行政評価」「財政運営」「市民参画」「協働の推進」を規定

市民参画・協働

奥州市総合計画（最上位計画）

「地域の個性がひかり輝く自治と協働のまち奥州市」の実現

総合計画推進のための個別計画

第2次 行政経営改革プラン

（ヒト：職員・組織）

奥州市定員管理計画

（モノ：公共資産）

奥州市公共施設等総合管理計画

（カネ：財政）

奥州市財政計画

（情報）

奥州市DX全体方針

人材マネジメント

資産マネジメント

財務マネジメント

情報マネジメント

- 組織、定員の適正化
- 人事評価による人材育成と能力開発
- 法令遵守
- 市民参画と協働の推進

- 公共施設の適正管理
- 施設の統廃合・複合化
- 財産の利活用

- 財政健全化
- 自主財源の確保
- 事務事業の見直し
- 基礎的財政収支の黒字堅持

- 行政手続のオンライン化
- AI、RPAの導入

3 経営改革の基本理念

経営資源（職員・組織、資産、資金、情報）を最大限に活用した
公民連携のパートナーシップ型のまちづくり

令和4年度から、市の最上位計画である総合計画後期計画がスタートします。その実効性を確保するため、「第2次行政経営改革プラン」では、限られた経営資源（職員・組織、資産、資金、情報）を最大限に活用しながら、優先事業の「選択と集中」により、最少の経費で最大の効果を上げる行政経営を行います。

そして、取り組むにあたっては、奥州市の最高規範である「奥州市自治基本条例」に掲げる基本理念、基本原則に基づき、各主体（市民、事業者、議会及び市といった、奥州市に関わるすべての団体及び個人）が互いの自主性を尊重しつつ、それぞれの役割と責任に基づき、対等な立場で協力する「協働」の手法により、進めていきます。

4 経営改革の目的

暮らしの安全・安心を堅持する持続可能な行政運営の確立

総合計画策定の趣旨である、誰もがここに住んで良かったと幸せを実感できるまちづくりを進めるためには、将来に亘って行政の責務を持続的に果たしうる体制を確立していかなければなりません。

そのため、本プランの基本理念に基づき、市民と共に経営改革を推進し、行政の最大の責務である市民の暮らしの安全・安心を堅持する、持続可能な行政運営の確立を図ります。

5 目的達成のための取組

目標 1 職員の意識改革と組織の適正化

複雑かつ広範な事務事業に対応するため、職員の人材育成と能力開発を進めるとともに、公務員倫理や法令遵守の徹底を図ります。

また、社会情勢の変化や新たな行政需要に対応できる効率的な行政組織を構築し、柔軟な行財政運営を目指します。

取組 1 人材育成と能力開発

「奥州市人材育成基本方針」に基づき、職員研修及び人事評価制度を有効に活用し、職員の事務処理能力の向上と企画立案能力の開発に努めます。

また、リスクマネジメント^{*5}のために、過去の重大インシデント^{*6}情報を共有し、再発防止に努めるとともに、公務員倫理や法令遵守の徹底を図ります。

取組 2 効率的な組織づくり

行政の役割の変化や多様化する市民ニーズに対応するため、職員の能力を活かす適材適所の職員配置により、効率的で機動性のある行政組織の構築を図ります。

また、定員管理計画に基づき、業務・組織等を見直しながら、職員数を計画的に管理していきます。

目標 2 行政サービスの質の向上

デジタル技術やマイナンバー制度^{*7}を有効に活用し、業務の効率化や市民の利便性向上を図り、高度できめ細かい行政サービスの提供を目指します。

公共施設の管理運営や事務事業の実施に当たっては、PPP^{*8}/PFI^{*9}による民間のノウハウや資源を有効活用し、従来の行政サービスの枠にとらわれることなく、積極的に民間部門等への委託（アウトソーシング^{*10}）、さらには移譲を進めます。

^{*5} リスクマネジメント：活動の中で事故等の危険回避や危険度を一定値以下に抑えるための管理手法です。

^{*6} インシデント：事故等の危機が発生するおそれのある事態や、危機になり得るまたはそれらを引き起こし得る状況のことです。

^{*7} マイナンバー制度：国民一人ひとりが行政手続に使う12桁の番号を持ち、「利便性の向上」「行政の効率化」「公平・公正な社会の実現」を目的に平成27年10月から実施した制度です。

^{*8} PPP：パブリック・プライベート・パートナーシップの略。公民が連携して公共サービスの提供を行う手法です。

^{*9} PFI：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略。公共施工等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るという考え方です。PPPの手法の1つです。

^{*10} アウトソーシング：業務を外部の専門業者等に委ねること。専門性の高い業務やノウハウが構築されている事業者や団体に委ねることにより、自ら実施するよりも良い効果を期待するものです。

取組 1 市民サービスの充実

デジタル技術やデータの活用により業務の効率化を図るとともに、行政手続きのオンライン化などを進め、市民の利便性向上を図ります。

また、適切な時期に必要な情報を提供することにより、行政情報の「見える化」を促進するとともに、パブリックコメント制度等による改善意見を集約し、透明で開かれた市政運営を推進します。

取組 2 アウトソーシングの推進

公共施設の管理運営に指定管理者制度の導入を拡大するほか、既に民間事業者による運営が定着している公共施設については、民間移譲を積極的に進めます。

取組 3 行政評価の見直し

事業の「選択と集中」に当たっては、客観性や透明性を高めるため、行政評価の内部評価に加え、第三者の意見を取り入れる外部評価制度を推進します。

目標 3 安定的かつ柔軟な財政運営

総合計画に基づき優先度の高い事業の「選択と集中」を進めるとともに、本プラン期間中は公共施設等の集約と縮減を基本とし、長寿命化や維持管理に努めます。

財政計画に基づき自主財源の確保と起債借入額の抑制を図るとともに、事務事業の無駄を排除しながら、基礎的財政収支（プライマリー・バランス）^{*11}の黒字を堅持し、柔軟な財政運営を目指します。

取組 1 財源の確保

公平、公正な賦課や滞納対策の推進を通して税収等の確保を図るとともに、「ふるさと納税」等を活用した自主財源の確保に努めます。

取組 2 事務事業の見直し

事務事業の見直しに当たっては、必要性や有効性を検証し、より効率的な手法を考えながら進めます。

また、見直しには行政評価の結果を適切に反映させ、総合計画の実施計画における毎年度の見直し作業との整合性を図りながら、本プランの実施項目も随時見直しを進めます。

取組 3 市有財産の適正管理

施設を安全にかつ長期的に使用するため、定期的に点検を実施するなどし、適切に管理します。また、すべての施設を維持していくことは困難であることから、施設の機能や地域性など

^{*11} 基礎的財政収支（プライマリー・バランス）：借入金、繰越金及び財政調整基金等取崩金を除く税収・税外収入と、元利償還金及び財政調整基金等積立金を除く歳出との収支のことです。

を踏まえ、統廃合や複合化を進めます。

使用していない普通財産の有効活用を促進するほか、活用の予定がないものについては、積極的に処分を進めます。

取組 4 財務状況の長期的な管理

長期債務や基金管理の状況等、長期的に見通した財務マネジメントを進めます。

また、一般会計から公営企業会計等への繰出も財政全体に及ぼす影響が大きいことから、それぞれの経営計画と調整を図りながら改善に取り組みます。

目標 4 市民参画と協働の推進

市民参画や各種団体との協働で地域力を引き出すとともに、公共分野における民間参入の拡大を図ります。

また、将来を担う人材の育成を積極的に促進します。

取組 市民及び地域力の活用

振興会や市民活動団体、NPO法人、地元企業等と連携し、課題の解決に向けたまちづくりの提案を積極的に活用します。

6 推進期間

第2次行政経営改革プランの推進期間は、総合計画の後期基本計画及び財政計画との整合性を図るため、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

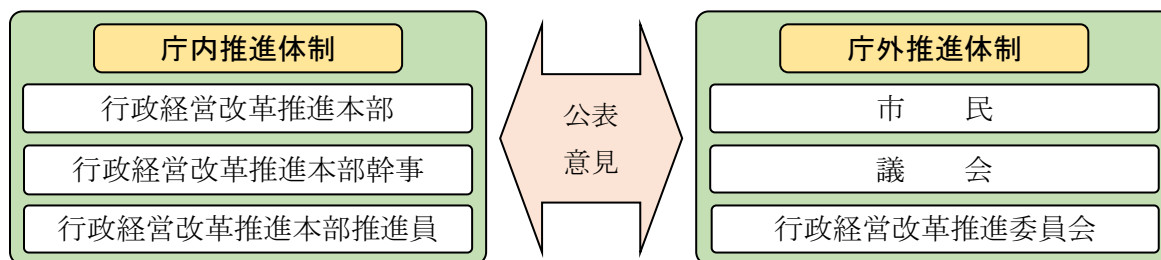
7 推進体制と推進方法

(1) 推進体制と推進方法

第2次行政経営改革プランの推進にあたっては、引き続き「行政経営改革推進本部」等により、全組織及び全職員が一丸となって推進します。

また、毎年変化する課題に対応するため、総合計画の実施計画の内容見直しや実施年度変更等に合わせて、本プランの取組項目についても随時見直しを図ります。

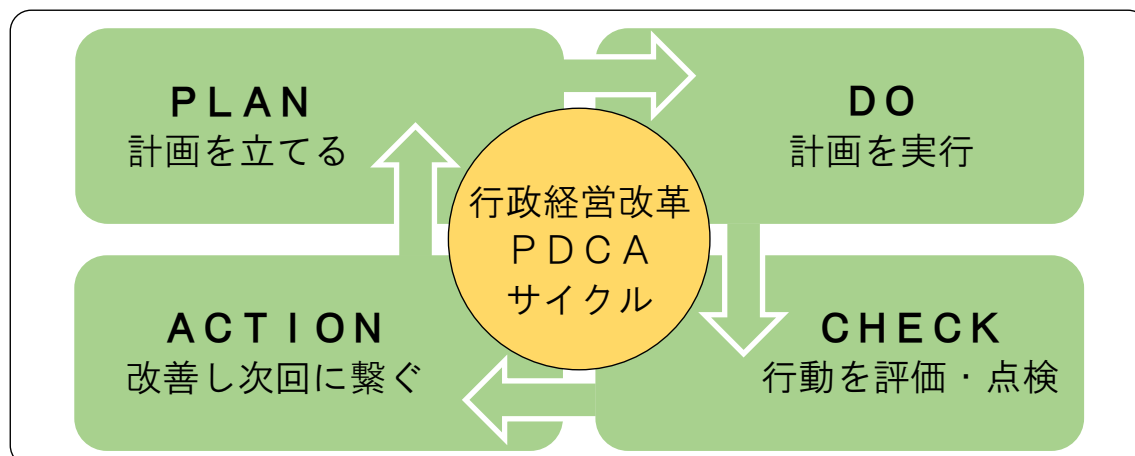
さらに、多様な視点を取り入れ、客観性、信頼性を高めるため、情報公開や意見聴取はもとより、庁外の有識者、専門家による外部評価を積極的に行います。



(2) 経営改革のためのPDCAサイクル

経営改革の着実な推進を図るため、進捗管理はPDCAサイクル（PLAN：計画を立てる→DO：計画を実行→CHECK：行動を評価・点検→ACTION：改善し次回に繋ぐ）によるものとします。

特に「CHECK」と「ACTION」の取組を強化するため、実施する項目ごとに目標を定めて評価を行い、より効果的なプランとなるよう改善していきます。



奥州市農業振興ビジョンの中間評価及び改定について

1 経緯

奥州市農業振興ビジョン（以下「ビジョン」という。）は、令和元年度から8年度までの計画としており、第2次奥州市総合計画後期計画の策定と合わせ、令和3年度に中間評価・見直しを行うもので、奥州市の基幹産業である農業が地域活性化の一翼を担うことができるよう、継続して市の農業振興における道標とすべく改定するもの。なお、今回から市総合計画後期の施策と農業振興ビジョンの取組を連動させる。

2 中間評価について

市農林審議会の承認を受け（書面表決）、関係機関で構成する専門部会「市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議」を設置し、2020農林業センサスなどの統計調査結果等を基に、中間評価時点での各方針の目標値の達成状況を確認し、今後の取組の方向性について検討した。

(1) 中間評価時点における各方針の達成状況等

方針 NO	方針区分	施策区分	計画策定時の主な取組	目標 NO	項 目	単位	2019年度 (現状)	2021年度 中間評価時点			2026年度 目標値 (最終評価)	備 考
								目標値	実績値	達 成 状況等		
1	農地の生産性の向上	(1) 基盤整備の推進 (2) 農地の集積・集約化 (3) 耕作放棄地対策の推進	(1) 基盤整備事業の導入による農地集積・集約の促進、地形条件に合わせた営農条件改善の支援など (2) 貸与・売渡し希望農地の掘り起こしと集積のあっせん、農地中間管理事業の導入など (3) 利用状況(意向)調査の実施、肉用羊の拡大、有害鳥獣対策の推進など	1	経営体育成基盤整備事業等の水田整備面積	ha	3,975	4,489	4,006		5,084	
				2	経営体育成基盤整備事業等の農地集積面積	ha	2,804	2,889	2,889	○	3,001	
				3	担い手への農地集積率	%	59.5	67.0	61.0		75	
				4	耕作放棄地面積	ha	839	860				指標項目の見直し (2020センサス調査対象外)
					遊休農地面積	ha	22.8	—	21.8	○	21.8	新規設定指標（策定時からの面積減で評価）
					新規2号遊休農地面積	ha	1.0	—	0.2		0.2	新規設定指標
2	担い手の確保・育成	(1) 地域の中心となる担い手の確保・育成 (2) 多様な農業者が活躍する環境整備 (3) 新たな担い手の確保・育成	(1) 強い経営体の育成、集落営農の組織化・法人化支援など (2) 高ニーズ農産物の生産支援、農福連携の推進など (3) 認定新規就農者の確保に向けた研修、就農希望者の研修・就農支援など	1	農産物販売金額3,000万円以上の経営体数	経営体	86	90	104	○	114	計画時目標 100経営体
				2	法人の集落営農組織	件	45	60	53		75	
				3	新規就農者〔評価時点から過去5年間ごとの累計値〕	名	117	122	121		130	
3	消費者から支持される商品の生産力のアップ	(1) 米穀の生産性の向上 (2) 園芸の拡大 (3) 畜産王国への復権	(1) 生産性・市場性の高い産地づくりの推進、大型機械・施設の導入支援など (2) 土地利用型園芸品目の生産の拡大、施設団地整備の検討、先進技術の導入支援など (3) 和牛の販売戦略の立案、子牛の生産体制の強化、肉用羊の拡大など	1	農業産出額（※）	億円	218	226	232	○	236	計画時目標 238億円
				2	農業産出額〔米穀〕（※）	億円	110	112	129	○	129	計画時目標 115億円
				3	農業産出額〔畜産〕（※）	億円	65	67	62		65	計画時目標 70億円
				4	園芸〔野菜・果実・花き〕（※）	億円	41	45	38		40	計画時目標 51億円
4	本市の農畜産物の需要拡大	(1) 消費地への戦略的な販路開拓 (2) 地産地消のイメージアップ (3) 6次産業化の推進	(1) 販路開拓への支援、輸出の支援など (2) 直売所等の販売施設のPR、食育の推進など (3) 6次産業化に挑戦する人材への支援、食の外部位化に対応する6次化商品の研究など	1	農業産出額（※）【再掲】	億円	218	226	232	○	236	計画時目標 238億円
				2	農業産出額〔米穀〕（※）【再掲】	億円	110	112	129	○	129	計画時目標 115億円
				3	農業産出額〔畜産〕（※）【再掲】	億円	65	67	62		65	計画時目標 70億円
				4	農業産出額〔野菜・果実・花き〕（※）【再掲】	億円	41	45	38		40	計画時目標 51億円
				5	学校給食への地元食材の利用率	%	44	45	41		45	計画時目標 49億円
					農畜産物の主な産直施設販売額	百万円	—	—	1,740		1,777	新規設定指標
				6	市の商品開発等の支援による6次産業化件数	件	5	7	7	○	9	計画時目標 9件

方針 NO	方針区分	施策区分	計画策定時の主な取組	目標 NO	項 目	単位	2019年度 (現状)	2021年度 中間評価時点			2026年度 目標値 (最終評価)	備考
								目標値	実績値	達 成 状況等		
5	農山村の振興	(1) 農村の保全と活性化 (2) 山林の再生による特用林産物の振興	(1) 農村の維持・保全のための組織活動の強化、有害鳥獣対策の推進など (2) 森林資源の再生、新たな特用林産物の育成など	1	農業振興地域での新規転入就農者数	名	11	15	5		20	
				2	多面的機能支払交付金制度の取組面積（※）	ha	14,997	14,997	14,220		13,500	計画時目標 14,997ha
				3	中山間地域等直接支払制度の取組面積（※）	ha	6,110	6,110	5,647		5,250	計画時目標 6,110ha
				4	電気柵設置延長（補助対象）	km	31	44	48	○	69	新規設定指標

※ 【計画策定時】多面的、中山間の取組面積は最大限まで拡大していることから、現在の取組面積の減少を抑止することを目標。

達成 9 (未達成：14)

(2) 中間評価時点における各方針の取組状況等

方針 NO	方針区分	主な取組の状況と今後の方向性
1	農地の生産性の向上	基盤整備事業は、遺跡調査及び登記手続きに時間を要したことから事業完了となっていないが、工事は概ね計画どおりの進捗となっており達成の見込であるが、継続実施が必要である。 令和元年度に実施した耕作者へのアンケート、その結果を基に作成した図面を利用し、令和2年度末までに地域の話し合いを実施し地域農業マスタープラン（人・農地プラン）の実質化を進め、地域内農地の集積・集約化についての情報が整理された。今後はマスタープランの実践(※)の取組が必要である。 日本型直接支払制度を推進したほか、鳥獣被害対策を行う組織、地域の支援に取り組んでおり、継続実施が必要である。
2	担い手の確保・育成	担い手に係る農業経営改善計画の策定等支援のほか、胆江地方農林業振興協議会(以下「胆振協」という。)を中心に各種研修会や相談活動を実施した。マスタープランの実質化に向けたアンケート結果では、集落営農組織のうち、法人化予定が無い組織や方針未定の組織が多数あり、今後は方針未定の組織を中心に、 関係機関と連携し 、地域の実状に合わせた支援が必要である。
3	消費者から支持される製品の生産力のアップ	地域の中心となる経営体等に対し、国補助事業等の活用による経営発展に必要な機械・施設等の導入を支援したほか、胆振協等によるスマート農業先進産地の視察対応等を推進し普及啓発に取組んだ。農畜産物の生産については、コロナ禍等の影響もあり計画策定時点より需要が減少する見込みであり、「米穀」、「畜産」、「野菜・果実・花き」のいずれについても、JAを中心に販売戦略の立案、 先進技術の導入支援等 による生産体制の強化、施設整備等を進め、高品質・低コスト生産による収益向上へのさらなる取組が必要である。
4	本市の農畜産物の需要拡大	関係機関等と連携し、市産農産物等のPRキャンペーンや情報発信に取り組んだほか、6次産業化件数も着実に増加した。今後も関係機関と情報共有しながら販路拡大などの支援に取り組み、さらなる需要拡大を目指す。
5	農山村の振興	日本型直接支払制度の取組組織に対して研修会や現地指導、出張受付・相談等に取り組んだほか、有害鳥獣対策を行う組織、地域の支援に取り組んだ。中山間地域等直接支払制度5期対策開始に伴う協定農用地の見直しにより、取組面積の減少が見込まれるが、荒廃農地の増加を防ぐために、遊休農地面積の解消に向け継続した取組が必要である。

※マスタープランの実践…農地集積・集約化の推進（貸付意向等リストの作成、貸付意向農地の仕分けとあつせん活動、相対契約または農地中間管理事業への誘導）など



改定ビジョンは**現行ビジョンの方針等を継承**しつつ、現状に即して**新たに取り組むべき事項等を盛り込む**とともに、**未達成項目の多い方針区分「2」と「5」について、対応を強化する必要がある。**

3 ビジョンの見直し（改定版の策定）について

(1) 改定の基本方針

現行ビジョンを継承しつつ、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和3年11月策定予定）で定める所得目標（400万円⇒420万円）や労働時間（2,100時間⇒2,000時間）の目標を達成するために、高い技術力と経営力の獲得を支援し、収益力の向上を目指す。

(2) 改定するビジョンにおいて新たに盛り込む主な取組や見直し事項 ~~（案）~~

NO	内 容	
①	地域農業マスタープランの実践を基にして、地域の農業を維持・発展させる取組を推進するため、定年退職者等の経営継承候補者確保の取組や集落営農存続・発展の取組を強化する。 ア 第三者継承など、後継者確保に係る関係機関との情報共有・支援策の検討、イ 関係機関と連携し、兼業農家の後継者向け 支援策 （研修等） の検討、実施 ウ 集落営農のビジネスモデルの早期構築に資するため、水稲育苗ハウスの遊休期におけるミニトマトの養液栽培による生産などを関係機関と検討、支援（雪害復旧対策）	⇒方針区分2 関連
②	農繁期の労働力確保策を研究する。（例：特定地域づくり事業※協同組合など） ※特定地域づくり事業…マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を言う。夏季は農業に従事し、冬期は除雪作業に従事するなどの雇用確保が可能。（①財源構成：1/2料金収入、1/4交付金、1/8特別交付税、1/8市負担、②対象地域…地域人口の急減に直面している地域）	⇒方針区分2 関連
③	新たな荒廃農地を発生させないために荒廃農地の前段階となる遊休農地の増加を防ぐこととし、地域農業マスタープランの実践や日本型直接支払制度などの取組を推進する。 ◎中山間地域において放牧や景観作物の作付けなどによる粗放的な管理の検討・支援	⇒方針区分1・5 関連
④	生産体制強化につながる各種支援のほか、6次産業化についても生産者や事業者が自らの経営方針の基に、責任をもって商品開発に取組めるよう関係機関と連携して支援する。	⇒方針区分3・4 関連

4 ビジョン改定案策定の経過と今後の予定について

時 期	取組事項	内 容
令和3年8月18日	市議会全員協議会	▽ビジョン中間評価における達成状況とビジョン改定案(概要)の説明 ※市総合計画後期計画「全協 中間案説明」と連動
8月～9月	ビジョン改定案検討	▽農林部各担当において、ビジョン改定案と市総合計画後期計画の策定、令和4年度予算編成作業を進め、関係機関と事業調整。
令和3年10月5日	市議会産経常任委員会	▽ビジョン中間評価と改定ビジョン案の概要について
令和3年10月11日	農林審議会への説明	▽『市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想』について ▽ビジョン中間評価と改定ビジョン案の概要について
令和3年10月15日～ 10月29日	パブリックコメント 手続き	▽ビジョン中間評価(案)及び改定ビジョン(案)について ※市ホームページ、市広報誌、市SNSを通じて周知を図った。⇒ 意見提出状況 「無し」
令和3年11月2日	第3回中間評価プロジェクトチーム会議	▽ビジョン改定案の検討・最終調整 ※市総合計画後期計画「最終案検討作業」と連動
令和3年11月26日	市議会全員協議会	▽ビジョン中間評価及びビジョン改定案の説明 ※市総合計画後期計画「全協 最終案説明」と連動
令和4年2月(予定)	農林審議会へ諮問	▽ビジョン中間評価・改定案について諮問・答申
令和4年3月末までに (予定)		▽令和4年度以降の国・県等関係機関の事業と調整を図り策定。

5 各種会議等における意見等について(一部)

NO	出された意見等(要約)	市回答(ビジョンへの反映等)	会議等名称
1	前回のビジョン策定以降、緑の食料システム戦略やカーボンニュートラル、SDGsへの意識が高まるなど環境が変化している。これらに合わせた根本的な見直しは行わないのか？	今回の改定ビジョンにおいて奥州市版SDGsの取組を関連付けております。カーボンニュートラルや緑の食料システム戦略については、ビジョンには明記しないものの、農村の環境整備等の施策と関連づけて考えてまいります。	農林審議会(10/11)
2	家畜の伝染病対策、飼養衛生管理の重要性が増す中で、喫緊の課題として獣医師の確保がある。ビジョンの中に盛り込むべきではないか？	「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画(令和3年3月)」等に基づく全県的な取組となることから、ビジョンにおける「酪農、養豚、養鶏の経営支援」において県を中心に関係機関と情報共有等を図る旨明記します。	農林審議会(10/11)
3	食品ロスへの対策や規格外品の活用について取組を推進すべきではないか？	規格外品の活用などについて、ビジョンの中に記載し、取り組んでまいります。(ビジョン(案)P.51の「4-2地産地消の推進」の「(2)具体的な取組」の「①市内農畜産物の需要拡大」の中に記載)	産業経済常任委員会(10/5)
4	県オリジナル水稻品種「金色の風」にこだわらない、農家が儲かる品種への取組を推進してほしい。	ビジョンにおいては米穀に関する「生産性・市場性の高い産地づくりの推進」について明記しており、実需者ニーズを踏まえて市場性が高く、所得向上につながる作物・品種の生産振興について関係機関と情報共有を図り、検討してまいります。	産業経済常任委員会(10/5)
5	スマート農業の推進について、方向性を明確に打ち出すべきではないか？	ビジョンにおいては「生産コストの低減」や「先進技術の導入支援」等の取組を明記しており、県やJA等の関係機関と連携してスマート農業の費用対効果を検証し、導入について支援してまいります。	産業経済常任委員会(10/5)
6	市内に留まらず、農畜産物の流通、飲食店とのつながりの構築などについて広域的な取組を推進しては？	ご意見のとおり、大切な事項であることから、ビジョンの中に記載し、取り組んでまいります。(ビジョン(案)P.49の「4-1 消費地への戦略的な販路開拓」の「(2)販路開拓への支援」中に記載)	産業経済常任委員会(10/5)

奥州市
農業振興ビジョン
中間評価報告書(案)

※「未定稿」令和3年11月26日時点

奥州市
2021 年●月

目 次

第1章 はじめに

趣旨	1
----	---

第2章 取組についての達成状況と今後の方向性について

第1 方針1 農地の生産性の向上	2
第2 方針2 担い手の確保・育成	9
第3 方針3 消費者から支持される商品の生産力のアップ	16
第4 方針4 本市の農畜産物の需要拡大	23
第5 方針5 農山村の振興	29

資料編

- 中間評価書策定の経過
- 奥州市農林審議会条例
- 奥州市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議設置要領
- 奥州市農林審議会委員名簿
- 奥州市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム員名簿
- 奥州市農林業センサス概要版

＝ 補足 ＝

今回の中間評価書の作成にあたり、現行の市農業振興ビジョン（令和元年5月策定）における取組の見直しや目標値の修正等を図っており、新たに追加した取組等については「【新規】」、目標値を修正した場合は見直し前の目標値等に「【計画】」と表記している。

第1章 はじめに

趣旨

本市では、令和元年5月に農業の振興を図ることを目的として「奥州市農業振興ビジョン」を策定しました。当該ビジョンに基づき、米、牛、りんご、野菜、花きなどの生産振興の支援、農業経営の持続化を図るための基盤整備事業、農産物の被害や耕作放棄に繋がる有害鳥獣の対策強化を推進し、また、農業者の高齢化と減少が進んでいることから農業経営体の大規模化と併せて新規就農や担い手の経営を継承し発展させる取組、日本型直接支払制度により中山間地域等における地域の共同活動、農業生産・自然環境の保全活動などに取り組んでまいりました。

本計画は令和8年度を最終年度としており、市総合計画後期基本計画の策定年である令和3年度において、前年度末時点での目標達成状況等について調査、分析を行い、これまでの課題を整理し、今後さらに取り組むべきポイントを明らかにするために、中間評価を実施しました。

今回の中間評価を踏まえ、当該ビジョンの見直しをはかり、今後も本市農業への変わらぬ思いである“ともに笑顔で暮らすための農業を作り上げ、次の世代につなぐこと”の実現に向けた取組を進めて参りますので、皆様のより一層の参画とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

第2章 取組についての達成状況と今後の方向性について

第1 方針1 農地の生産性の向上

1-1 基盤整備の推進

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 基盤整備事業の導入による農地集積・集約の推進	実施	営農の効率化や生産コストの低減を進め、強い担い手を育成するため、受益面積が一定規模以上の農地について、大区画化や排水対策、水管理の省力化・合理化のための整備を推進します。 上記の基盤整備事業の導入に向けて地元が作成する営農計画について、岩手県、土地改良区、農業協同組合等関係機関と連携して支援します。 県営土地改良事業や団体営土地改良事業の実施により、営農の効率化と低コスト生産を促進するため、水田の大区画化や排水対策、水管理の省力化・合理化のための整備を行うとともに、農地集積、集約に向けた営農計画の作成について、関係機関と連携して支援を行った。 また、防災減災事業によりため池や幹線水路の補修等を行った。 令和2年度基盤整備事業の整備面積(事業費ベース) 30.9ha
② 地形条件に合わせた営農条件改善の支援	実施	中山間地域等の受益面積が一定規模未満の農地は、土地改良区等と連携し、畦畔除去や暗渠排水の整備等の耕作条件の改良を支援します。 土地改良区が主体となった農地耕作条件改善事業の実施により、畦畔除去や暗渠排水の整備を行った。 また、県のいきいき農村基盤整備事業を周知する等し、希望組織への支援を行った。 令和2年度:1地区

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 経営体育成基盤整備事業(※1)等の水田整備面積(※2) (岩手県資料)	3,975ha	4,489ha	4,006ha	5,084ha
2 経営体育成基盤整備事業等の農地集積面積(岩手県資料)	2,804ha	2,889ha	2,889ha	3,001ha
【達成状況の要因分析】 『未達成』 実績は、事業完了面積を記載している。遺跡調査及び登記手続きに時間を要したことから事業完了となっていないが、工事は概ね計画通りに進捗しており、2026 年度には計画を達成する見込みである。				

※1 低コスト生産、高収益作物の導入等、持続的・安定的な営農に向けて、ほ場整備等生産基盤を整備する事業。

※2 経営体育成基盤整備事業の算定内容…事業完了面積を計上。令和2年度までに石山地区 30.9ha 完了。令和3年度には4地区 290.9ha、令和5年度には4地区 679.8ha 最終評価時点では、計画面積 5,084ha を見込んでいる。

(3)中間評価と今後の取組の方向性

①	ほ場整備は、労働生産性の向上、担い手の育成、及び農地利用の集積により農業経営体の育成に大きな役割を果たしている。今後も県営土地改良事業を継続して実施していく必要がある。
②	小規模な暗渠排水や区画拡大等を希望する地域に対しては、農地耕作条件改善事業や県のいきいき農村基盤整備事業により地域事情にあった支援を実施していく必要がある。

1-2 農地の集積・集約化

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 貸与・売り渡し希望農地の掘り起こしと集積のあっせん	実施	農業委員及び農地利用最適化推進委員により、貸与・売り渡し希望農地の情報を収集し、規模拡大を希望する担い手との賃借・売買をあっせんします。 農業委員及び農地利用最適化推進委員により、貸与・売り渡しの希望農地の情報を収集し、規模拡大を希望する担い手との賃借・売買のあっせんに取り組んだ。 ■令和元年度実績: 19.5ha ■令和2年度実績: 23.7ha
② 地域農業マスタープランの作成・更新(国名称:人・農地プラン) 【関連 2-1、3-1】	実施	地域の中心となる経営体を明確にするとともに、農地の集積や集約化に向けた地域の機運を醸成するため、地域の積極的な話し合いを促し、地域農業マスタープランの作成や更新に取り組めます。 令和元年度に実施した、耕作者へのアンケート、その結果を基に作成した図面を利用し、令和2年度末までに地域の話し合いを実施しプランの実質化を進めた。 令和2年度末において全31地域中29地域で実質化済。 既に実質化済:12地域+令和3年度中に実質化31地域=43地域で実質化(残る2地域も令和3年度中に実質化見込)
③ 農地中間管理事業の導入	実施	地域農業マスタープランによる話し合いを進め、人と農地の問題を解決する手段として農地中間管理事業による農地集積・集約化を進めます。また、農地中間管理事業の説明や導入に向けた話し合いについては、本市、岩手県、岩手県農業公社等からなる農地中間管理事業推進チームによる支援を行います。 農地中間管理事業に取組み、農地集積・集約化を進めた。 ■令和元年度実績:借入 207 件(137.3ha)、貸付 71 件(200.5ha) ■令和2年度実績:借入 269 件(180.4ha)、貸付 275 件(186.4ha)

(2) 目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 担い手への農地集積率 (担い手への農地利用集積状況調査)	59.5%	67%	61.0%	75%
【達成状況の要因分析】 『未達成』 基盤整備の進捗に合わせて個別の取組を推進し、一定の成果を得ているものの、指標については目標値を下回っている。				

(3)中間評価と今後の取組の方向性

農地の利用集積が進んだことにより、10ha以上の農業経営体数が 212 経営体(5 年前と比較して 17 経営体の増、農林業センサス)となっている。基盤整備実施地域を中心にして引き続き農地集積を図る必要がある。

【参考：岩手県全体(R1) 53.4%】

①	担い手への賃借・売買のあっせんにより、遊休農地発生の抑制につながっていることから、取組を継続していく必要がある。
②	地域農業マスタープランの実質化に向けた話し合いにより、地域内における農地の出し手、受け手の意向に関する、情報が整理できた。 今後は地域マスタープランの実践に向けて、地域内の話し合いを継続し農地集積、集約を進めるとともに、モデル地区を設置し、関係機関で支援するとともに、その取組の効果を地域内で普及させていく必要がある。 特に中山間地については、担い手不足が見込まれることから、農地や林地の荒廃化が災害の発生につながる恐れもあり、放牧など粗放的な管理も選択肢とする話し合いを進める必要がある。
③	農地の集積・集約化に繋がっており、遊休農地の発生防止などに効果があることから、取組を継続していく必要がある。

1-3 耕作放棄地(荒廃農地)対策の推進

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 利用状況調査の実施	実施	農地法に基づき毎年実施する利用状況調査により、遊休農地(※)の発生や遊休農地化されるおそれのある農地の把握に努めます。
		農地法に基づき毎年実施する利用状況調査により、遊休農地の発生や遊休農地化されるおそれのある農地の把握を行った。
		令和2年度調査結果 21.8ha
② 利用意向調査の実施	実施	遊休農地の所有者を対象とした利用意向調査を実施し、農地の利用意向の把握を行います。収集した情報は、農地集積のための情報等として活用します。
		遊休農地の所有者を対象とした利用意向調査を実施し、農地の利用意向の把握を行い、収集した情報は、農地集積のための情報等として活用している。
		令和2年度:調査対象 112 人
③ 耕作放棄地(荒廃農地)の拡大防止	実施	耕作放棄地(荒廃農地)や耕作放棄地(荒廃農地)化するおそれのある農地について、地域の話し合いや農業委員及び農地利用最適化推進委員による耕作者の掘り起こし、あっせん活動等の取組により耕作放棄地の拡大を防ぐとともに、耕作放棄地(荒廃農地)の解消に活用できる各種事業・交付金の利活用を促します。
		地域の話し合いや農業委員及び農地利用最適化推進委員による耕作者の掘り起こし、あっせん活動等の取組により遊休農地の拡大を防ぐ活動を行った。
④ 肉用羊の拡大	実施	耕作放棄地(荒廃農地)の発生防止と解消を目的に、中山間地域等の傾斜農地を活用した肉用羊の放牧生産を拡大します。
		新たな地域振興畜産物とすることを目指し、羊の新規飼養、増頭、牧柵の導入に係る対象経費の一部を補助した。
		■ 令和元年度 羊の飼養頭数 123 頭 ■ 令和2年度 羊の飼養頭数 127 頭
⑤ 日本型直接支払制度活用組織の維持・強化	実施	日本型直接支払制度の取組組織が行う農村保全活動による耕作放棄の防止、農業の有する多面的機能の発揮を推進する為、取組組織へのサポートを行います。
		日本型直接支払制度の取組組織に対し、研修会や現地指導、出張受付・相談等を実施し、制度活用に向けてきめ細かな支援を行った。
		令和2年度の支援実績:多面的 138 組織 中山間 201 協定 環境保全 67 組織、研修会 2 会場、現地指導 22 組織、出張受付 3 回
⑥ 有害鳥獣対策の推進	実施	耕作放棄を防止するため、農産物への鳥獣被害の抑止を目的とした防護柵の設置や、わなの貸し出し及び鳥獣被害対策実施隊による

【関連 5-1】	有害鳥獣の捕獲活動を支援します。 また、集落など地域ぐるみによる被害対策の取組、鳥獣被害対策実施隊の担い手の支援を行います。 電気柵設置や鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲への支援のほか、鳥獣被害対策実施隊の担い手支援を新設した。 また、地域ぐるみの被害対策活動により、地域の被害対策意識の醸成を図った。 令和2年度実績：電気柵設置 計 6 件 延長 7,600m、有害捕獲 ニホンジカ 373 頭、イノシシ 85 頭、担い手支援 銃免許 7 件 わな免許 6 件
----------	--

※農業委員会において「現に耕作されておらず今後も耕作の見込みがない」または「周囲の農地に比べて著しく利用の状況が劣っている」と判断した農地

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時 の現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 耕作放棄地面積(※)	839ha	860ha 【2020 年度】	—	885ha
2 (新規)遊休農地面積	22.8ha	—	21.8ha	21.8ha
3 (新規)新規2号遊休農地面積	1.0ha	—	0.2ha	0.2ha
【達成状況の要因分析】 「達成」 耕作放棄地面積は、2020 農林業センサスでは調査対象項目に含まれず、公表されていないことから確認が出来ない。 国では農地の客観的なデータである「遊休農地」を施策推進に活用することとしていることから、遊休農地面積を指標とした場合、計画策定時より減少していることから、「達成」とした。				

※（当初ビジョン策定時）加速度的に進行する耕作放棄地の拡大を、5ha/年程度までに抑制することを目標とする。

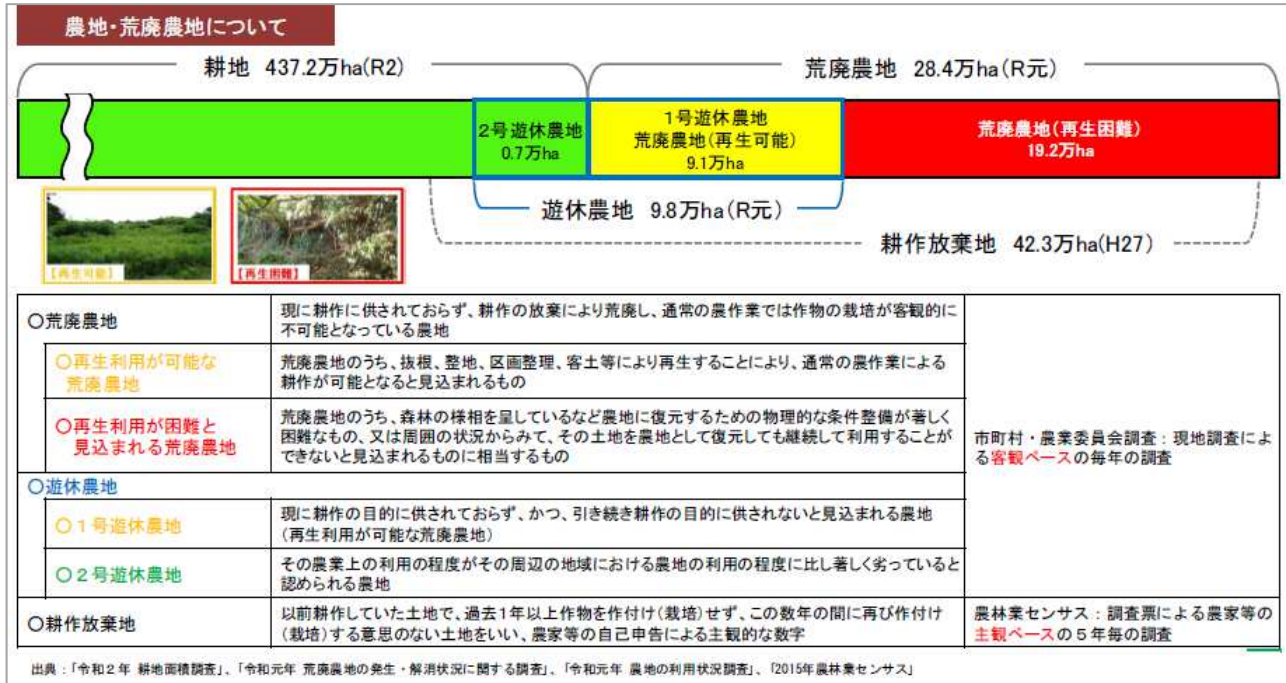
(3)中間評価と今後の取組の方向性

人口減少に伴い日本型直接支払制度の取組面積が減少している一方で、鳥獣被害対策を行う取組組織や地域が着実に増えたことで一定の効果が出ている。今後は全市的な取組に拡大させながら、被害減少に向けて更なる取組の強化、支援が必要となっている。また、遊休農地については、今後、高齢化や労働力不足により再生困難な農地の増加が見込まれており、遊休農地の拡大を防ぐ取組が必要である。

① 農地法に基づき毎年実施する利用状況調査により、遊休農地の発生や遊休農地化されるおそれのある農地の把握に努める。
② 遊休農地の所有者を対象とした利用意向調査を実施し、農地の利用意向の把握を行い、収集した情報は、農地集積のための情報等として活用する。
③ 荒廃農地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、地域の実状に応じた取組により、再生困難な荒廃農地の前段階である遊休農地の発生防止に努める。
④ 肉用羊の生産・出荷の拡大に向け、羊の生産支援及び集落営農組織等への導入に対して支援

	が必要である。※現状では、耕作放棄地対策として維持管理の省力化を狙いとした肉用羊の放牧の見通しが立っていないことから、改定ビジョンでは、1-3 から除く。
⑤	人口減少に伴い日本型直接支払制度の取組面積が減少している。取組組織へのきめ細かな支援を継続することにより取組面積の維持、遊休農地の増加率を抑える必要がある。
⑥	鳥獣被害対策を行う取組組織や地域が着実に増えたことで一定の効果が出ている。今後は全市的な取組に拡大させながら、被害減少に向けて更なる取組の強化、支援が必要となっている。

【参考】食料・農業・農村基本計画における荒廃農地対策の位置付け(令和3年4月 農林水産省資料「荒廃農地の現状と対策」より)



第2 方針2 担い手の確保・育成

2-1 地域の中心となる担い手の確保・育成

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 認定農業者の確保	実施	認定農業者を確保するため、低利融資制度や税制上の特例等の認定農業者を対象とした支援策の情報提供を行うとともに、農業経営改善計画の策定・更新の相談に取り組みます。 市において、指導マネージャーが農業経営改善計画の策定・更新時における営農における相談対応を行った。 関係機関と連携し、「市農林業ガイド」や「担い手通信」等により、認定農業者に有用な補助事業などについて支援策の情報提供を行った。 ■令和元年度農業経営改善計画(新規、更新) 認定数 239 件 ■令和2年度農業経営改善計画(新規、更新) 認定数 214 件
② 強い経営体の育成	実施	意欲ある認定農業者の経営力を向上するため、農業経営相談所との連携等により、経営相談や研修の機会を提供します。 胆江地方農林業振興協議会において、農業経営相談所と連携した専門家派遣による個別相談活動を随時実施した。また、意欲ある認定農業者の経営力の向上に資するため、法人向上力セミナー等の研修を実施した。 ■令和2年度相談件数 8 件(税理士 6 件、社労士 2 件)
③ 集落営農の組織化支援	実施	集落営農の設立や法人化に向け、リーダーとなる人材や経理のノウハウを持つ人材の確保が課題となっているため、認定農業者等の研修における通学支援や会計ソフトの購入補助に取り組みます。 胆江地方農林業振興協議会において、集落営農組織を対象に法人化個別相談会を開催し、リーダーとなる人材の育成に取り組んだ。また、市において経理事務の習得に向けた通学支援や会計ソフトの購入補助事業を推進した。 令和2年度簿記ソフト導入補助金交付実績:2件、農業研修事業費補助金交付実績なし
④ 集落営農の経営継承の促進	実施	集落営農組織の構成員の高齢化が進む状況を踏まえ、次の世代に経営を引き継ぐことを目的に、地域農業マスタープラン等の集落座談会などにおいて、経営継承や他の集落営農組織との合併等を検討する機会を確保します。 集落営農組織の構成員の高齢化の進展を踏まえ、地域農業マスタープランの実質化に向けた話し合いの場において、経営継承などを含む、地域農業の方向性について検討を進めた。 令和2年度末において全 31 地域中 29 地域で実質化済

⑤ 法人化の支援	実施	農業経営の継続・拡大に向け、中心となる担い手の社会的信用力を向上するため、農業経営相談所等と連携し、法人化に関する研修や情報提供を行うなど、法人化の支援に取り組みます。
		岩手県農業経営相談所等と連携し、法人化に関する研修や情報提供を行うなど、法人化支援に取り組んだ。
		令和2年度における県経営相談所による法人化支援事業補助金の市内組織の活用件数:4件
⑥ 集落営農のビジネスモデルの検討	未実施	集落営農組織の設立や法人化に向け、冬期の作業の確保が課題となっている状況を踏まえ、冬期に栽培・出荷可能な作物の収益性の検討や、農産加工の試験的な展開の支援等新たなビジネスモデルの検討に取り組み、情報を提供します。
⑦ 集落営農における家畜導入の検討	一部実施	集落営農のビジネスモデルの候補として、肉用羊の放牧生産や、和牛繁殖経営の導入を検討する。
		集落営農のビジネスモデルの候補として、肉用羊の <u>導入</u> を推進した。 和牛繁殖経営の導入について、集落営農組織における固定資産の取扱いといった課題の把握に努めた。
⑧ 地域農業マスタープランの作成・更新(国名称:人・農地プラン) 【関連1-2、3-1】	実施	地域の中心となる経営体を明確にするとともに、農地の集積や集約化に向けた地域の機運を醸成するため、地域の積極的な話し合いを促し、地域農業マスタープランの作成や更新に取り組みます。
		令和元年度に実施した、耕作者へのアンケート、その結果を基に作成した図面を利用し、令和2年度末までに地域の話し合いを実施しプランの実質化を推進した。
		令和2年度マスタープラン実質化地域数 29 ※残る2地域については令和3年度において実質化予定

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の現状値	2021年度(中間評価)		2026年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 農産物販売金額 3,000 万円以上の経営体数 (農林業センサス)	86 経営体	90 経営体	104 経営体	114 経営体 (計画: 100 経営体)
2 法人の集落営農組織 (集落営農実態調査)	45 件	60 件	53 件	75 件
【達成状況の要因分析】 『一部達成』 農産物販売金額 3,000 万円以上の経営体数は計画を上回ったものの、集落営農の経営継承やビジネスモデル、家畜導入の検討結果について、地域内へ波及させる段階には至っておらず、法人の集落営農数は計画を下回った。				

(3)中間評価と今後の取組の方向性

マスタープランの実質化に向けたアンケート結果では、集落営農組織のうち、法人化予定が無い組織や方針未定の組織が多数あり、今後は方針未定の組織を中心に、地域の実状に合わせた支援が必要である。

①	本市の認定農業者の年齢が平均年齢約 63 歳(令和2年度末)と高齢化が進んでおり、多様な農の担い手の確保を通じて、認定農業者確保につながる取組が必要である。
②	引き続き、関係機関と連携し、意欲ある認定農業者の経営力の向上に資するため、農業経営相談センターと連携した個別指導、法人向上力セミナー等の研修を実施する必要がある。
③	令和3年度から国事業として開始している「経営継承・発展支援事業」により、集落営農組織内の経営を継承し、事業を発展させる取組を支援する必要がある。
④	集落の地域マスタープランの話合いの継続を通じて、定年退職者などの経営継承候補者の確保や、機械の共同利用など近隣集落との連携について取り組む集落への支援が必要である。
⑤	農業経営相談所等と連携し、法人化に関する研修や情報提供を行うなど、継続して法人化の取組を支援する必要がある。
⑥	ミニトマトの養液栽培による生産など、水稻育苗ハウスの遊休期において栽培・出荷が可能な作物を検討し、その生産振興の取組などについて支援する必要がある。
⑦	肉用羊の生産に継続して取り組むことにより、集落営農のビジネスモデルとしてその普及について検討する必要がある。 和牛繁殖経営の導入について、課題解決策について整理し、ビジネスモデルとして情報提供する必要がある。
⑧	地域農業マスタープランの実質化に向けた話し合いにより、地域内における農地の出し手、受け手の意向に関する、情報が整理できた。 今後はマスタープランの実践に向けて、地域内の話し合いを継続し農地集積、集約を進めるとともに、モデル地区を設置し、関係機関で支援するとともに、その取組の効果を地域内で普及させていく必要がある。 特にも中山間地については、担い手不足が見込まれることから、農地や林地の荒廃化が災害の発生につながる恐れもあり、放牧など粗放的な管理も選択肢とする話し合いを進める必要がある。

2-2 多様な農業者が活躍する環境整備

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 集落営農と多様な農業者の連携	一部実施	集落営農のビジネスモデルの検討に際しては、たとえば、農繁期の収穫、出荷・調整作業等、加工等、農地の出し手となる農業者や女性が参画できるモデルを検討します。 農業協同組合において、集落営農組織等における女性が働きやすい環境づくり(更衣室の設置、トイレ、働きやすい時間帯)について相談対応による支援を行った。
② 高ニーズ農産物の生産支援【関連 3-2】	未実施	家族経営等小規模農家を対象に、出荷団体や直売所が取り組む市場や消費者からニーズのある農産物の確保を目的とする栽培指導等とともに、種子・肥料代等を支援します。 市等において、市場や消費者からニーズのある農産物についての情報の把握や、それらに関する家族経営等小規模農家を対象とした情報提供、農産物の栽培指導や種子や肥料代の助成には至らなかった。
③ 農福連携の推進	実施	県や管内の農協を中心に、関係機関と連携し、セミナーや現地研修会の実施など農福連携につながる事業に取り組んだ。 県や管内の農業協同組合を中心に、関係機関と連携し、セミナーや現地研修会の実施など農福連携の仕組みづくりに向けた実証に取り組んだ。
④ 農繁期の労働力の確保	一時休止	農繁期の労働力として、都市住民や市内非農家の一般市民を園芸体験実習生として受け入れる「農村ワーキングホリデー」を推進します。 市等において、新型コロナウイルス禍の影響もあり、都市住民や市内非農家の一般市民を対象とした「農村ワーキングホリデー」の実施には至らなかった。

(2) 目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の 現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
	農業振興ビジョン上関連する目標値の設定なし			

(3) 中間評価と今後の取組の方向性

農福連携については、地域内での実証が進んでおり、今後は地域内へ普及推進する必要がある。その他の取組については他地域の取組などを含めて引き続き検討し、モデル例を増やし、普及する必要がある。

①	農地の出し手や女性が参画できるビジネスモデル、働きやすい環境づくりについて検討し、モデル集落での実践・検証を踏まえ、地域内での普及啓発を図る必要がある。
②	地元飲食店と生産者とのマッチング支援などにより、高ニーズ農産物を把握し、関係機関と

支援する作物についての情報共有、栽培指導支援を実施し、生産振興を図る必要がある。

種子・肥料代等の支援については今後も産地づくり推進事業の継続実施により取り組む必要がある。

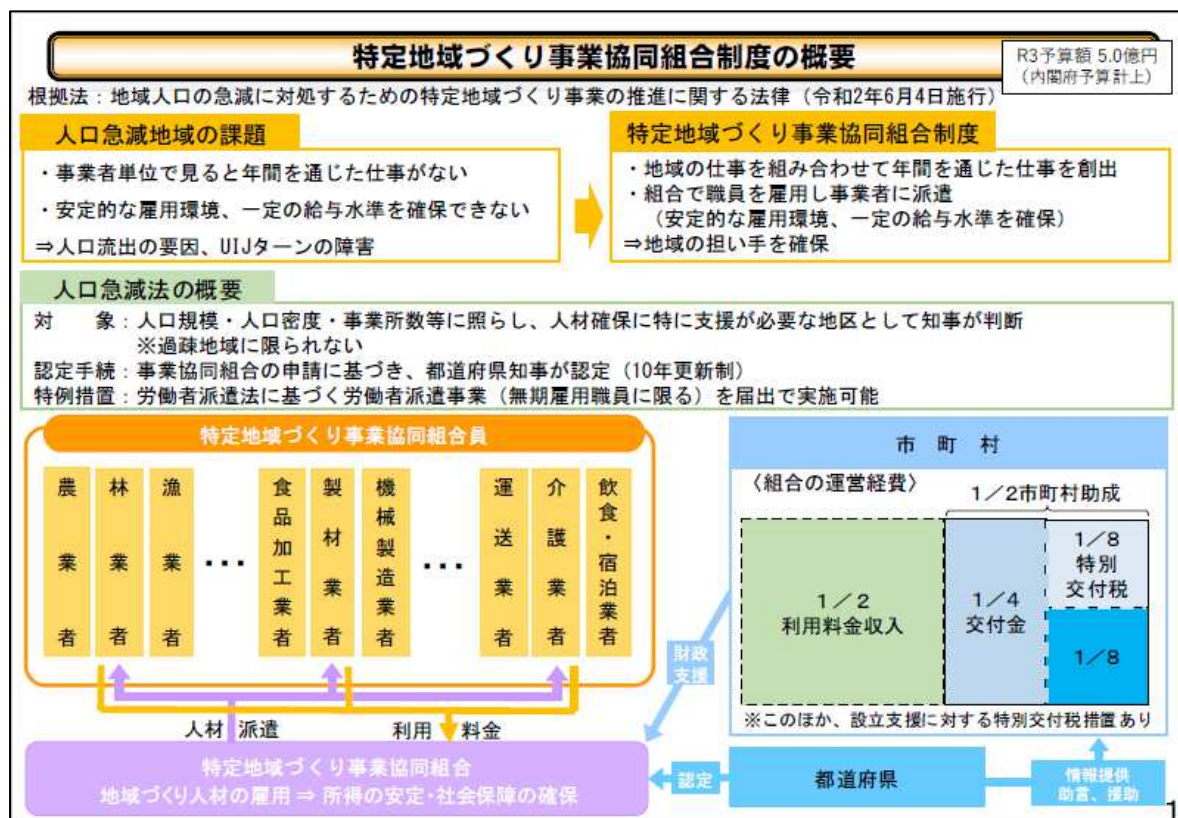
- ③ 引き続き県や農業協同組合等において、福祉事業所と農業者とのマッチング支援に取り組む。市は引き続き農福連携に関する情報提供に取り組む必要がある。

- ④ 農事組合法人などでのワーキングホリデーの実施について、県内の推進団体の取組等について情報収集・提供を行う必要がある。

地域人口の急減に直面している地域において農林業などの地域産業の担い手を確保するための新たな取組である「特定地域づくり事業※協同組合」制度の活用などについて検討する必要がある。

※特定地域づくり事業…マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業等を言う。夏季は農業に従事し、冬期は除雪作業に従事するなどの雇用確保が可能。

(参考)総務省主催「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」
オンライン説明会(令和3年9月28日)資料より



2-3 新たな担い手の確保・育成

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 認定新規就農者の確保に向けた研修の推進	実施	本市の農業を担う次の世代を確保するため、農業次世代人材投資事業準備型の情報提供を行います。 県や市等において、農業を担う次の世代を確保するため、農業次世代人材投資事業準備型に係る情報提供を行った。 関係機関と連携し、農業次世代人材投資事業経営開始型に取り組む新規就農者を支援し、早期の経営安定を図った。 令和2年度農業次世代人材投資事業準備型の市内実施者 1名
② 就農希望者の研修・就農支援	実施	就農希望者の研修機会の確保や就農支援を目的に、40歳未満の就農希望者に対し、主要品目による就農を支援するニューファーマー育成プログラムの情報提供に取り組みます。 また、農業教育研究施設等で実施する農業技術研修に対して支援を行います。 県や市等において、就農希望者の研修機会の確保や就農支援を目的に、40歳未満の就農希望者に対し、ニューファーマー育成プログラムの情報提供に取り組んだ。 岩手大学や県立農業大学校などの農業教育研究施設で実施する農業技術研修補助について、事業に関する情報提供に取り組んだが、活用には至らなかった。
③ 第二の人生の就農支援	一部実施	市の農業の新たな担い手確保の一環として、定年退職後の人材やUIターン者の就農を推進するとともに、園芸の担い手や集落営農組織のオペレーター等の農業技術研修に対して支援を行います。 定年退職後の人材やUIターン者の就農を推進するため、園芸の担い手や集落営農組織のオペレーター等の農業技術研修への一部助成事業を推進した。 令和2年度 認定農業者協議会による大型免許取得助成 38件
④ 農地の新規取得の面積要件の緩和 【関連 5-1】	実施	農村へのUIターン等による就農を推進するため、空き家への移住に伴う農地の新規の取得については、農地法による農地の新規取得の下限面積を緩和します。 併せて、耕作放棄が進む地域等においては、空き家への移住を伴わない農地の新規の取得についても下限面積の緩和を検討します。 令和元年度より、空き家バンクを利用して、空き家への移住に伴う農地の取得について、農地法による農地の取得の下限面積について緩和した。(50a→1a) 【令和元年度:1件、令和2年度:4件】 令和2年度より、空き家バンクを利用した空き家への移住を伴わない農地の取得における下限面積について緩和した。(50a→30a) 【令和2年度:8件】

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時 の現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 新規就農者〔評価時点から過去 5 年間ごとの累計値〕(奥州市資料)	117 名	122 名	121 名	130 名
【達成状況の要因分析】 『未達成』 ニューファーマー育成プログラム、農の雇用事業などの取組により一定の成果を得ているものの、計画数値を下回った。				

(3)中間評価と今後の取組の方向性

UI ターン者や定年退職者の就農、第三者継承に繋がる支援方策について検討するほか、下限面積の緩和について引き続き周知を図るなど、新たな担い手の確保につなげる取組を推進する。

①	農業次世代人材投資事業準備型に関する情報提供に引き続き取り組む必要がある。 また、県や農業協同組合などの関係機関で構成する「農業次世代人材投資事業サポートチーム」により新規就農者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」等の課題解決に向けた支援に取り組む。
②	ニューファーマー育成プログラムの情報提供及び情報発信に引き続き取り組む必要がある。 農業教育研究施設等で実施する農業技術研修に対する支援について、令和2年度は休止しているものの、支援内容を検討の上、引き続き取り組む必要がある。 移譲希望農家、継承希望者に関する情報収集に努め、関係機関と連携して第三者継承のマッチング支援に取り組む。
③	令和3年4月から、企業に70歳までの雇用確保を努力義務とする6つの関連法が実施されたことなどの影響もあり、定年退職後の人材確保がより困難になることが想定される。 多様な農の担い手が就農出来るよう、農業技術の習得に要する研修参加費用等に対して、支援内容を検討の上、引き続き取り組む必要がある。 地域人口の急減に直面している地域において農林業などの地域産業の担い手を確保するための新たな取組である「特定地域づくり事業※協同組合」制度の活用について検討する必要がある。【2-2④の再掲】 ※特定地域づくり事業…マルチワーカー(季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事)に係る労働者派遣事業等を言う。夏季は農業に従事し、冬期は除雪作業に従事するなどの雇用確保が可能。
④	下限面積の緩和は実施済みであり、新規就農者の確保につながるよう、引き続き周知を図る必要がある。

第3 方針3 消費者から支持される製品の生産力のアップ

3-1 米穀の生産性の向上

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 生産性・市場性の高い産地づくりの推進	一部実施	水稻は、「ひとめぼれ」「金色の風」を核として、生産性の高い産地づくりを推進します。併せて、実需者のニーズを踏まえた市場性の高い産地づくりを推進します。 江刺新稲作運動推進協議会や胆江地方「金色の風」「銀河のしずく」サポート会議により、首都圏等への実需者に対し産地のPRを行った。また、生産性を向上させるための各種検討を行った。
② 大型機械・施設の導入支援	実施	経営規模を拡大する認定農業者や集落営農組織に対し、大型機械や育苗施設等、規模拡大に必要となる機械・施設の導入を支援します。 地域の中心となる経営体等に対し、売上高や経営規模の拡大等経営発展に必要な機械・施設等の導入を支援した。 R1年度 国補助事業による機械等導入支援 4経営体
③ 大豆の生産・出荷拡大に向けた機械・設備の導入支援	未実施	今後の大豆の生産面積拡大に対応するとともに、過剰な設備投資を抑制するため、複数の集落営農組織によるコンバインや乾燥機の共同利用方式の導入を検討します。 大豆生産管理用機械の導入支援は取組んだが、利用については個々の経営体での取組に留まっている。
④ 先進技術の効果検証と導入支援	一部実施	ドローンによる生育診断や農薬散布、コンバインの自動運転技術等、先進の技術を導入し、コスト低減や収量のアップを目指す担い手に対し、機械や設備の導入費用助成を検討します。また、導入による費用対効果を検証し、その結果を多くの農業者に共有します。 胆江地方農林業振興協議会により、スマート農業先進産地の視察に生産者の参加を誘導した。また、ドローンを活用した植生診断や、薬剤散布等に活用した場合の生産性向上や省力化などの効果検証を行った。
⑤ 地域農業マスタープランの作成・更新 【関連 1-2、2-1】	実施	地域の中心となる経営体を明確にするとともに、農地の集積や集約化に向けた地域の機運を醸成するため、地域農業マスタープランの作成や更新に取り組みます。 令和元年度に実施した、耕作者へのアンケート、その結果を基に作成した図面を利用し、令和2年度末までに地域の話し合いを実施しプランの実質化を進めた。【令和2年度マスタープラン実質化地域数 29※残る2地域については令和3年度において実質化予定】

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の 現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 農業産出額 (農林水産省資料)	218 億円	226 億円	232 億円	236 億円 (計画:238 億円)
2 農業産出額〔米穀〕 (農林水産省資料)	110 億円	112 億円	129 億円	129 億円 (計画:115 億円)
【達成状況の要因分析】 『達成』 平成 30 年産米は品薄感から引き合いが強くなり販売価格が回復し、令和元年度産の取引も堅調であったことから、農業産出額は計画を上回った。				

※ 中間評価は R3.6.15 東北農政局公表の令和元年度推計値を記載。

(3)中間評価と今後の取組の方向性

米の需要が減少するなか、輸出用米や加工用米、麦・大豆などの低コスト生産を支援するほか、「金色の風」及び「銀河のしずく」の生産拡大を支援し、農業産出額の現状維持を図る。

①	実需者との交流を引き続き図ること等により、ニーズを踏まえた上で、各団体等と連携し生産性の向上を図る必要がある。 また、県が開発を進めている高温登熟耐性品種や良食味・多収(業務用)品種など、地域にあった品種の導入について、関係機関・団体等と連携して検討する必要がある。
②	各種補助事業を有効に活用し、地域農業や中心経営体等の発展に資する機械・施設等の導入を支援する必要がある。
③	大豆の機械・設備の共同利用について、国事業を活用した推進等を検討する必要がある。
④	胆江地方農林業振興協議会として、生産性・省力性向上に向けたスマート農業導入の可能性を検討する。また、先進技術導入に活用できる国・県等の事業を担い手通信などで周知する必要がある。
⑤	地域農業マスタープランの実質化に向けた話し合いにより、地域内における農地の出し手、受け手の意向に関する、情報が整理できた。 今後は地域農業マスタープランの実践に向けて、地域内の話し合いを継続し農地集積、集約を進めるとともに、モデル地区を設置し、関係機関で支援するとともに、その取組の効果を地域内で普及させていく必要がある。 特にも中山間地については、担い手不足が見込まれることから、農地や林地の荒廃化が災害の発生につながる恐れもあり、放牧など粗放的な管理も選択肢とする話し合いを進める必要がある。

3-2 園芸の拡大

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 生産性向上の支援	実施	栽培面積が拡大傾向にあるピーマンは、生産者や出荷団体による収量拡大に向けた生産方式の検討を支援するとともに、必要な設備や施設等の導入を支援します。 りんご、トマト、きゅうり、りんどう等他の園芸品目についても、生産者や出荷団体による省力化、収量・品質の向上、新品種の導入等の生産性向上に向けた検討及び検討結果に基づく設備や施設等の導入を支援します。 市場ニーズの高いピーマンの収量増加と長期安定出荷、担い手確保を図るため、園芸施設の導入支援と栽培方法の検討・普及等に取り組んだ。 その他園芸作物についても、地域の中心となる経営体等に対し、売上高や経営規模の拡大等、経営発展に必要な機械・施設等の導入を支援した。 令和2年度国県市補助によるピーマン生産ハウス導入 32棟 県市補助による既存品目生産機械等導入 8経営体
② 果樹の改植支援	実施	りんごは、GPSを用いた樹園地管理システム等の活用により、産地全体の戦略的な品種構成の検討を行うとともに、市場ニーズへの対応と、作業時期と労働力のピークを分散するため、早生から晩生までオリジナル品種を有する強みも活かした計画的な改植を支援します。 産地協議会等において、担い手確保、販売、生産、品種構成等の戦略的な検討に取り組み、国や市の補助事業を活用し計画的な改植を支援し、生産性と品質の向上に努めた。 令和2年度 管内農業協同組合改植面積 434 a
③ 土地利用型園芸品目の生産の拡大	実施	農産物の加工業務用需要の拡大に対応するとともに、水田農業の収益性を向上するため、ねぎ、じゃがいも等の機械化一貫体系による生産・出荷が可能な品目の生産を拡大し、機械や出荷調整設備の導入を支援するとともに、費用対効果を検証し、その結果を多くの農業者に共有します。 消費者ニーズが高く、機械化による省力化が期待されるねぎ等の土地利用型野菜の定着を図り産地化を目指すため、国・県・市の補助事業による機械導入を支援したほか、県と連携しジャガイモ栽培経営体のモデル化や産地拡大に向けた合意形成等に取り組んだ。 令和2年度 国県市補助によるねぎ関連機械導入 1経営体
④ 施設団地整備の検討	未実施	園芸の振興を目的とした施設団地整備の検討の一環として、団地化に向けた適地の検討に取り組みます。 平成30年度と令和2年度に施設の団地的整備を行い生産支援に取り組んだものの、一定規模に集積した団地整備については生産者意

		向等により検討していない。
⑤ 先進技術の導入支援	実施	農作業の省力化や生産性の向上を目的とし、施設園芸における環境制御技術や、農業機械の自動走行技術などの先進技術の導入を支援するとともに、技術導入の費用対効果を検証し、その結果を多くの農業者に共有します。 施設園芸における作物の収量拡大等を目指し、環境制御技術の習得や機器導入の支援のほか、実証データの地域展開等に取り組んだ。 令和2年度 県事業による環境モニタリング装置導入 5 経営体
⑥ 遊休ハウスの利用促進	一部実施	遊休化している農業用ビニールハウス等の貸付や譲渡を希望する所有者から情報提供を受け、物件を利用希望者へ紹介する体制の整備や、移設費用の支援について検討します。 遊休ハウスの斡旋に取り組んでいるものの、供給不足で継続性に課題があることから、体制整備や経費支援の検討には至っていない。
⑦ 高ニーズ農産物の生産支援【関連 2-2】	未実施	家族経営等小規模農家を対象に、出荷団体や直売所が取り組む市場や消費者からニーズのある農産物の確保を目的とする栽培指導等とともに、種子・肥料代等を支援します。 市等において、市場や消費者からニーズのある農産物についての情報の把握や、それらに関する家族経営等小規模農家を対象とした情報提供、農産物の栽培指導や種子や肥料代の助成には至らなかった。
⑧ 就農希望者の研修・就農支援【関連 2-3】	実施	就農希望者の研修機会の確保や就農支援を目的に、40歳未満の就農希望者に対し、主要品目による就農を支援するニューファーマー育成プログラムの情報提供に取り組めます。 県や市等において、就農希望者の研修機会の確保や就農支援を目的に、40 歳未満の就農希望者に対し、ニューファーマー育成プログラムの情報提供に取り組んだ。 農業教育研究施設等で実施する農業技術研修補助について、事業に関する情報提供に取り組んだものの、活用には至らなかった。

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の 現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 農業産出額 (農林水産省資料)	218 億円	226 億円	232 億円	236 億円 (計画:238 億円)
2 農業産出額〔野菜・果実・花き〕 (農 林水産省資料)	41 億円	45 億円	38 億円	40 億円 (計画:51 億円)
【達成状況の要因分析】 『未達成』 令和元年度において、野菜類は全国的に供給量が多く、また夏場の気温が低かったことから消費が鈍				

るなど、前年よりも単価安となり、果実については台風や降雹など気象の影響により出荷量が減少し、下位等級品が増えたことなどから、計画額を下回った。

※ 中間評価は R3.6.15 東北農政局公表の令和元年度推計値を記載。

(3)中間評価と今後の取組の方向性

農業産出額〔野菜・果実・花き〕は減額傾向だが、両農業協同組合による県の野菜販売額1億円計画(ピーマン、ねぎ)等の取組みにより販売額の維持・増を目指す。

①	各種補助事業を有効に活用し、地域農業や中心経営体等の発展、生産性向上に資する機械・施設等の導入を支援する必要がある。 県において、温暖化等の環境の変化に対応した新たな品種の開発を進めていることから、この地域にあった農産物や品種の導入について、関係機関・団体とともに検討する必要がある。
②	産地協議会等における戦略的、計画的な改植を支援する必要がある。
③	土地利用型園芸品目導入に係る費用対効果の検証、共有化を進め、各種補助事業を有効に活用し、必要な機械・施設等の導入を支援する必要がある。
④	施設団地の必要性等に応じて、適地を検討する。
⑤	各種補助事業を有効に活用し、先端技術の現場への導入・実証を支援する必要がある。
⑥	遊休ハウスの利用促進へ向けた支援策を検討する必要がある。
⑦	地元飲食店と生産者とのマッチング支援などにより、高ニーズ農産物を把握し、関係機関と支援する作物の情報共有、栽培指導支援を実施し、生産振興を図る必要がある。 種子・肥料代等の支援については今後も産地づくり推進事業により継続して実施する必要がある。
⑧	ニューファーマー育成プログラムの情報提供や情報発信に引き続き取り組む必要がある。 農業教育研究施設等で実施する農業技術研修に対する支援について引き続き取り組む必要がある。

3-3 畜産王国への復権

(1)取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 和牛の販売戦略の立案 【関連 4-1】	検討中	本市の和牛の飼養・出荷等数が減少し続ける中、知名度の高いブランド牛を有する状況や、繁殖・肥育両方の経営が行われている特性、世界的な和牛ニーズの高まり等の需要動向の変化を踏まえつつ、消費者や市場のニーズ、競合ブランド牛と比較した本市和牛の評価等の調査・分析に基づき、農業協同組合とともに、販売戦略を立案します。また、販売戦略立案の検討と合わせ、子牛の改良方針の検討及びブランドの統合の協議を行います。 農業協同組合が立案する販売戦略について情報交換を行った。
② 子牛の生産体制の強化	実施	公共牧場や周年預託施設の整備について検討します。 さらなる和牛子牛の増頭に向け、集落営農組織による和牛繁殖経営の導入に向けた検討を行います。 農業協同組合の取りまとめをうけて黒毛和種繁殖雌牛(岩手県基幹種雄牛産子)を自家保留又は管内導入に対し助成した。 令和元年度:176 頭、令和2年度189頭
③ 規模拡大に向けた施設導入の支援	実施	畜産経営の規模拡大を促進するため、交付金等を活用した施設の導入を支援します。 地域農業マスタープランに基づき、中心経営体が実施する畜産生産施設、設備整備事業に助成した(令和元年度5件、令和2年度5件)。 また、岩手県農業公社が進める粗飼料基盤の拡大、合理的な生産施設整備、畜産経営支援組織の施設整備等について助成した(令和元年度2件、令和2年度1件)。
④ 空き牛舎の利用促進	検討中	空き牛舎の賃貸または売却を希望する所有者から情報提供を受け、物件を利用希望者へ紹介する体制の整備について検討します。 農業協同組合との情報交換を行いながら体制の整備について引き続き検討を進めることとした。
⑤ 先進技術の導入支援	未実施	畜産経営における労働環境の改善や、生産性を向上することを目的に、家畜の状況を覚知する技術等の先進技術の導入を支援するとともに、技術導入の費用対効果を検証し、その結果を多くの農業者に共有します。 酪農において、乳用雌雄判別精液購入の助成に代わり、妊娠関連糖たんぱく検査に取り組むこととした。
⑥ 肉用羊の拡大	実施	放牧による肉用羊の生産・出荷の拡大に向け、羊の生産支援及び集落営農組織等への導入支援に取り組みます。 新たな地域振興畜産物とすることを目指し、羊の新規飼養、増頭、牧柵の導入に係る対象経費の一部を補助した。

		■令和元年度 羊の飼養頭数 123 頭 ■令和2年度 羊の飼養頭数 127 頭
⑦ 酪農、養豚、養鶏の経営支援	一部実施	優良乳用雌牛の導入や価格安定基金の生産者負担などを支援し、畜産の経営安定対策に取り組みます。 酪農については、農業協同組合がとりまとめる優良乳用雌牛導入（令和元年度 22 頭、令和2年度 16 頭）や乳用雌雄判別精液購入（令和元年度 155 本、令和2年度 100 本）の助成を行った。 養鶏については、ブロイラーの市場価格が一定の価格を下回った場合に生産者に補てん金交付される県チキン協同組合の基金造成に補助を行った。

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 農業産出額 (農林水産省資料)	218 億円	226 億円	232 億円	236 億円 (計画:238 億円)
2 農業産出額〔畜産〕 (農林水産省資料)	65 億円	67 億円	62 億円	65 億円 (計画:70 億円)
【達成状況の要因分析】 『未達成』 令和元年度における和牛子牛販売価格は高価格帯を維持し、肉牛については銘柄確立及び品質向上に努めたものの出荷頭数、販売価格が前年を下回り、計画額を下回った。				

※ 中間評価は R3.6.15 東北農政局公表の令和元年度推計値を記載。

(3)中間評価と今後の取組の方向性

牛肉の需要の落ち込みによる和牛枝肉価格の下落が懸念される中、後継者不足等による畜産農家数の減少が見られる。農業協同組合を中心に販売戦略の立案、生産体制の強化、施設整備等を進め、高品質で低コストな生産振興を図る。

また、新たな取組として、「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画（令和3年3月）」等に基づき、県等を中心として、関係機関において獣医療の体制整備に関する情報共有を図る必要がある。

①	販売戦略立案の検討を進めながら、子牛の改良方針の検討及びブランドの統合の協議を行う。
②	公共牧場や周年預託施設の整備を検討し、また、集落営農組織による和牛繁殖経営の導入に向けた検討する。
③	畜産経営の規模拡大を促進するため、交付金等を活用した施設の導入を支援する。
④	農業協同組合との情報交換を行いながら体制の整備について引き続き検討を進める。
⑤	技術導入の費用対効果を検証し、その結果を多くの農業者への情報共有を図る。
⑥	肉用羊の生産・出荷の拡大に向け、羊の生産支援及び集落営農組織等への導入に対して支援する。
⑦	優良乳用雌牛の導入や価格安定基金の生産者負担などを支援する。

第4 方針4 本市の農畜産物の需要拡大

4-1 消費地への戦略的な販路開拓

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 販路開拓への支援	実施	「奥州産」の農産物や加工品の知名度とイメージを向上し、需要を拡大するため、農業協同組合等の出荷団体が行うPRキャンペーン、量販店や米穀卸等のバイヤーの招へい、卸売市場における消費宣伝活動、店頭における販促等を支援し、既存の販売先との信頼関係の向上や、新たな販路の開拓を促進します。 江刺りんごや金色の風など奥州市産の農産物等のイメージアップのため、PRキャンペーンや消費者・販売店との交流、SNSによる情報発信、コロナ禍における産地オンラインツアー等、ブランド戦略の取組を支援し、さらなる販路拡大・開拓に努めた。 また、6次産業化による加工品については、農家の販売会や商談会への出品に対する支援を行ったほか、リモートを活用したオンライン商談会を令和2年度に1回実施した。
② 輸出の支援	一部実施	米等の海外での需要が見込まれる商品について、マーケティング調査、試験販売、販路の構築等の輸出拡大を支援します。 主食用米の需要が減少する中、中長期的に輸出米の出荷数量の拡大を図るため、輸出事業者等と連携し、輸出米数量拡大に向け、新規及び既存取引先に対し商談等を実施した。 令和2年度 管内農業協同組合輸出米 前年比 300 トン増
③ 和牛の販売戦略の立案 【関連 3-3】	検討中	本市の和牛の飼養・出荷頭数が減少し続ける中、知名度の高いブランド牛を有する状況や、繁殖・肥育両方の経営が行われている特性、世界的な和牛ニーズの高まり等の需要動向の変化を踏まえつつ、消費者や市場のニーズ、競合ブランド牛と比較した本市和牛の評価等の調査・分析に基づき、農業協同組合とともに、販売戦略を立案します。また、販売戦略立案の検討と合わせ、子牛の改良方針の検討及びブランドの統合の協議を行います。 農業協同組合が立案する販売戦略について情報交換を行った。

(2) 目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の 現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 農業産出額 (農林水産省資料)	218 億円	226 億円	232 億円	236 億円 (計画:238 億円)
2 農業産出額〔米穀〕 (農林水産省資料)	110 億円	112 億円	129 億円	129 億円 (計画:115 億円)
3 農業産出額〔畜産〕	65 億円	67 億円	62 億円	65 億円

(農林水産省資料)				(計画:70 億円)
4 農業産出額〔野菜・果実・花き〕 (農林水産省資料)	41 億円	45 億円	38 億円	40 億円 (計画:51 億円)
【達成状況の要因分析】 『一部未達成』 気象条件等や市場動向に左右されることから、畜産や園芸については計画額を下回ったが、米穀については堅調な取引もあり、農業産出額全体では計画を上回った。				

※ 中間評価は R3.6.15 東北農政局公表の令和元年度推計値を記載。

(3)中間評価と今後の取組の方向性

社会情勢の変化等による農畜産物の消費低迷や、激しさを増す産地間競争など、農業生産・消費を取り巻く環境は変化していることから、今後も消費地への有効な販売戦略を検討し取り組む必要がある。

①	引き続き、関係機関が連携し、奥州産のイメージアップ活動の取組を支援し、さらなる販路拡大・開拓に努める必要がある。 特に、新たな取組として首都圏などの小売店や飲食店とのつながりの構築やインターネット販売のさらなる普及に向けて、検討し推進していく。
②	水田収益力強化ビジョンの検討を進める中で、関係者が一体となった輸出用米生産の取組を検討する必要がある。また、事業者に対し国や県支援事業の情報提供を行っていく必要がある。
③	販売戦略立案の検討を進めながら、子牛の改良方針の検討及びブランドの統合の協議を行う。

4-2 地産地消のイメージアップ (※中間評価後は施策名を「地産地消の推進」に変更)

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 直売所等の販売施設のPR	実施	イベント等での直売所施設の活用や、施設ごとに特色のある地元食材などの情報発信を通じて、地産地消の拠点となる直売所のPRを推進します。 市内農畜産物等の販売コーナーを設けている量販店や地元食材を活用する飲食店のPRを行います。 産直施設及び地元食材を取り扱っている小売、スーパー等で市の地産地消施策に賛同する事業所を「おうしゅう“まるかじり”応援の店」として17事業所を認定したほか、奥州市産の農畜産物を年間通じて50%以上利用している飲食店を「う米のおうしゅう食の黄金店」として7事業所認定し、これらの事業所をおうしゅうまるかじりの日ポスター、市ホームページ及びSNSを活用して周知した。
② 食の安全安心の確保	実施	農業生産工程管理(GAP)について生産者が理解を深めるための研修会の開催等、GAPの取り組みを推進します。 市内の直売所、市内産農畜産物の販売コーナーにおいては、生産履歴が管理された農産物等の出荷、販売を促進するなど、食の安全安心の確保に取り組めます。 環境保全型農業直接支払交付金取組農家を対象に、GAPの内容、効果の理解を深める研修会(オンライン含む)、個別指導によりGAPの実施を推進した。 市内の直売所や量販店等の産直コーナーでは、生産者名を表示し、顔の見える安心安全な農畜産物の販売に取り組んだ。
③ 食育の推進	実施	学校給食における地元食材の率先利用を継続するとともに、授業やイベントでの農業体験の実施、地域の行事食や郷土食を学ぶ料理教室の開催などを通じて、本市の農産物や伝統食を次の世代へ継承するための活動を推進します。 学校給食会が定める単価と市産米の価格差を補てんする奥州市地産地消推進事業及び奥州っ子給食への食材提供を実施した。 (令和2年度奥州っ子給食実施回数:平均 5.9 回) 市内の多くの小中学校や幼保施設では農業体験や農家の出前授業等を実施した。(令和2年度農業体験を実施した小学校数:27 校中 22 校)
④ おうしゅうまるかじりの日のPR	実施	市民が地産地消について自ら考え行動する日として定めた「おうしゅうまるかじりの日(毎月第4土曜日)」の定着を目的に、おうしゅうまるかじりの日のPR資材の作成・配布や、市内の店舗等と連携したPR活動を推進します。 「おうしゅう“まるかじり”応援の店」として17店舗認定し、おうしゅうまるかじりの日のPRポスターとミニノボリを作成・配布したほか、SNSによ

		る情報発信を行った。(SNS情報発信回数:令和2年度 43回)
--	--	---------------------------------

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時 の現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 学校給食への地元食材の利用率 (教育委員会学校教育課調べ)	44%	45%	41%	49%
【達成状況の要因分析】 『未達成』 2021 年度は、学校給食で使用したい時期に仕入れ先において確保ができないケースがあったとのことで、多くの野菜で市産食材の利用率・数量が減少傾向となった。 一方、キャンペーンを実施した里芋や、市の特産品である市産牛肉やりんご、通年使える豆腐、油揚げ等の加工品の使用数量が増えた。				

(3)中間評価と今後の取組の方向性

①	より一層市民の地産地消への意識が高まっていることから、適時適切な情報発信を行う必要がある。産直施設等のおすすめ商品や旬の食材をSNSで紹介する等により引き続き周知する必要がある。 また、食品ロス対策や SDGsなどの観点から農産物の規格外品の販売につながる取組などについて検討し推進していく。 なお、取組項目名を「市内産農畜産物等の需要拡大」に改め、幅広く市内での市内産農畜産物の需要拡大に取り組む。
②	引き続きGAPの実践を推進し、生産工程管理による効率的な農業経営と環境負荷の低い農業生産を進める必要がある。 ※食の安心安全は地産地消だけでなく生産及び販売全般に関わることから、「1 消費地への戦略的な販路開拓」に掲載することとしたい。
③	地域の食材や食文化を学ぶにあたり、学校給食は非常に重要な取組であるが、今後給食施設の統合により一施設あたりの食数が増えた場合、給食施設が求める数量の確保やカット等の下処理が課題となり、給食における地元食材の利用率の低下が懸念される。 学校給食については、引き続き奥州市産米の使用を継続するとともに、特色のある農畜産物や、新たに開発された加工品等の学校給食への供給を検討する必要がある。
④	未だ市民に定着していないため、おうちゅう“まるかじり”応援の店の協力を得ながら引き続き適時適切な情報発信を行う必要がある。 ※市内での市内産農畜産物等の需要拡大に関する取組の一環であることから、「①市内産農畜産物等の需要拡大」へ統合することとしたい。

(4)総合計画後期計画における成果指標（農業振興ビジョンにおける目標と異なる指標を設定する場合）

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定 の考え方
主な農畜産物の 産直施設販売額	百万円	1,702	1,740	1,777	農業協同組合所管産直施設の売上販売目標を参考に試算したもの。

4-3 6次産業化の推進

(1)実施した主な事業

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 6次産業化に挑戦する人材への支援	実施	本市の農畜産物を主原料とした加工など、6次産業化により本市農畜産物の需要拡大を図るため、6次産業化にチャレンジする人材や組織に対し、施策等の試験的な取り組みの実施や設備の導入等について、支援を行います。 奥州6次産業化推進事業補助金により、市産農畜産物を活用した6次産業化商品の開発や販路開拓等付加価値向上のための取組に対し支援を行った。(令和2年度補助金交付実績:2件)
② 6次産業化に挑戦する人材の育成	実施	生産者の課題を解決するための相談会や、セミナーの開催、目標実現のためのフォローを行います。また、「食」に関わる人材の育成に取り組みます。 岩手県食のプロフェッショナルアドバイザーによる、相談者それぞれの課題に寄り添った「伴走型」のアドバイスや、ニーズに沿ったセミナーを実施した。(令和2年度個別相談件数:11件)
③ 食の外部化に対応する6次化商品の研究	一部実施	高齢世帯や共働き世帯の増加などによる食の外部化、簡便化の進展に対応する6次化商品の研究に取り組みます。 食の外部化に対応する6次化商品の研究については、加工施設の整備の可能性を農業協同組合等と検討し、稼働率や採算についての課題があることから、現状は新たな施設整備は困難であり、外部委託による商品開発が主となることを確認した。 なお、管内の2つの農業協同組合では、コロナ禍の巣ごもり需要を見込んで、バックごはんを委託製造し販売している。

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の 現状値	2021年度(中間評価)		2026年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 市の商品開発等の支援による6次産業化件数	5件	7件	7件	9件 (計画:10件)
【達成状況の要因分析】 『達成』 奥州6次産業化推進事業補助金(単費)により商品開発に至った件数であり、計画通り推移している。 一方、補助金を活用せずに商品開発に至ったケースもあることから、個別相談等で把握した案件も含めることを検討し、より実態に沿った指標としたい。				

(3)中間評価と今後の取組の方向性

① 農業者の新たなチャレンジの後押しが引き続き有効であることから、取り組む者の段階に応じた適切な支援を行えるように事業を見直す必要がある。
② 引き続き相談者に寄り添ったアドバイスやセミナーを開催し、6次産業化に挑戦する者を育成する必要がある。

また、外部の専門家も活用しつつ、県、農業協同組合及び商工会議所等、市内の関係機関で連携してフォローできるような体制を構築する必要がある。

- ③ 6次化商品いわゆる食品加工商品については、商品化しても成功するものは極めて少なく、難しい分野であることが岩手県工業技術センターからの情報で明らかになった。

このことから、6次化商品を開発する上では、食の外部化だけでなく多様なニーズを把握して商品開発する必要がある。

よって、今後の方向性としては、6次産業化に取り組む農業者や事業者が取り組みやすくなるよう継続的な支援が大切と考えている。

※取組項目①及び②に特化することとし、当項目は削除したい。

第5 方針5 農山村の振興

5-1 農村の保全と活性化

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 農村の維持・保全のための組織活動の強化	実施	日本型直接支払制度の取組組織へのサポートを行うとともに、特色ある活動を奨励し、農村の維持・保全のための組織の活動を支援します。 日本型直接支払制度の取組組織に対し、研修会や現地指導、出張受付・相談等を実施した。 また、加算措置に取り組む組織については、個別相談等により制度活用に向けてきめ細かな支援を行った。(令和2年度:多面的 138 組織 中山間 201 協定 環境保全 67 組織、研修会 2 会場、現地指導 22 組織、出張受付 3 回)
② 有害鳥獣対策の推進 【関連 1-3】	実施	中山間地域の農業や農村保全を維持するため、農産物への鳥獣被害の抑止を目的とした防護柵の設置や、わなの貸し出し及び鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲活動を支援します。 また、集落など地域ぐるみによる被害対策の取組、鳥獣被害対策実施隊の担い手の支援を行います。 電気柵設置や鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣捕獲への支援のほか、地域ぐるみの被害対策活動や日本型直接支払制度による鳥獣被害対策の活用を研修会等で周知し、地域意識の醸成を図った。 また、鳥獣被害対策実施隊の担い手支援を新設した。(令和2年度:電気柵設置 計 6 件 延長 7,600m、有害捕獲 ニホンジカ 373 頭、イノシシ 85 頭、担い手支援 銃免許 7 件 わな免許 6 件)
③ 地域活性化の取組の推進	実施	地域の資源を活かし、農村に人を呼び込む等、農業や地域の活性化に結びつけるモデル的な取組を支援します。 また、グリーン・ツーリズムなどの都市と農村の交流を促進する取組について支援します。 東稲山麓地域の世界農業遺産認定に向けた取組の中で、地域活性化組織の活動について支援を行った。 また、農業や地域活性化に向けた意欲的な取組を行っている地域を県に推薦し、いわて農林水産振興協議会長表彰の受賞に繋がった。 おうしゅうグリーン・ツーリズム推進協議会を中心に都市と農村の交流を推進した。(コロナ禍の影響もあり、令和2～3年度は受入中止)
④ 営農条件の改善	実施	中山間地域等の小規模な農地の営農条件の改善に向け、日本型直接支払制度等を活用した簡易な基盤整備を進めるべく、取組組織における話し合いを支援します。

		日本型直接支払制度の取組組織に対し、研修会や個別相談等による組織の話し合いに向けた支援を行った。 また、新設された県のいきいき農村基盤整備事業を周知し、希望組織への支援を行った。(令和2年度:1地区)
⑤ 農地の新規取得の面積要件の緩和 【関連 2-3】	一部実施	農村へのUIターン等による就農を推進するため、空き家への移住に伴う農地の新規の取得については、農地法による農地の新規取得の下限面積を緩和します。 併せて、耕作放棄が進む地域等においては、空き家への移住を伴わない農地の新規の取得についても下限面積の緩和を検討します。 空き家バンクを利用して、空き家への移住に伴う農地の取得について、農地法による農地の取得の下限面積について緩和した。(50a→1a) 空き家バンクを利用した空き家への移住を伴わない農地の取得における下限面積について緩和した。(50a→30a)

(2)目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
1 農業振興地域での新規転入就農者数 (奥州市資料)	11 名	15 名	5 名	20 名
2 多面的機能支払交付金制度の取組面積 (※) (奥州市資料)	14,997ha	14,997ha	14,220ha	13,500ha (計画:14,997ha)
3 中山間地域等直接支払制度の取組面積 (※) (奥州市資料)	6,110ha	6,110ha	5,647ha	5,250ha (計画:6,110ha)
4 電気柵設置延長(補助対象) ※新規設定	31km	44km	48km	69km
【達成状況の要因分析】 『未達成』 農村部は人口減少や高齢化が著しいことから、日本型直接支払制度の取組面積の維持が難しくなっている。中山間地域等直接支払制度は令和2年から第5期対策が開始され、協定農用地の見直しが図られたことで、取組面積が減少している。				

(現行ビジョン策定時の目標値の考え方)

※多面的、中山間の取組面積は最大限まで拡大していることから、現在の取組面積の減少を抑止することを目標とする。

(3)中間評価と今後の取組の方向性

①	人口減少に伴い多面的及び中山間を含む日本型直接支払制度の取組面積は減少傾向にある。人口減少社会を踏まえ、取組面積の維持に向けた協定農用地追加の働きかけ、組織内の合意形成に向けたサポートを引き続き行う必要がある。
②	有害鳥獣による被害額は増加傾向にあることから、電気柵設置支援の拡充を含め、地域ぐるみの被害対策活動や日本型直接支払制度による鳥獣被害対策の活用を広げることにより、個人から地域全体としての被害対策を強化していく必要がある。
③	やる気や特色のある地域及び各種団体等の把握に努めながら、県等の支援制度の活用に向け

たサポートを行っていく必要がある。 グリーン・ツーリズム協議会会員の高齢化も進展しており、従来の教育旅行の受入れ体制が困難となる見込みである。今後は農泊についての機運醸成と民泊を伴わない農作業体験の在り方について検討を進める。	
④	日本型直接支払制度の取組組織等における営農条件の改善に向けた話し合いを通じて、県等の支援制度の活用に向けたサポートを行っていく必要がある。
⑤	令和2年度から移住を伴わない農地の取得についても、下限面積を50aから30aに緩和している。この面積については、今後も農業委員及び農地利用最適化推進委員の意見を聴きながら検討を行う。

(4)総合計画後期計画における成果指標（農業振興ビジョンにおける目標と異なる指標を設定する場合）

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定 の考え方
農村体験交流イベント参加者数(田植え、稲刈り、収穫体験等)	人	—	2,500	2,500	コロナ禍前の現状値(H30 農村生活体験受入者数2,498 人)を目標とします。

5-2 山林の再生による特用林産物の振興

(1) 取組内容

取組項目	実施状況	取組内容(上段:計画、下段:中間評価時点での取組状況)
① 森林資源の再生	実施	広葉樹林の伐採・更新を行うとともに、放射線物質のモニタリング調査を行って、放射線量の低減を図り、出荷制限の解除を目指します。 広葉樹林を伐採して放射性物質のモニタリング調査を行い、データ収集を行った。
② 資材の更新	実施	現在、市内で生産できないホダ木等の生産資材の購入費用について、補助等の支援を検討し、計画的な資材更新による出荷制限の解除を目指します。 自家生産できないホダ木等の生産資材について、購入費用の補助による支援を行った。
③ 新たな特用林産物の育成	実施	震災前に主産品であったしいたけに加え、わさびや山菜を本市の特産物として育成することを目的に、市場性の調査や産地化の検討に取り組みます。 震災前に主産品であった<u>原木</u>しいたけに加え、わさびや山菜を本市の特産物として育成することを目的に、産地化の検討を進める一環として、畑わさびの試験栽培を実施した。

(2) 目的の達成状況

項目 (把握方法)	計画策定時の 現状値	2021 年度(中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画	実績	
	農業振興ビジョン上関連する目標値の設定なし			

(3) 中間評価と今後の取組の方向性

①地元産のホダ木を利用できるようにするためには、放射性物質について今後も継続したモニタリング調査を行う必要がある。
②特用林産物の安定供給に向け、安全な生産資材を使用するための支援を継続する必要がある。
③出荷が制限されている特用林産物のお荷制限解除を目指すとともに、新たな特産物を育成する必要がある。

(4) 総合計画後期計画における成果指標（農業振興ビジョンにおける目標と異なる指標を設定する場合）

指標名	単位	現状値 (R2)	中間目標値 (R6)	目標値 (R8)	目標設定 の考え方
原木しいたけの生産量(累計)	kg	379	380	380	現状における生産数量の維持を目指す。

■農業振興ビジョン中間評価書等策定の経過

令和3年6月10日	令和3年度 第1回農林審議会(書面開催)	・市より奥州市農業振興ビジョンの中間評価案と改定案の策定に関する協力を依頼 ・審議会内の専門部会として中間評価プロジェクトチームを設置。
令和3年6月29日	第1回農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議	① 座長及び座長代理の互選 ② 以下の項目の協議 ・プロジェクトチーム会議の進め方について ・中間評価(案)について
令和3年7月6日～7月21日	ヒアリング調査①	農事組合法人 上小田代、農事組合法人 アグリ笹森、青年農業士2名(畜産、園芸)に対してヒアリングを実施
令和3年7月28日	第2回農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議	- 以下の項目の協議 ・中間評価(案)について ・奥州市農業振興ビジョン改定(案)の策定について
令和3年8月18日	市議会全員協議会	- 以下の項目の説明 ・奥州市農業振興ビジョン改定(案)の概要
令和3年9月10日	ヒアリング調査②	有限会社 下館農産に対してヒアリングを実施
令和3年10月5日	市議会産業経済常任委員会	- 以下の項目の説明 ・奥州市農業振興ビジョン中間評価(案)について ・奥州市農業振興ビジョン改定(案)について
令和3年10月11日	令和3年度第2回農林審議会	- 以下の項目の説明 ・奥州市農業振興ビジョン中間評価(案)について ・奥州市農業振興ビジョン改定(案)について
令和3年10月15日～10月29日	パブリックコメント手続	
令和3年11月2日	第3回農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議	
～令和4年3月(予定)	令和3年度農林審議会	奥州市農業振興ビジョン改定案について諮問・答申

奥州市農林審議会条例

(設置)

第1条 総合的な農林業施策の推進に関し重要事項を調査及び審議するため、市長の附属機関として奥州市農林審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌)

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

(1) 農林業振興のための基本的な施策に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、総合的な農林業施策の推進に関する重要事項に関すること。

2 審議会は、総合的な農林業施策の推進に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 農林業関係団体の役職員

(2) 商工業関係団体の役職員

(3) 農林業者

(4) 関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(専門部会)

第5条 審議会に関し必要な事項を協議するため、専門部会を置くことができる。

(会議)

第6条 審議会は、市長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、農林部農政課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

奥州市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム設置要領

(令和3年6月10日奥州市農林審議会決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、奥州市農林審議会条例（平成18年奥州市条例第15号）第5条の規定による専門部会として設置する奥州市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム（以下「中間評価プロジェクトチーム」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 中間評価プロジェクトチームの所掌事項は、奥州市農業振興ビジョンの中間評価及び改定案の検討、これらに必要な調査、企画、資料の作成等を行うこととする。

(組織)

第3条 中間評価プロジェクトチームは、市の職員並びに奥州市農林審議会条例第3条第1項第1号又は第4号の規定により委嘱された委員が属する組織から推薦された者をもって構成する。

(座長及び座長代理)

第4条 中間評価プロジェクトチームに座長及び座長代理1人を置き、構成員の互選とする。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 中間評価プロジェクトチームは、座長が招集する。ただし、最初の会議は、奥州市農林審議会会長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 座長が会議を招集する時間的余裕がない場合または特段の事情があると認める場合は、構成員に回議して中間評価プロジェクトチームの審議に代えることができる。

(検討組織)

第6条 ビジョンの策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行うため必要と認めるときは、中間評価プロジェクトチーム内に別に検討組織を置くことができる。

(報告)

第7条 座長は、中間評価プロジェクトチームでの協議結果を奥州市農林審議会会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 中間評価プロジェクトチームの庶務は、農林部農政課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

奥州市農林審議会委員名簿（任期：R2. 8. 1～R4. 7. 31、R3. 4. 1時点）

	区分	所属	職名	氏名	備考
1	1号委員	岩手ふるさと農業協同組合	経営管理委員会会長	後 藤 元 夫	
2	1号委員	岩手江刺農業協同組合	代表理事組合長	小 川 節 男	
3	1号委員	岩手県農業共済組合胆江地域センター	統括理事	及 川 良 男	
4	1号委員	奥州地方森林組合	代表理事組合長	小 原 剛一郎	
5	1号委員	胆沢平野土地改良区	理事長	及 川 正 和	
6	1号委員	奥州市農業委員会	会長	阿 部 恒 久	
7	2号委員	奥州商工会議所	専務理事	菊 地 浩 明	
8	2号委員	前沢商工会	副会長	三 浦 真	
9	3号委員	胆江地方農村青年クラブ	会員	佐々木 久 江	
10	3号委員	胆江地方農業農村指導士会	会長	及 川 欣 一	
11	3号委員	奥州市認定農業者協議会	会長	阿 部 正 三	
12	3号委員	岩手ふるさと農業協同組合女性部	部長	菅 原 情 子	
13	3号委員	岩手ふるさと農業協同組合女性部	副部長	佐 藤 今 子	
14	3号委員	岩手江刺農業協同組合女性部	部長	佐 藤 好 枝	
15	3号委員	岩手江刺農業協同組合女性部	副部長	佐 藤 康 子	
16	3号委員	胆江地方産直施設連絡会	副会長	秋 葉 伊一郎	
17	4号委員	東北農政局岩手県拠点	総括農政推進官	佐々木 進	
18	4号委員	岩手南部森林管理署	署長	中 島 章 文	
19	4号委員	県南広域振興局農政部	副局長兼農政部長	高 橋 浩 進	
20	4号委員	県南広域振興局林務部	林務部長	及 川 竜 一	
21	4号委員	県南広域振興局農政部農村整備室	室長	菊 池 力	
22	4号委員	奥州農業改良普及センター	所長	佐 藤 明 子	
23	4号委員	岩手県県南家畜保健衛生所	所長	千 葉 伸	

奥州市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議構成員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
岩手ふるさと農業協同組合	営農企画課長	岩渕 政記	
岩手江刺農業協同組合	次長兼営農振興課長	藤沢 英彦	
岩手県農業共済組合胆江地域センター	収穫共済課長	及川 光夫	
奥州地方森林組合	森林整備課長	菊池 甚裕	
胆沢平野土地改良区	企画換地課長	石川 康幸	
奥州市農業委員会	事務局長	菊池 紀人	
東北農政局岩手県拠点	総括農政推進官	佐々木 進	
岩手南部森林管理署	森林技術指導官	齋藤 晃	～9.30
	森林技術指導官	出川 真潮	10.1～
県南広域振興局農政部	農政調整課長	三角 正裕	
県南広域振興局林務部	技術主幹兼 林業振興課長	菊池 春彦	
県南広域振興局農政部農村整備室	技術主幹 兼農村計画課長	細谷 文彦	
奥州農業改良普及センター	地域指導課長	長谷川 聡	
県南家畜保健衛生所	大家畜課長	八重樫岳司	
奥州市農林部	農政課長	小岩 敬一	
奥州市農林部	農地林務課長	菊地 健也	
奥州市農林部	食農連携推進室行政専門監	鈴木 清浩	

奥州市 における農業の現状と変化 - 農林業センサスより -

広域・普及区分

市町村名

旧市町村名

比較地域

岩手県

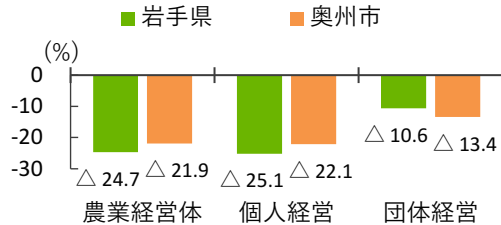
県南広域振興圏

奥州市

岩手県

1 農業経営体数

(2015~2020の増減率)

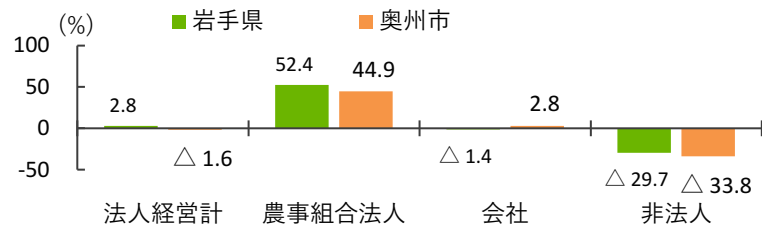


単位：経営体

区分	農業経営体	個人経営	団体経営
2015	8,005	7,811	194
2020	6,252	6,084	168

2 組織形態別経営体数(団体経営体)

(2015~2020の増減率)

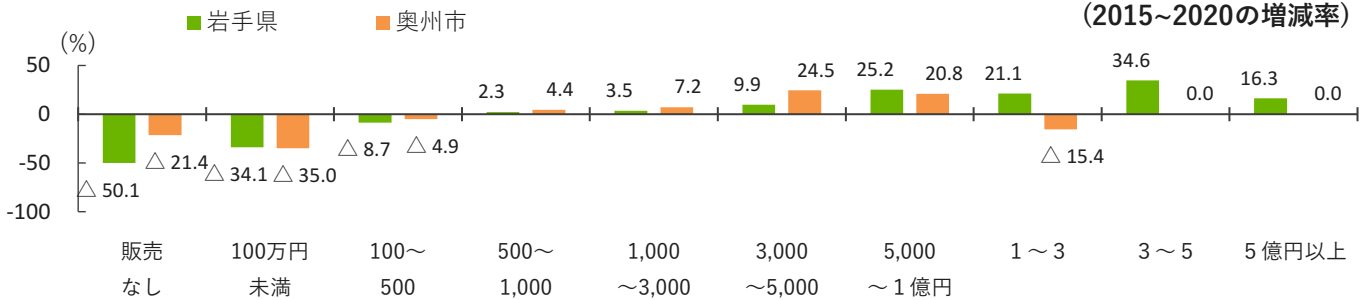


単位：経営体、%

区分	法人化している				地方公共団体等	法人化していない	団体経営に占める法人割合
	計	農事組合法人	会社	その他			
2015	123	49	36	38	-	71	63
2020	121	71	37	13	-	47	72

3 農産物販売金額規模別経営体数

(2015~2020の増減率)

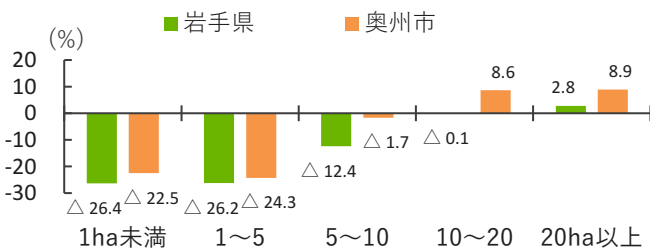


単位：経営体

区分	販売なし	100万円未満	100~500	500~1,000	1,000~3,000	3,000~5,000	5,000~1億円	1~3	3~5	5億円以上
2015	398	4,569	2,413	344	195	49	24	13	-	-
2020	313	2,972	2,295	359	209	61	29	11	2	1

4 経営耕地面積規模別経営体数

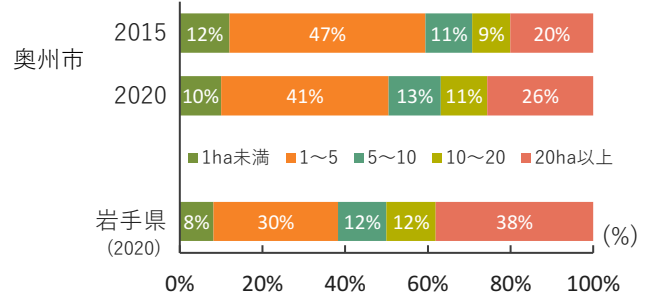
(2015~2020の増減率)



単位：経営体

区分	1ha未満	1~5	5~10	10~20	20ha以上
2015	3,403	4,119	288	116	79
2020	2,639	3,118	283	126	86

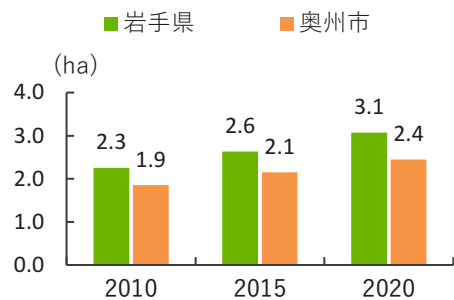
5 経営耕地面積規模別面積



単位：ha

区分	1ha未満	1~5	5~10	10~20	20ha以上
2015	2,045	8,073	1,924	1,569	3,415
2020	1,503	6,104	1,889	1,695	3,858

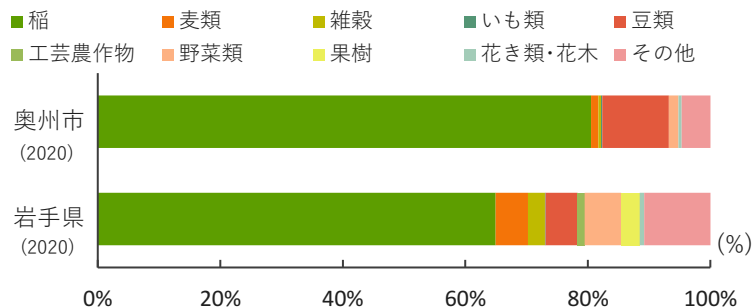
6 1経営体当たり経営耕地面積



単位：ha

区分	計	自作地	借入地
2010	1.9	-	-
2015	2.1	1.5	0.7
2020	2.4	1.6	0.9

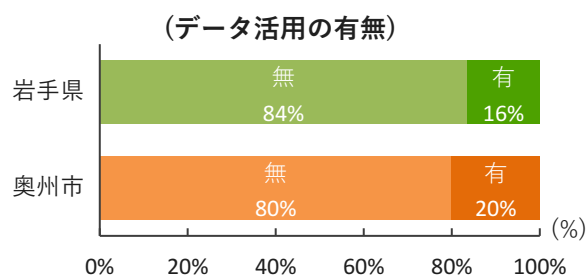
7 販売目的の作物の類別作付（栽培）面積



単位：ha

区分	稲	麦類	雑穀	いも類	豆類	工業農作物	野菜類	果樹	花き類・花木	その他
2020	10,285	154	55	28	1,384	x	200	x	71	597

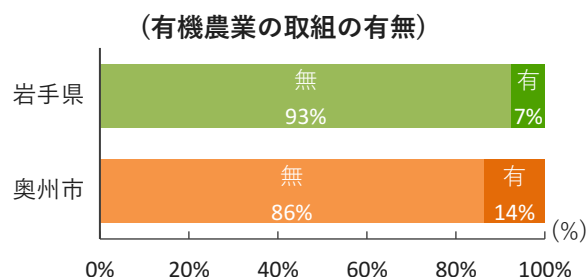
8 データの活用状況



単位：経営体

区分	データを活用した農業を行っている				データを 活用して いない
	計	取得して活用	取得・記録して活用	取得・分析して活用	
2020	1,252	726	456	70	5,000

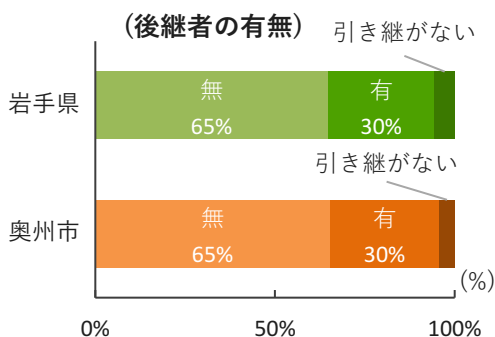
9 有機農業の取組状況



単位：経営体、ha

区分	有機農業に取り組んでいる					有機農業に 取り組んで いない
	実経営 体数計	水稻	大豆	野菜	果樹	
2020	(経営体) 857	(ha) 1,311	(ha) 63	(ha) 17	(ha) 36	(経営体) 5,395

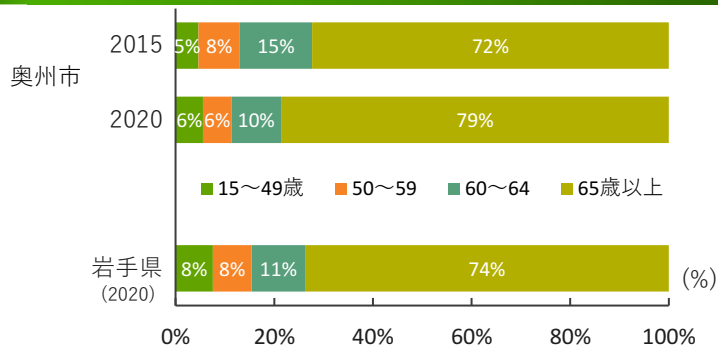
10 5年以内の後継者の確保状況



単位：経営体

区分	後継者を 確保して いる	後継者を 確保して いない	5年以内に 農業経営を 引き継がない
2020	1,894	4,091	267

11 年齢別基幹的農業従事者数



単位：人、歳

区分	計	15～49歳	50～59	60～64	65歳以上	平均 年齢
2015	9,057	423	758	1,327	6,549	69
2020	7,046	393	405	711	5,537	70

奥州市農業振興ビジョン

※「未定稿」令和3年11月26日時点

奥州市
2019年5月
2021年●月改定



奥州市農業振興ビジョンの 策定にあたって

わが国の農業・農村を取り巻く環境は、農業就業者の高齢化や人口減少の進行、担い手不足等による生産基盤の脆弱化など、今もなお厳しい状況が続いています。また、環太平洋パートナーシップ協定や日欧経済連携協定などの国際情勢の変動による国内農業への影響度は、なお不透明です。

そのような状況を踏まえ、良質な農畜産物の一大生産地である本市において、市として中長期的な農業施策を展開していくための確固とした指針が必要であるとの強い思いに至りました。

この農業振興ビジョンは、平成29年度に10カ年計画として策定した「奥州市総合計画」の基本施策である「農林業の振興」における最上位指針として策定したものであります。担い手不足など様々な課題がある中であって、県、農業協同組合をはじめとする農業関係機関の施策などとの整合性を図りつつ、本市の農業の将来の姿を関係者のみならず市民とも共有し、農業者が持続的に農業経営に取り組む動機付けとなることを期待するとともに、市の基幹産業である農業が地域活性化の一翼を担うことができるよう、市の農業振興における道標となるものとなります。

策定に当たっては、市長の附属機関である奥州市農林審議会に、その案の検討・作成を依頼し、当審議会においては、専門部会として国、県、農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会など農業関係機関の職員から構成される奥州市農業振興ビジョン策定会議を設置したうえで、審議会で審議するために必要な調査、企画の検討、素案の作成をしていただきました。

本ビジョンのコンセプトに盛り込ませていただいたように、本市の広大な農地を経営拡大に意欲的な集落営農組織、大規模経営体をはじめとする担い手の皆様が活用する流れを支援いたします。また、高齢農業者や女性農業者、農村部の住民との協力のもと消費地から支持される産品を生産し、ひいては農家所得をアップさせ、農村部のみならず市民一人ひとりが、農業及び農村の果たしている役割を理解していくことが重要です。“ともに笑顔で暮らすための農業を作り上げ、次の世代につなぐこと”この本市農業への思いについて関係機関と共有できたことは、大変意義のあることだと認識しております。

最後に、本ビジョン策定に当たり、ご尽力いただきました奥州市農林審議会の委員及びその専門部会として設置された奥州市農業振興ビジョン策定会議の構成員の皆様、並びにアンケート調査やヒアリング調査でのご協力及びパブリックコメントにご意見を寄せてくださった農業者、市民及び関係団体の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和元年5月

奥州市長 小沢 昌 記

目 次

序章	1
1 農業振興ビジョン策定の目的	1
2 農業振興ビジョンの位置づけ	2
3 農業振興ビジョンの期間	2
I 市の農業の現状と農業を取り巻く環境の変化	3
1 概況	3
2 農業の現状	4
3 本市の農業を取り巻く環境の整理	14
4 課題	17
II ビジョンのコンセプト	20
III 農業振興に向けた施策の展開	21
◆ 施策の体系	21
方針1 農地の生産性の向上	22
1－1 基盤整備の推進	23
1－2 農地の集積・集約化	25
1－3 耕作放棄地（荒廃農地）対策の推進	27
方針2 担い手の確保・育成	29
2－1 地域の中心となる担い手の確保・育成	30
2－2 多様な農業者が活躍する環境整備	33
2－3 新たな担い手の確保・育成	35
方針3 消費者から支持される商品の生産力のアップ	37
3－1 米穀の生産性の向上	38
3－2 園芸の拡大	41
3－3 畜産王国への復権	45
方針4 本市の農畜産物の需要拡大	48
4－1 消費地への戦略的な販路開拓	49
4－2 地産地消の推進	51
4－3 6次産業化の推進	53
方針5 農山村の振興	55
5－1 農村の保全と活性化	56
5－2 山林の再生による特産林産物の振興	58
□ 施策の展開地域	60
□ 資料編	63

序章

1 農業振興ビジョン策定の目的

本市は、中山間地域から平野まで拓けた農地を有し、稲作を中心とした土地利用型農業とともに園芸や畜産、山間地域を中心とした特用林産などの多種多様な農業が営まれ、農業は本市の基幹産業となっています。

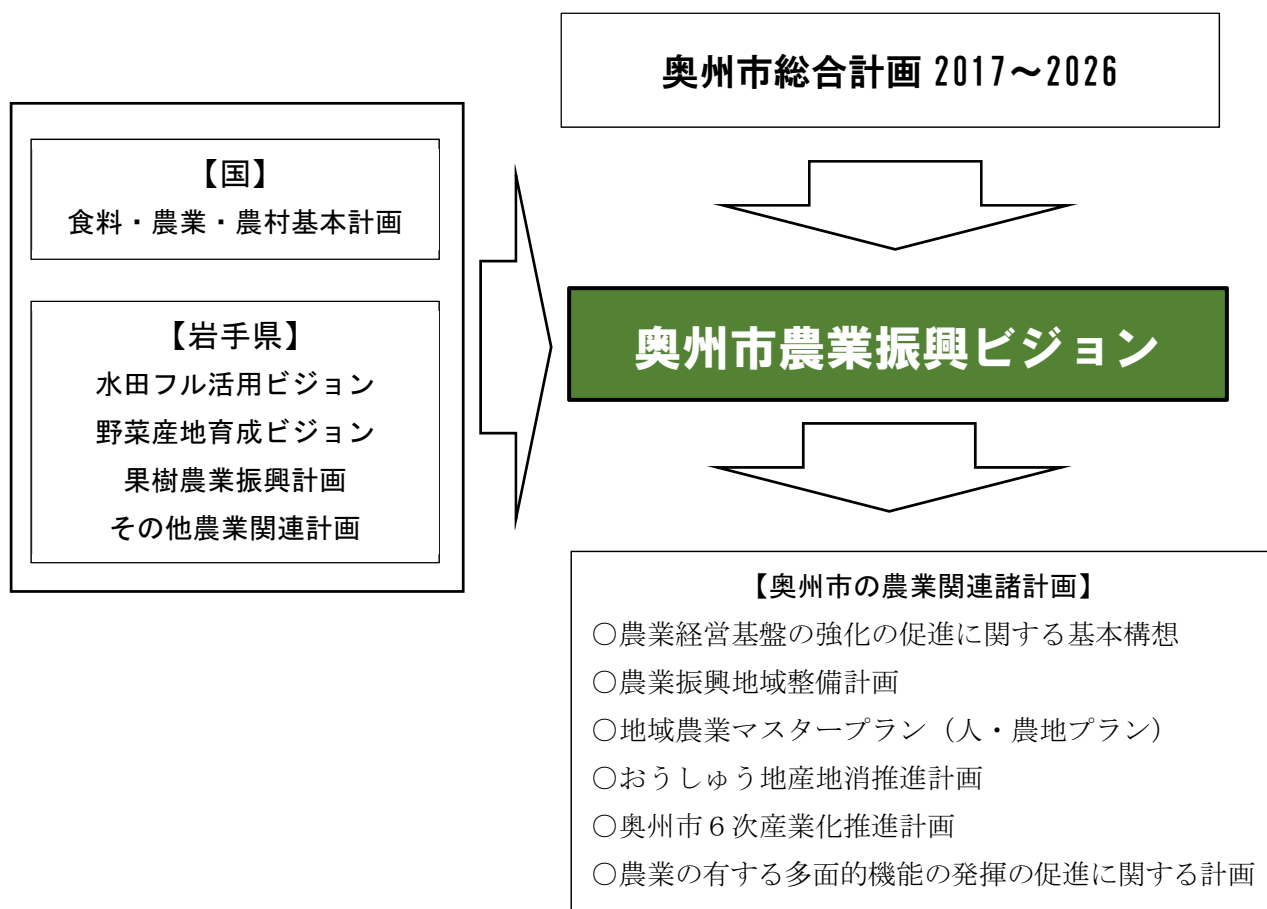
本市では農業の振興に向けてさまざまな事業を展開しており、この結果、大規模な担い手の増加や、新規就農が進むなどの効果が生じていますが、一方では、耕作放棄地面積が拡大するなどの活力低下が進んでいます。さらに、長らく続いてきた米の生産数量目標の配分が廃止され、ＴＰＰをはじめとした経済連携協定の発効など、農業を取り巻く環境は大きく変化の時を迎えています。

こうした状況を踏まえ、本市の農業の特徴と農業を取り巻く環境を整理し、本市の農業振興の目標、目標達成に向けた取組、関係者の連携方策を明らかにすることを目的に、農業振興ビジョンを策定しました。本ビジョンに基づく取組により、本市の農業が国の食料の安定確保により一層貢献するとともに、この貢献に携わる担い手の所得向上を目指します。

2 農業振興ビジョンの位置づけ

本ビジョンは、国の食料・農業・農村基本計画、岩手県の水田フル活用ビジョン等の農業関連計画の振興方針を踏まえた内容であるとともに、市の最上位計画である奥州市総合計画に基づく農業振興部門の最上位計画と位置付けます。

【農業振興ビジョンの位置づけ】



3 農業振興ビジョンの期間

本ビジョンの期間は、2019年度から2026年度までの8年間とします。3年目の2021年度に奥州市総合計画と併せ中間評価を行い、内容の見直しを行います。

2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
計画推進	→	中間評価 見直し	計画推進	→	→	最終評価 見直し着手	最終評価

I 市の農業の現状と農業を取り巻く環境の変化

1 概況

(1) 位置

本市は岩手県の内陸南部に位置し、北は北上市・西和賀町・金ケ崎町・花巻市、南は一関市・平泉町、東は遠野市・住田町、西は秋田県に接しています。

(2) 総面積

総面積は993.30平方キロメートルと広大で、東西に約57km、南北に約37kmの広がりがあります。

(3) 土地利用

本市の総面積のうち、田が17.4%、畑が4.5%、宅地が3.8%で、農地の割合が高く、稲作を中心とした複合型農業により、県内屈指の農業地帯となっています。

(4) 人口

本市の人口は、112,185人で、岩手県全体の9.33%を占め、県内では盛岡市について第2位の人口規模となります。(令和3年4月1日時点 岩手県ふるさと振興部資料)

(5) 農家数

本市農家戸数は、8,200戸となっています。このうち販売農家が6,073戸、自給的農家が2,127戸となっています。

	農家数(戸)	
	2015 年	2020 年
総農家	10,189	8,200
自給的農家	2,398	2,127
販売農家	7,791	6,073
主副業別経営体数	7,791	6,084
主業農家	1,116	926
準主業農家	1,886	1,002
副業的農家	4,789	4,156

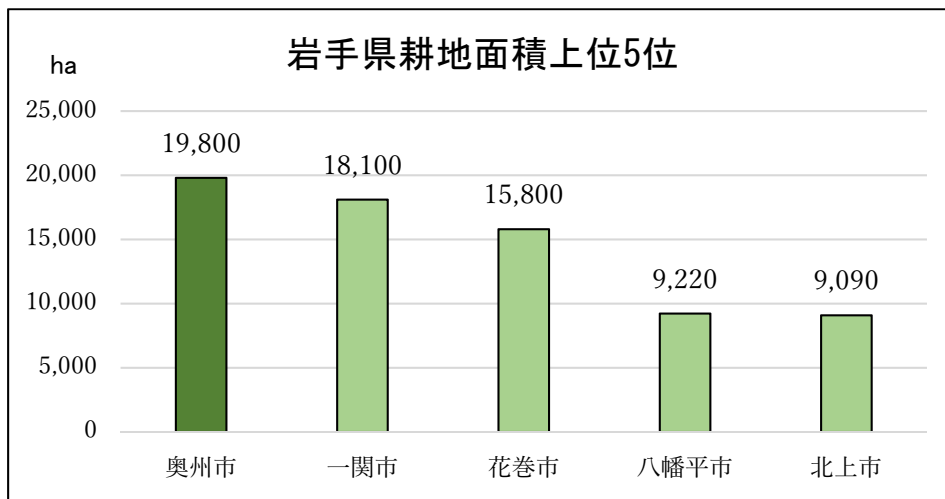
2015 年・2020 年農林業センサス

2 農業の現状

(1) 土地利用

① 耕地面積

本市は19,800haの広大な耕地を有し、県内第1位の面積となっています。担い手の経営拡大に必要となる広大な生産基盤があることは、本市の農業の強みです。

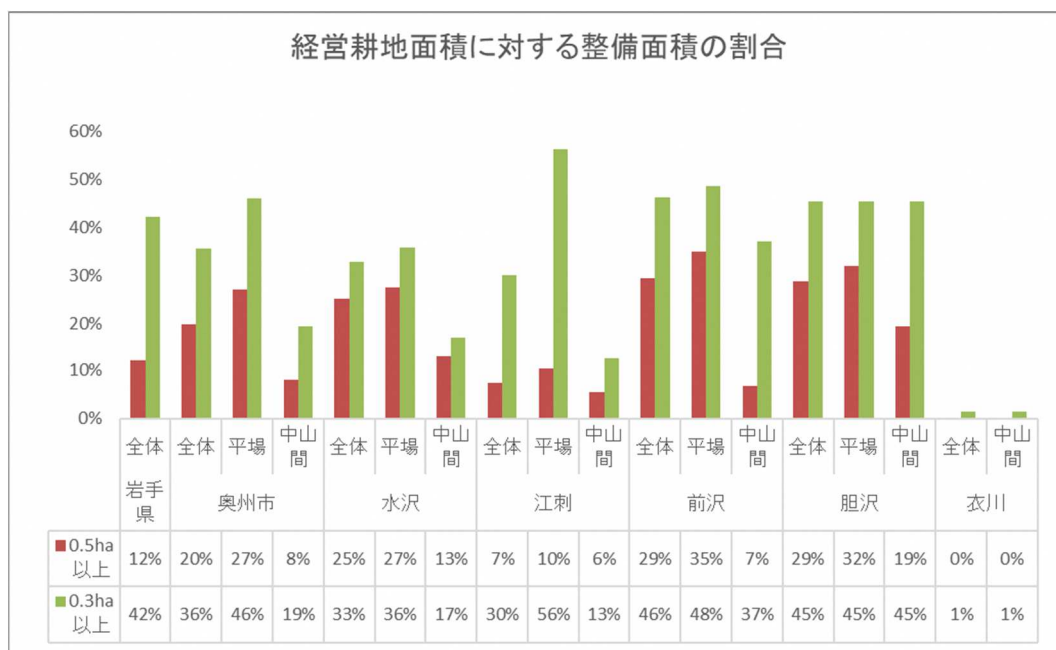


※2020年作物統計

② 生産基盤

本市では、水沢、江刺、前沢、胆沢の平場農業地帯を中心に基盤整備が進展しています。特に、1区画50a以上の大区画農地の経営耕地面積に対する割合は、県平均を上回る水準にあります。

一方、水沢、江刺の中山間地域及び全域が中山間地域に立地する衣川は、整備が遅れています。また、市全体でみると、1区画30a以上の区画の農地の経営耕地面積に対する割合は、県平均を下回っています。



※2015年農業基盤情報基礎調査

基盤整備は現在も進展しています。整備地域においては、良好な生産基盤の形成が期待されています。

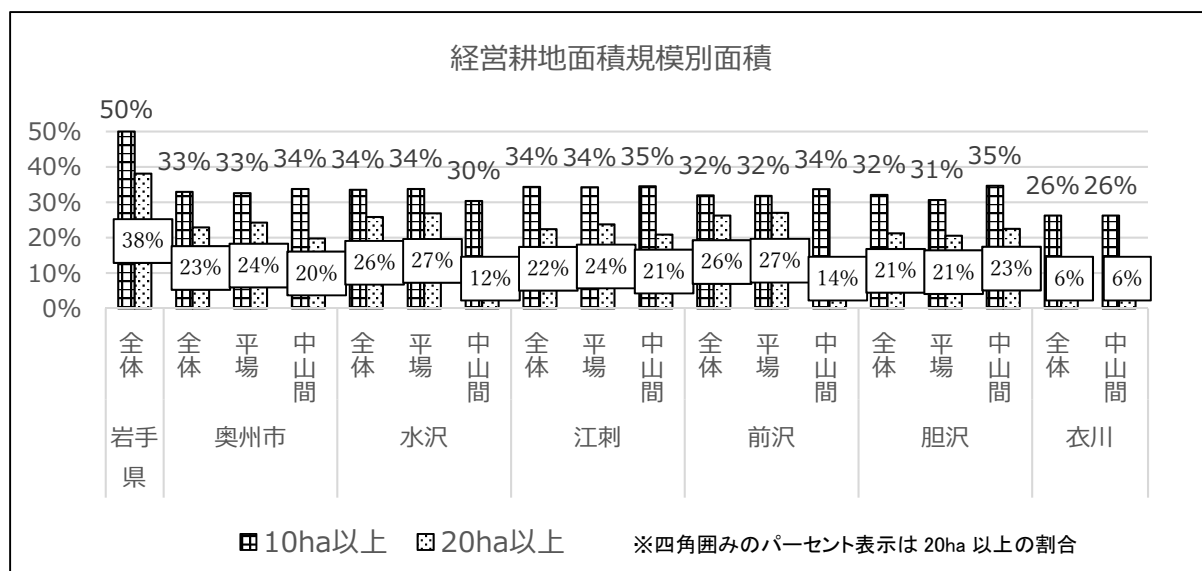
ほ場整備事業実施地区一覧

事業名	実施開始年度（予定）	地区名	関係機関
経営体育成基盤整備	平成23年度～	次丸	江刺猿ヶ石土地改良区
	平成23年度～	石山	江刺猿ヶ石土地改良区
	平成25年度～	荻ノ窪	胆沢平野土地改良区
	平成27年度～	梁川西部	江刺猿ヶ石土地改良区
	平成27年度～	角川原	江刺猿ヶ石土地改良区
	平成27年度～	若柳中部	胆沢平野土地改良区
	平成28年度～	真城北	胆沢平野土地改良区
	平成28年度～	真城南	胆沢平野土地改良区
	平成28年度～	南方	胆沢平野土地改良区
	平成30年度～	増沢西部	江刺猿ヶ石土地改良区
	平成30年度～	小山西	胆沢平野土地改良区
	平成30年度～	小山中央南	胆沢平野土地改良区
	令和元年度～	姉体秋成	胆沢平野土地改良区
	令和元年度～	下横瀬	江刺猿ヶ石土地改良区
	令和元年度～	小山中央北	胆沢平野土地改良区
	令和元年度～	小山東	胆沢平野土地改良区
	令和2年度～	北下幅北	胆沢平野土地改良区
	令和2年度～	北下幅中	胆沢平野土地改良区
	令和2年度～	北下幅南	胆沢平野土地改良区
	令和2年度～	胆沢四ツ屋	胆沢平野土地改良区
	令和2年度～	真城西	胆沢平野土地改良区
	令和2年度～	鴨沢	江刺猿ヶ石土地改良区
	令和2年度～	玉里中堰	江刺猿ヶ石土地改良区
	令和3年度～	東田西部	胆沢平野土地改良区
	令和3年度～	上西風	江刺猿ヶ石土地改良区
	令和4年度～	五位塚	江刺猿ヶ石土地改良区

③ 農地の集積・集約化

経営耕地面積が10ha以上、20ha以上の大規模経営体が耕作する経営耕地の割合は、県平均を下回る水準となっており、平場も含めて農地集積が遅れています。

アンケートの結果では、経営拡大に向けた農地確保や耕地をまとめる集約化を求める意見は多くとなっており、担い手の経営拡大に向け、農地の集積・集約化が求められています。



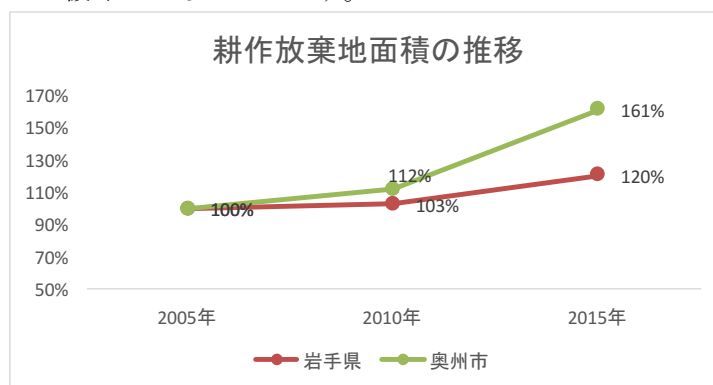
※2020年農林業センサス

※10ha以上（20ha以上）の割合は、経営耕地面積10ha以上（20ha以上）の担い手が耕作する経営耕地面積の全経営耕地面積に占める割合（シェア）を意味します。

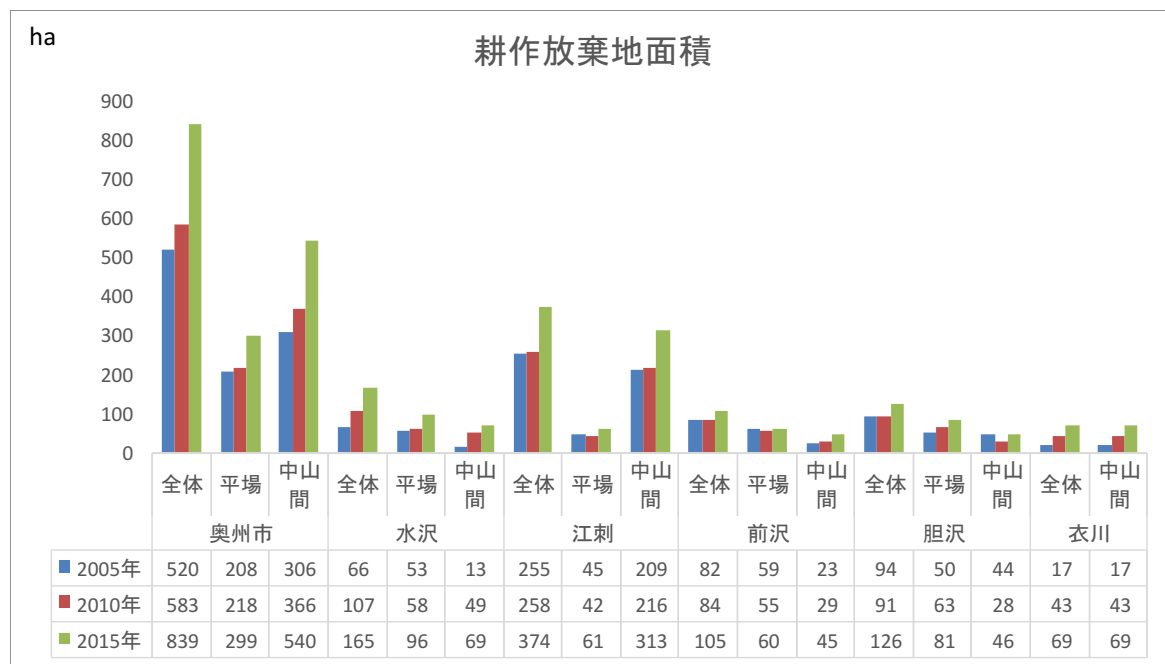
④ 耕作放棄地の拡大

本市の耕作放棄地は2005年の520haから2015年には839haへと1.6倍に拡大しています。同じ10年間の岩手県の耕作放棄地は8,308haから10,006haと1.2倍の増加となっており、県平均と比べても速いペースで耕作放棄地が増えています。

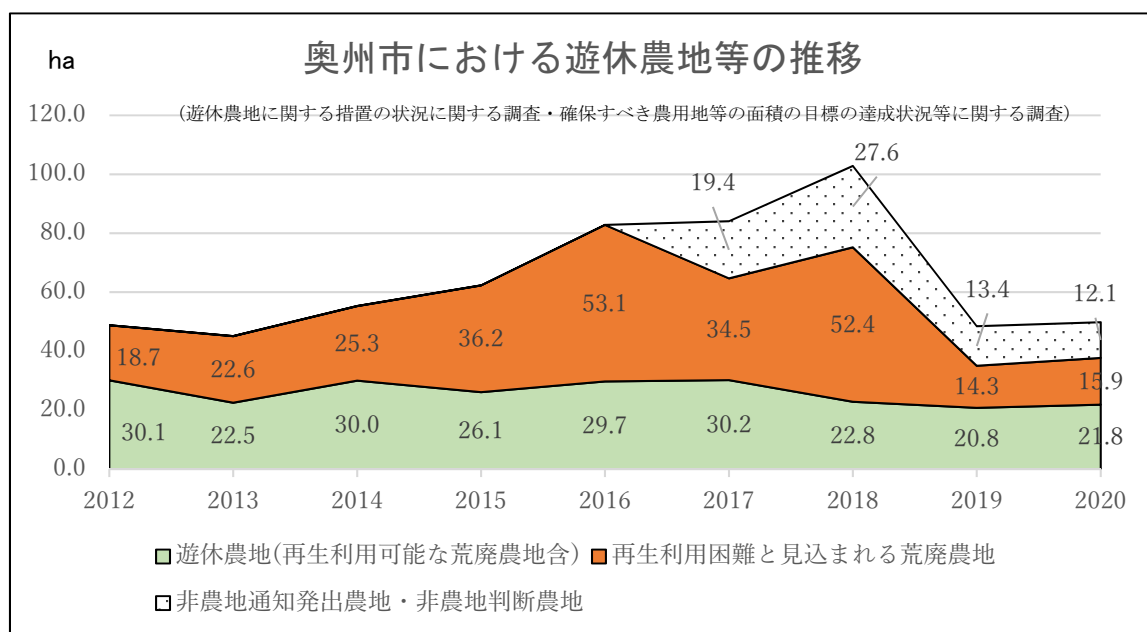
市内の地域別でみると、江刺の耕作放棄地が多くなっています。一方で基盤整備が進んでいる地域、多面的機能支払制度や中山間等直接支払制度への取組を積極的に行っている地域では、耕作放棄地の拡大ペースが緩やかとなっています。



※農林業センサス



※農林業センサス（2020 農林業センサスでは「耕作放棄地面積」が調査対象項目から除かれている）



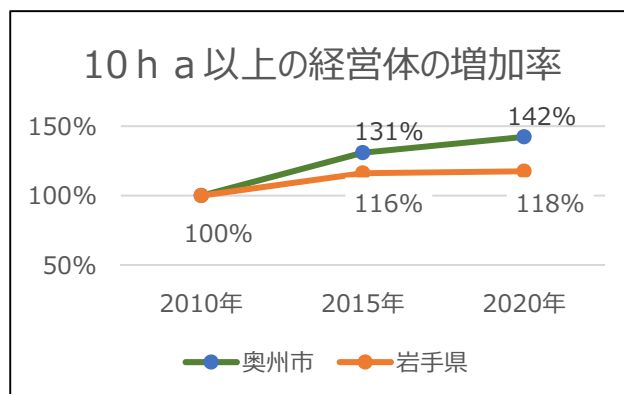
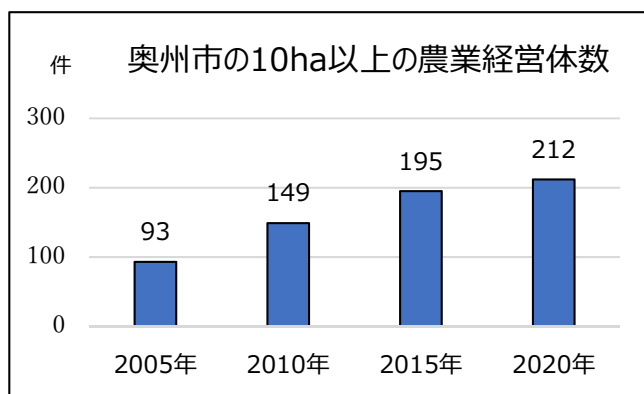
※非農地通知を発出した農地及び非農地判断農地は2017年（平成29年度）から計上。

（２）担い手

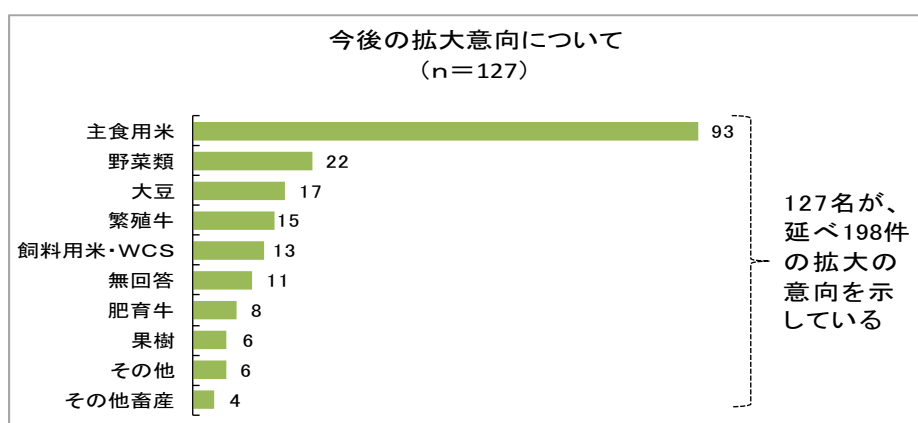
① 経営拡大意欲を持つ担い手の存在

本市における経営耕作面積10ha以上の大規模経営体は、2005年から2015年の10年間で、2倍以上に増加し、195経営体となっています。大規模経営体の増加ペースは、岩手県の約1.2倍と比べても高くなっています。

また、アンケートの結果、畜産、園芸、米穀の各農業部門から規模拡大を希望する意見が上がり、合計127名の生産者が規模拡大の意欲を示しています。特に、50歳未満の年代において規模拡大の意欲を持つ人材が多くなっています。



※農林業センサス

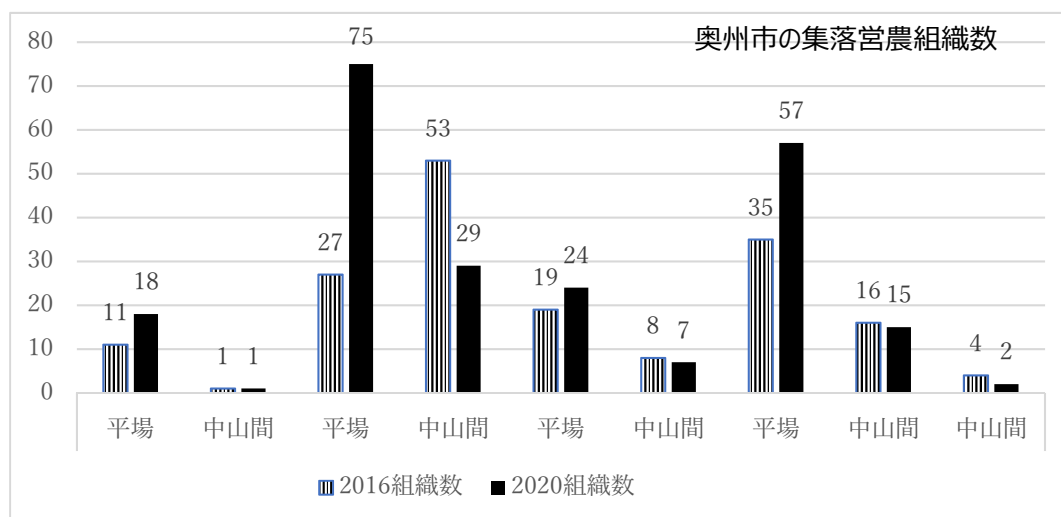


※2018年奥州市農業に関するアンケート結果

② 集落営農組織の存在

本市には、統計上174と数多くの集落営農組織が存在します。特に、江刺、胆沢の2地区で多く、江刺では、中山間地域に多くの集落営農組織が存在します。集落営農組織の中には、法人化し、平場の農地を活かした土地利用型の農業を展開する組織や、中山間地域では、畑作や加工品生産に取り組むなど、地域に応じた経営が展開されています。

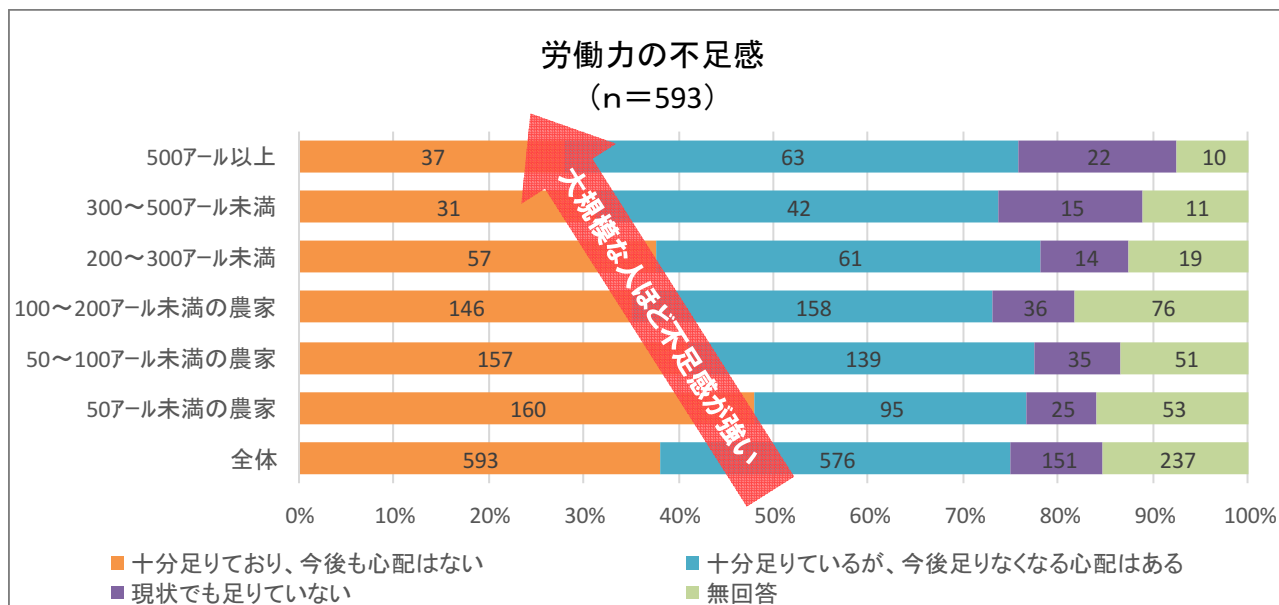
一方、繁忙期の労働力確保が難しい、冬場の仕事がない、収益性を見込めない、経理のノウハウが不足する、リーダーが不在等の状況から、法人化せずに組織としての経営に取り組めていない団体もあります。



※集落営農実態調査

③ 労働力の不足

生産者の高齢化、農村の人口減少、農外を含めた有効求人倍率の高止まりを背景に、農業の労働力不足は深刻化しています。アンケートの結果、大規模な経営体ほど労働力不足に直面している状況があります。



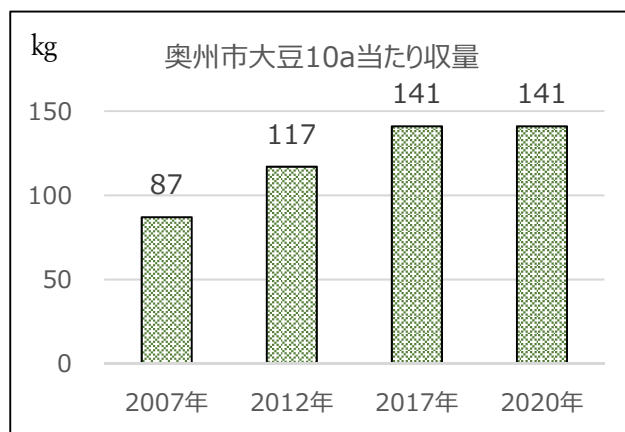
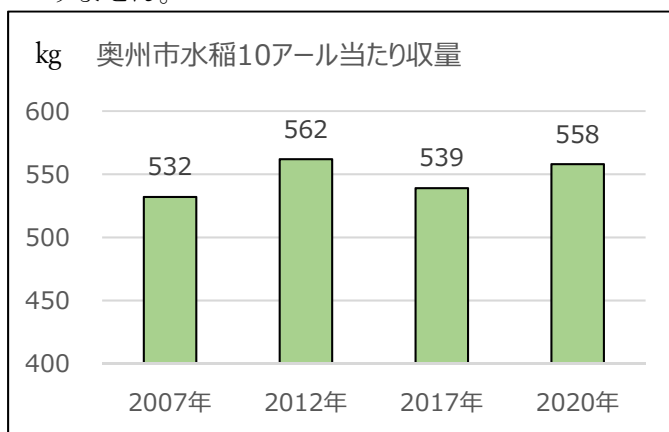
※2018年奥州市農業に関するアンケート結果

(3) 生産・販売

① 米穀

米は、主食用米の需要が減少するなかでも、県内の主産地として、高品質な米の生産と実需者との安定した取引を拡大し、産地の形成に努めています。本市の主食用米の10a当たりの平均の収量は530kgから550kg前後で推移しています。

転作作物としては、麦・大豆の担い手農家を中心とした集積化による低コスト生産に取り組んでいます。こうした中、基盤整備後のほ場では土地利用型転作作物として大豆の生産が拡大し、2017年の作付面積は1,480haと10年間で約3倍に増え、水田農業の収益性を左右する重要な作物となっています。ただし、10a当たりの収量は増加傾向にありますが、都府県平均と比較して高い水準にはありません。



※作物統計

② 園芸

本市は、野菜ではピーマンの生産が拡大し、岩手県内で第1位（※）の産地となっていますが、露地栽培が主体であること、安定した灌水が困難なことから収量が安定しない状況にあります。その他に、トマト、きゅうり等が生産されていますが、野菜全体の産出額はやや減少しています。花きは、りんどう・小菊が生産されていますが、産出額は減少しています。

江刺地域では、古くからりんごが栽培され、全国に先駆けて技術を確立したわい化栽培のもと、「江刺りんご」は全国に知られるブランドとなっているものの、多くの木が改植の時期を迎えており、現在、計画的に改植を進めています。また、果実の産出額は横ばいとなっています。

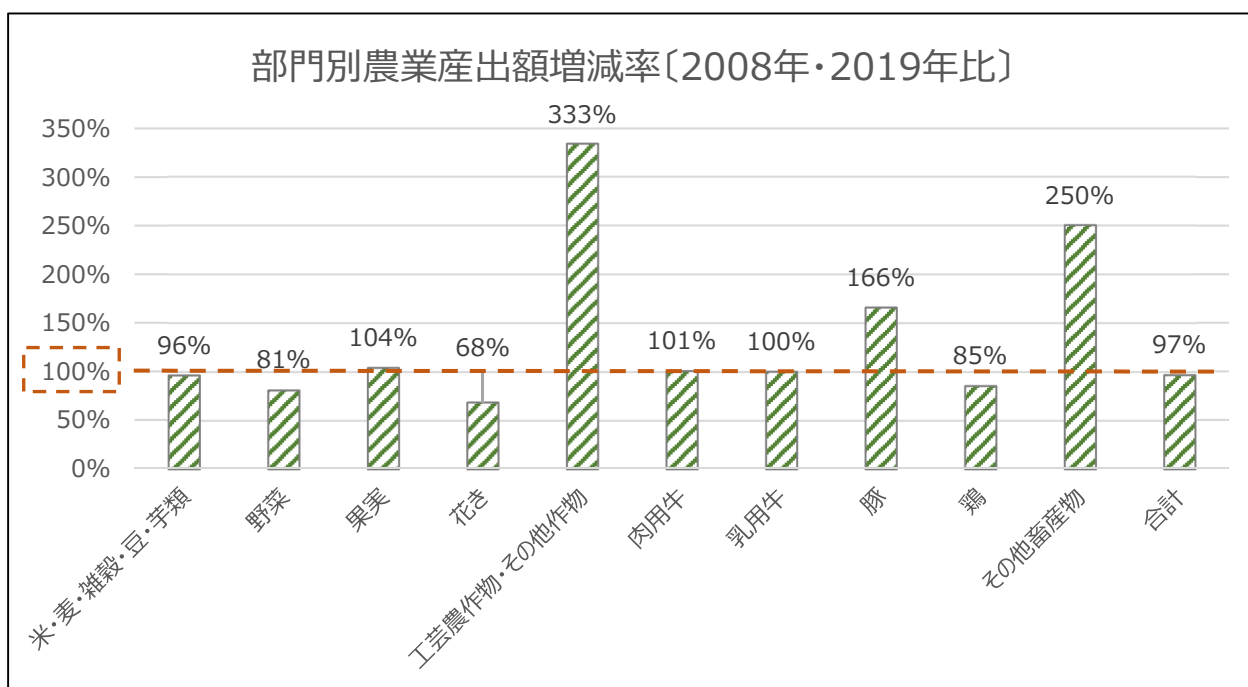
園芸共通の問題として、農繁期の労働力確保が難しくなっており、生産量の伸び悩みや減少の背景となっています。

※農林水産省 令和元年市町村別農業産出額(推計)データ

本市の農業産出額

(千万円)

	豆・米・麦・雑穀・芋類	野菜	果実	花き	工業農作物・その他作物	肉用牛	乳用牛	豚	鶏	その他畜産物	合計
2008年	1,338	230	151	57	9	384	50	32	150	2	2,403
2016年	1,102	230	150	33	12	422	60	71	94	2	2,176
2020年	1,286	186	157	39	30	386	50	53	128	5	2,320

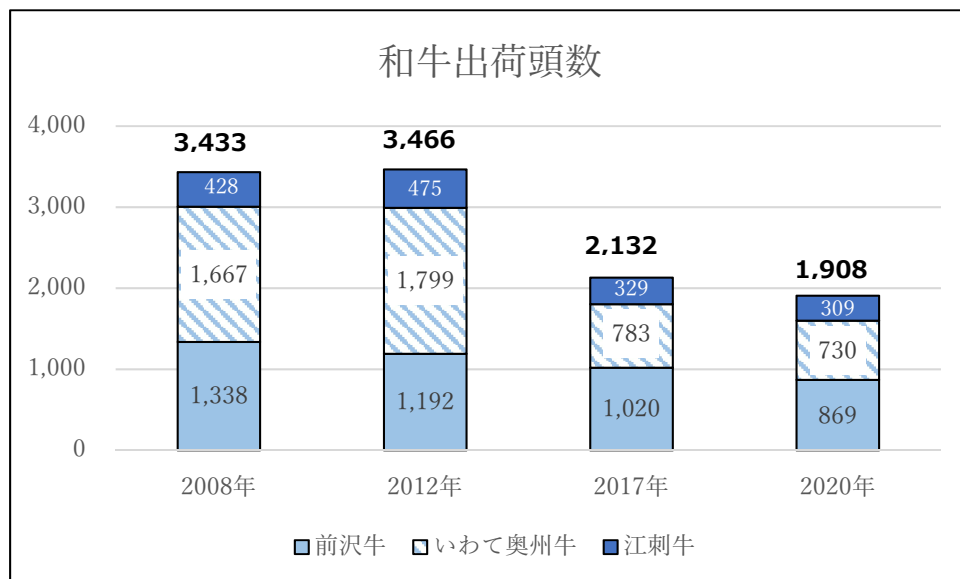


※市町村別農業産出額

③ 畜産

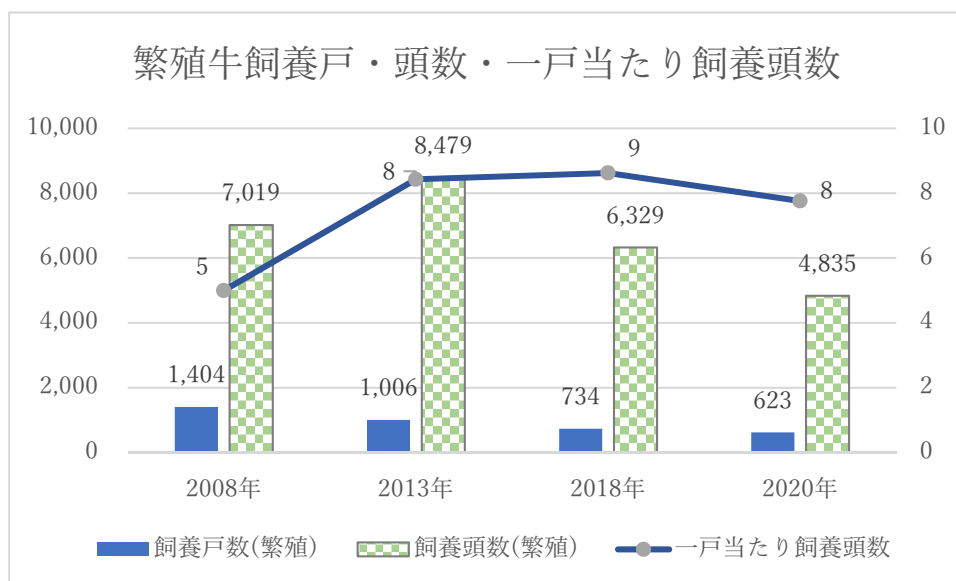
本市では、前沢牛、いわて奥州牛、江刺牛の3つの和牛のブランドが存在し、それぞれの銘柄が高いブランド力を有しています。しかしながら、高齢化、後継者不足、近年の子牛価格高騰による肥育経営環境の悪化を背景に、廃業が拡大するとともに、経営規模の拡大も進まず、出荷頭数が2008年の3,433頭から2017年の2,132頭に減少しています。

消費地市場からは、一つのブランド出荷頭数の目安として、年間1,000頭を求められていますが、すべての銘柄においてこの頭数を下回る状況となっています。



※奥州市資料

繁殖牛は、飼養頭数が2008年の7,019頭から2020年の4,835頭に減少しています。同年の飼養農家数が1,404戸から623戸に半減した一方、一戸当たりの飼養頭数は、5頭から8頭に拡大しました。



※奥州市資料

④ 直売所における地元農産物の過不足

市内の直売所は、地元農産物の売上が拡大の傾向にありますが、店舗により、特定の品目に出荷が集中する状況や、一方で、完売（品切れ）する品目の割合が高い状況があります。また、全店舗に共通し、冬場を中心に地元の農産物が不足しています。

⑤ 放射能の影響

東日本大震災以前は、原木しいたけの生産・出荷が行われていたとともに、直売所では季節の山菜が品揃えの一つとなっていました。山間部において放射能の影響が残っていることから、これらの生産・出荷がストップしている状況です。

(4) 本市農業の特徴の整理

本市の農業の現状を踏まえ、本市の農業の特徴を、強み、弱みの2つに整理します。

強み

- ① 豊富な農地
担い手の経営拡大の基礎となる耕地が市の総面積の2割を占める19,800ha
- ② 生産基盤の整備が進展
1区画50a以上の農地の整備率が高く、今後も基盤整備が進む予定
- ③ 大規模経営体の増加
経営耕地10ha以上の経営体数は2005年以降の15年間で2.2倍に拡大
- ④ 担い手の経営拡大意欲
畜産、園芸、米穀の各部門から、127名の生産者が、経営拡大の意欲を示す
- ⑤ 集落営農組織の多さとモデル的組織の存在
集落営農組織が多く、畑作、加工を取り入れる法人等モデル的な集落営農組織が存在
- ⑥ 複数の全国ブランドの保有と出荷が拡大する製品の存在
前沢牛、江刺りんごといったブランド農畜産物を有するとともに、ピーマン、大豆の生産量が拡大

弱み

- ① 小規模未整備農地の存在
1区画30a以上の農地の整備率は、県平均を下回り、中山間地域を中心に、小規模未整備農地が残る
 - ② 農地の集積・集約化の遅れ
大規模経営体への農地集積は遅れており、農地をまとめる集約化も求められている
 - ③ 耕作放棄地の拡大
耕作放棄地は、2005年以降の10年間で1.6倍に拡大
 - ④ 労働力の不足
大規模経営体を中心に労働力不足が深刻化、果樹、園芸の農繁期が特に顕著
 - ⑤ 収量の伸び悩み
米、大豆、ピーマンにおける収量の伸び悩み
 - ⑥ 和牛頭数の減少
成牛の出荷頭数、繁殖頭数共に減少、特に成牛の出荷頭数の減少が顕著
 - ⑦ 直売所における地元農産物の過不足
品目により品の過不足がある他、冬期は全般的に地元農産物が不足
 - ⑧ 放射能の影響
山林を中心に放射能の影響が残っており、山菜などに出荷制限がかかっている
-

3 本市の農業を取り巻く環境の整理

(1) 農業振興に向けた機会

① 世界の食料需要の拡大

世界の人口は、2015年の74億人から、2030年には86億人に、2050年には98億人に増加すると予測されています。人口の増加に伴い食料の需要は増加し、人口が増加する地域の食料輸入量が増加すると予測されます。拡大する海外の食料需要や、日本食ブームを背景に、海外のマーケットを狙った輸出も増えています。

② 農地の整備・集積・集約化に向けた環境の進展

農地中間管理機構が整備され、耕作できない農地所有者からの申し出により、農地中間管理機構がその農地をまとめ、担い手に貸し出すなど、農地集積・集約化に向けた機能が強化されました。また、農地集積・集約とほ場整備を一体的に取り組む地区については、受益者負担が軽減されるなど事業制度が充実しており、今後の農地集積と基盤整備の進展が期待されます。

③ 担い手・法人化支援の取組

各都道府県に、担い手の経営相談や、法人化を支援する農業経営相談所が整備され、研修の機会や相談体制が充実されました。また、集落営農組織の法人化に対し定額の補助金を交付する事業など、法人化に対する支援が充実しています。

④ 先進技術の進展

情報通信技術やセンサーで観測する技術の進展により、いわゆるスマート農業が研究レベルから導入へと進展しています。本市の農業においても、農薬散布におけるドローンの導入などの取組が一部で始まっています。

⑤ 就農希望者の増加

全国の新規就農者数は2013年の50,810人から、2016年には60,150人へと1.2倍に拡大しています。特に45歳未満の若年新規就農者と65歳以上の定年帰農者の就農が拡大しており、その中でも雇用就農が拡大しています。

⑥ 農村への回帰志向の増加

国や地方自治体のアンケートの結果、農村や出身地に回帰する志向を持つ人は3割と少なくありません。こうした志向を持つ人の増加と農村の人口の減少を背景として、農村への移住に取り組む地域が増えています。

⑦ 11万人の市民の存在

本市は、人口11万人が生活し、消費地としての面を有します。本市の世帯数45,000世帯を基礎に推計すると、生鮮野菜で26億円、生鮮果物で15億円の市場規模が存在します。こうした市内の市場を狙った農業生産の拡大の余地が残されています。

また、農業生産において、農繁期の労働力の確保が課題となっています。他産業との人材確保の競争といった状況も踏まえ、潜在的な働き手を確保すべく、市民を対象とした取組が求められます。

本市地産地消の市場規模（推計）

	年間購入額/世帯(円)	世帯数	消費額(千円)
生鮮野菜	57,251	45,235	2,589,749
生鮮果物	33,972		1,536,723
合計	91,223	—	4,126,472

（２）農業振興の脅威

① 主食用米の産地の生産面積の拡大

主食用米だけに依存した農業経営は厳しくなっています。長らく続いてきた米の生産数量目標の配分が廃止されました。2018年度の作付面積の状況は、産地によりそれぞれですが、秋田県、福島県、宮城県など主食用米の他産地では、作付面積が増加しています。今後、主食用米の価格に影響を与えることも懸念されるため、生産コストの低減、国外等の新たな需要に応じた主食用米の生産が求められています。

② 主食用米の消費量の減少

国内における主食用米の消費量は、消費者の食生活の変化を背景に、長期間の減少傾向が続いています。今後の人口の減少により、消費量の減少ペースは、加速することが懸念されています。

③ 輸入農畜産物の価格低下の懸念

輸出入の拡大を目的としたTPP等の経済連携協定により、海外から輸入される農畜産物・食品は、関税の撤廃や、税率の低下が進みます。この結果、海外の農畜産物・食品の価格が低下し、国内の農畜産物の需要に対し、影響を与えることが懸念されます。

④ 有害鳥獣による農産物の被害の拡大

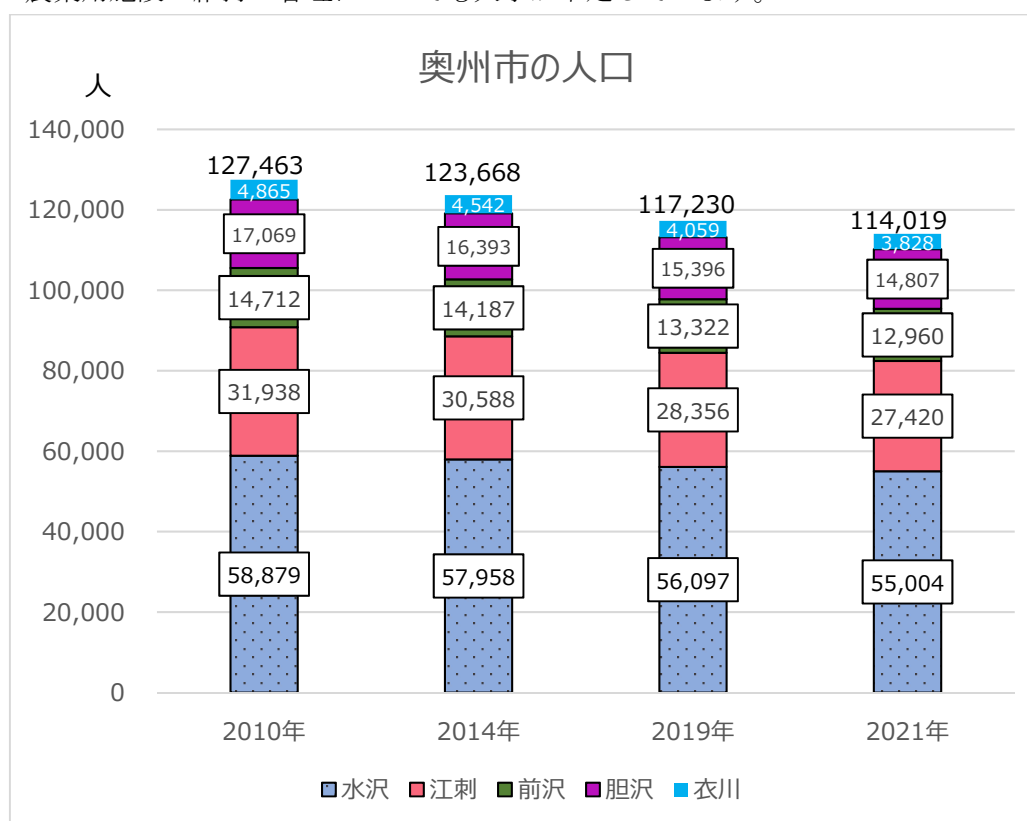
全国的に有害鳥獣による農産物の被害が拡大しており、本市も例外ではありません。中山間地域を中心に、有害鳥獣の発生や被害が拡大傾向となっています。農作物の収穫量に直結していることから、農家の営農意欲低下の要因となっています。

⑤ 食の外部化の進展

国内の農産物の需要は、家庭内で調理して食べる内食による需要が減少し、調理済みの食品を購入して食べる中食を中心とした内食以外の需要が拡大する、いわゆる食の外部化が進展しています。この結果、米は業務用の需要が拡大し、野菜はカット野菜や、業務用の需要が拡大するなど、需要や流通に変化が生じています。

⑥ 人口の減少

本市の人口は、この10年間で1万人以上の減少となっています。中でも、農村における人口の減少が進んでいます。こうした状況は、農繁期の労働力確保を困難としている他、農道・用排水路等の農業用施設の維持・管理についても人手が不足しています。



※奥州市資料

4 課題

(1) 土地利用

① 農業生産基盤の整備

未整備農地の大区画化、農道の拡幅、用排水路の整備等を進め、本市の強みである豊富な農地を効率的に活用できる生産基盤とし、地域特性を活かした農業と活力ある農村づくりを促進します。

② 農地集積・集約化の推進

基盤整備された農地について、担い手への集積・集約化を進めるとともに、未整備の農地は、基盤整備のタイミングと合わせた担い手への農地集積・集約化を進め、担い手が広大な農地を確保し、効率的に活用できるようにする必要があります。

③ 施設団地の検討

ピーマンをはじめとした園芸の産地化をより一層進めるためには、生産基盤の整備を低コストに行うことはもとより、農業者が技術を教えあうことができる環境や、農繁期の労働力の確保のしやすさの面からも団地化のメリットがあります。反面、施設団地の整備は、自己負担を伴うことから、投資回収の見込みを立てる計画が不可欠です。このため、投資額、自己負担額の試算と合わせ、回収の見込みの立つ品目・品種や生産方式の検討を行う必要があります。

(2) 担い手

① 個別経営体への支援

経営拡大に意欲を持つ担い手がいることから、意欲や能力のある認定農業者等への農地のあっせん、各種講座、研修開催、施設・整備等の導入に関する支援を行う必要があります。また、規模拡大が進んだ個別経営体へは、法人化への移行を促します。

② 集落営農組織の法人・組織化の支援

集落営農組織の法人化に向け、主食用米＋ α の経営による収益性の向上や、冬期間の作業の確保が課題となっている状況を踏まえ、冬期の農業生産の研究や、農業以外の仕事を含めて労働力をいかにせる優良事例を共有するなど、集落営農のビジネスモデルを蓄積し、共有する必要があります。

また、高齢化等による人材不足のなか組織のリーダーとなる人材の育成や確保、その他会計事務や労務管理等、知識の修得に向けた支援が必要です。

集落営農の組織化については、生産基盤が未整備の地域において、地域の担い手の状況を踏まえ、生産基盤整備の実施と合わせた組織化を検討する必要があります。

③ 地場消費の振興と生産者の確保

直売所における地場作物など、需要の見込める農産物について、収益性の向上と合わせ、新規就農や新規の作付け開始を支援し、生産者を確保し、供給力を向上する必要があります。

④ 農業・農村の新たな担い手の確保

農村の人口を確保し、農業の担い手や農繁期の労働力確保に結び付けるため、Uターン就農など、農業に携わりながら定住を希望する人材の確保に取り組む必要があります。

⑤ 農繁期の労働力の確保

ピーマンやりんごなど、農繁期の労働力の確保が年々困難になる状況を踏まえ、農業者、市民及び求職者の就労ニーズを踏まえ、労働力の確保方策を検討する必要があります。

(3) 生産・販売

① 高品質・高収量栽培技術の確立・高度化

□ 米穀

米、大豆について、上位等級の比率を維持するとともに、土地条件を踏まえ、収量を向上するための技術の確立や高度化に取り組み、土地利用型農業の収益性を高めることが課題です。

□ 園芸

ピーマン、トマトなどの園芸作物について、上位等級等の単価の見込める規格の比率を維持するとともに、10a当たりの収量を向上するなど、収益性を高めることが課題です。

りんどうは、生産性の高い品種への切り替えとともに品質向上、生産の安定化を図ることが課題です。また、小菊は、市場評価の高い品種への切り替えとともに、良質苗の安定供給が課題です。

主力製品のりんごについて、生産量を維持・向上するため、市場ニーズへの対応と、作業時期と労働力のピークを分散することを目的に、計画的な改植を推進することが課題です。

② 畜産経営の規模拡大支援

経営規模の小さい農家が減少する中、経営規模を拡大する農家によって飼養頭数が維持されているため、経営規模を拡大する農家を支援する必要があります。

肉用牛繁殖農家は、労働力不足を補うため先進技術の導入等が課題です。肉用牛肥育農家は、高止まりした素牛価格の中、素牛を安定的に確保することが課題です。

③ 先進技術の効果検証による効率化の検討

情報通信技術等の先進技術の生産現場への導入について、コストと効果を検証し、導入可能な経営モデルを検討する必要があります。

④ 有害鳥獣対策の推進

有害鳥獣による農産物の被害を軽減するため、地域と関係団体が一体となった取組に加え、新たな被害防止策の支援、鳥獣被害対策実施隊の担い手育成支援が求められています。

⑤ 販売先との信頼関係の向上

主力品目の生産性向上や、生産量の拡大を推進し、販売先への安定供給を実現することにより、出荷団体と販売先の信頼関係を向上する必要があります。

⑥ 新たな販売先の調査・検討

加工用米、新市場開拓用米などの新たな販路については、マーケティング調査、販路開拓等を推進し、ニーズの把握に努める必要があります。

（４）農村の保全

農村においては、高齢化や労働力不足、中山間地域農地の生産条件の不利、鳥獣被害等により、営農意欲の減退や放棄、都市部への移住が進んでいることから、地域の特色を生かした移住及び定住対策について検討する必要があります。

（５）森林の再生

福島第一原発事故により使用しようとする森林の土壌が放射性物質に汚染したことから、一部を除き未だに出荷制限が解除されておられません。

そのため、特用林産物の振興のためには、放射線量を下げ土壌を復旧させることが最優先の課題となります。

Ⅱ ビジョンのコンセプト

皆が笑顔で暮らすための農業を次の世代へ

本市の基幹産業である農業は、耕作放棄地の拡大や、労働力の減少が進む一方で、集落営農組織や大規模な経営体が活躍しているとともに、生産基盤の整備の進行や、経営拡大に意欲的な担い手が存在するといった明るい兆しが見られます。

今後このような担い手が、経営を拡大し、高齢農業者、女性農業者、農村部の住民などと協力して広大な農地を活用し、消費地から支持される生産物を生産し、所得をアップし、農村部の皆のみならず奥州市民一人ひとりが、農業及び農村の果たしている役割を認識し、ともに笑顔で暮らすための農業を作り上げ、次の世代につなぐことをこのビジョンのコンセプトとします。

◆ 方針

1 農地の生産性の向上

豊富な農地のフル活用に向け、地域の土地条件に応じた生産基盤の整備を推進し、担い手に農地の集積・集約を進め、農地の生産性を向上します。

2 担い手の確保・育成

認定農業者や、集落営農組織といった地域の中心となる担い手の育成・法人化支援や、農地の出し手等の多様な担い手が地域の農業に携わり活躍する環境の整備、新規就農やUターン等の新たな担い手の確保を推進します。

3 消費者から支持される生産物の生産力のアップ

生産施設、機械の導入、新たな農産物の導入、栽培技術の向上・構築等を支援し、消費者から支持を得られる生産物の生産を拡大します。

4 本市の農畜産物の需要拡大

消費地における奥州産の知名度向上や販路の開拓、地産地消のイメージアップに取り組み、本市の農畜産物の需要の拡大を図ります。

5 農山村の振興

中山間地域等の農村保全を目的とした活動や地域活性化の取組を支援し、特色ある農産物や特産林産物による所得向上、いきいきとした地域づくりを目指します。

Ⅲ 農業振興に向けた施策の展開

◆ 施策の体系

方針1 農地の生産性の向上

- 1 基盤整備の推進
- 2 農地の集積・集約化
- 3 耕作放棄地（荒廃農地）対策の推進

方針2 担い手の確保・育成

- 1 地域の中心となる担い手の確保・育成
- 2 多様な農業者が活躍する環境整備
- 3 新たな担い手の確保・育成

方針3 消費者から支持される商品の生産力のアップ

- 1 米穀の生産性の向上
- 2 園芸の拡大
- 3 畜産王国への復権

方針4 本市の農畜産物の需要拡大

- 1 消費地への戦略的な販路開拓
- 2 地産地消の推進
- 3 6次産業化の推進

方針5 農山村の振興

- 1 農村の保全と活性化
- 2 山林の再生による特産林産物の振興

方針 1 農地の生産性の向上

広大な農地のフル活用に向け、地域の土地条件に応じた生産基盤の整備を推進し、担い手に農地の集積・集約を進め、農地の生産性を向上します。

<関連する SDG s のゴール>



◆ 施策一覧

農地の生産性の向上

- | | |
|---|------------------|
| 1 | 基盤整備の推進 |
| 2 | 農地の集積・集約化 |
| 3 | 耕作放棄地（荒廃農地）対策の推進 |

◆ 目標値

項目 (把握方法)	現在	2021 年度（中間評価）		2026 年度 (最終評価)
		計画値	実績値	
1 経営体育成基盤整備事業（※1）等の水田整備面積（岩手県資料）（※2）	3,975ha	4,489ha	4,006ha	5,084ha
2 経営体育成基盤整備事業等の農地集積面積（岩手県資料）	2,804ha	2,889ha	2,889ha	3,001ha
3 担い手への農地集積率 (担い手への農地利用集積状況調査)	59.5%	67%	61%	75%
4 耕作放棄地面積（※3） (農林業センサス)	839ha	860ha [2020 年度]	— [2020 年度]	—
5 遊休農地面積（※4） 【新規】	22.8ha	—	21.8ha	21.8ha
6 新規 2 号遊休農地面積 【新規】	1.0ha	—	0.2ha	0.2ha

※1 低コスト生産、高収益作物の導入等、持続的・安定的な営農に向けて、ほ場整備等生産基盤を整備する事業。

※2 経営体育成基盤整備事業の算定内容…事業完了面積を計上。令和 2 年度までに石山地区 30.9ha 完了。令和 3 年度には 4 地区 290.9ha、令和 5 年度には 4 地区 679.8ha 最終評価時点では、計画面積 5,084ha を見込んでいる。

※3 当初は加速度的に進行する耕作放棄地の拡大を、5 ha/年程度までに抑制することを目標とする。

※4 2020 農林業センサスより、調査対象項目に「耕作放棄地面積」を含まず、国においては農地の客観的データである「遊休農地」を施策推進に活用することとしている。

1-1 基盤整備の推進

(1) 方向性

生産性の高い農地を確保するため、ほ場の大区画化や、農道・用排水路等の整備及び地域の土地条件に応じた生産基盤の整備を進めます。

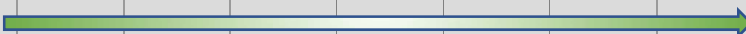
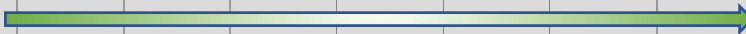
(2) 具体的な取組

取 組	内 容	
	(計画時)	(中間評価)
① 基盤整備事業の導入による農地集積・集約の促進	営農の効率化や生産コストの低減を進め、強い担い手を育成するため、受益面積が一定規模以上の農地について、大区画化や排水対策、水管理の省力化・合理化のための整備を推進します。 上記の基盤整備事業の導入に向けて地元が作成する営農計画について、岩手県、土地改良区、農業協同組合等関係機関と連携して支援します。	ほ場整備は、労働生産性の向上、担い手の育成、及び農地利用の集積により農業経営体の育成に大きな役割を果たしていることから、今後も県営土地改良事業の取組を継続します。
② 地形条件に合わせた営農条件改善の支援	中山間地域等の受益面積が一定規模未満の農地は、土地改良区等と連携し、畦畔除去や暗渠排水の整備等の耕作条件の改良を支援します。	小規模な暗渠排水や区画拡大等を希望する地域に対しては、農地耕作条件改善事業や県のいきいき農村基盤整備事業により地域事情にあった支援の取組を継続します。

(3) 推進体制

主体	役割
奥州市	● 計画調整、営農指導 ●事業費分担金の支出
岩手県	● 事業計画の策定 ● 実施設計、工事実施、営農指導、換地処分 ● その他各種協議・調整
土地改良区	● 受益者との調整、営農計画策定支援、集積・集約化支援、換地の実務 ●事業費負担金の徴収
農業協同組合	● 計画調整、営農指導

(4) スケジュール

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
① 基盤整備事業の導入	実施							
② 地形条件に合わせた 営農条件改善の支援	実施							

1-2 農地の集積・集約化

(1) 方向性

認定農業者や集落営農組織等の中心となる経営体の経営規模を拡大するため、農地の集積とともに集約化を推進します。

(2) 具体的な取組

取 組	内 容	
	(計画時)	(中間評価)
① 貸与・売り渡し希望農地の掘り起こしと集積のあっせん	農業委員及び農地利用最適化推進委員により、貸与・売り渡し希望農地の情報を収集し、規模拡大を希望する担い手との賃借・売買をあっせんします。	取組を継続します。
② 地域農業マスタープランの作成・更新（国名称：人・農地プラン）	地域の中心となる経営体を明確にするとともに、農地の集積や集約化に向けた地域の機運を醸成するため、地域の積極的な話し合いを促し、地域農業マスタープランの作成や更新に取り組めます。	マスタープランの実践に向けて、地域内の話し合いを継続し、農地の集積・集約化を進めるとともに、モデル地区を設置し、関係機関で支援し、その取組の普及を図ります。特に中山間地については、担い手不足が見込まれることから、農地や林地の荒廃化が災害の発生につながる恐れもあり、粗放的な管理も選択肢とする話し合いを推進します。 (県等と連携し、胆沢古道下要害地域を集中支援モデル地区として支援し、取組内容を地域へ波及させます。)
③ 農地中間管理事業の導入	地域農業マスタープランによる話し合いを進め、人と農地の問題を解決する手段として農地中間管理事業による農地集積・集約化を進めます。また、農地中間管理事業の説明や導入に向けた話し合いについては、本市、岩手県、岩手県農業公社等からなる農地中間管理事業推進チームによる支援を行います。	取組を継続します。

(3) 推進体制

主体	役割
奥州市	● 地域農業マスタープランの作成・更新の支援 ● 農地中間管理事業の説明・話し合いの実施・支援
農業委員会	● 貸与・売り渡し希望農地の掘り起こし ● 貸与・売り渡し希望農地の担い手へのあっせん ● 地域農業マスタープランの作成・更新に向けた話し合いでの情報提供等
岩手県	● 農地中間管理事業の説明・話し合いの実施・支援 ● 地域農業マスタープランの作成・更新の支援
農業協同組合	● 地域農業マスタープランの作成・更新に向けた話し合いへの参加
岩手県農業公社	● 農地中間管理事業の説明・話し合いの支援 ● 農地中間管理事業導入のアドバイス
農業者・農地所有者	● 地域農業マスタープランの作成・更新に向けた話し合いへの参加

(4) スケジュール

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
① 貸与・売り渡し希望農地の掘り起こしと集積のあっせん	実施							
② 地域農業マスタープランの作成・更新	実施							
③ 農地中間管理事業の導入	実施							

1-3 耕作放棄地（荒廃農地）対策の推進

（１）方向性

広大な農地を守るため、農地の利用状況を把握するとともに、耕作放棄地（荒廃農地）の発生防止と解消に取り組み、農地としての継続的な利用を確保します。

（２）具体的な取組

取 組	内 容	
	（計画時）	（中間評価）
① 利用状況調査の実施	農地法に基づき毎年実施する利用状況調査により、遊休農地（※）の発生や遊休農地化されるおそれのある農地の把握に努めます。	取組を継続します。
② 利用意向調査の実施	遊休農地の所有者を対象とした利用意向調査を実施し、農地の利用意向の把握を行います。収集した情報は、農地集積のための情報等として活用します。	取組を継続します。
③ 耕作放棄地（荒廃農地）の拡大防止	耕作放棄地や耕作放棄地化するおそれのある農地について、地域の話し合いや農業委員及び農地利用最適化推進委員による耕作者の掘り起こし、あっせん活動等の取組により耕作放棄地の拡大を防ぐとともに、耕作放棄地の解消に活用できる各種事業・交付金の利活用を促します。	荒廃農地は周辺農地に悪影響を及ぼし、その解消には多額の費用を要することから、地域の話し合い等の取組を継続し、再生困難な荒廃農地の前段階である遊休農地の発生防止に努めます。
肉用羊の拡大	耕作放棄地の発生防止と解消を目的に、中山間地域等の傾斜農地を活用した肉用羊の放牧生産を拡大します。	（現状では、荒廃農地対策として維持管理の省力化を狙いとした肉用羊の放牧の見通しが立っていないことから、施策 1-3 の取組から除きます。）
④ 日本型直接支払制度活用組織の維持・強化	日本型直接支払制度の取組組織が行う農村保全活動による耕作放棄の防止、農業の有する多面的機能の発揮を推進する為、取組組織へのサポートを行います。	取組を継続します。
⑤ 有害鳥獣対策の推進	耕作放棄を防止するため、農産物への鳥獣被害の抑止を目的とした防護柵の設置や、わなの貸し出し及び鳥獣	鳥獣被害対策を行う取組組織や地域が着実に増えたことで一定の効果が出ており、今後は全市的な取組に

	被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲活動を支援します。 また、集落など地域ぐるみによる被害対策の取り組み、鳥獣被害対策実施隊の担い手の支援を行います。	拡大させながら、被害減少に向けて更なる取組の強化、支援に努めます。
--	---	-----------------------------------

※ 農業委員会において「現に耕作されておらず今後も耕作の見込みがない」または「周囲の農地に比べて著しく利用の状況が劣っている」と判断した農地

(3) 推進体制

主体	役割
奥州市	● 耕作放棄地（荒廃農地）解消を計画に含めた事業への支援 ● 日本型直接支払制度取組組織へのサポート、組織強化支援 ● 有害鳥獣対策への支援
農業委員会	● 利用状況調査の実施 ● 利用意向調査の実施 ● 耕作放棄地（荒廃農地）や耕作放棄地（荒廃農地）化のおそれのある農地の耕作希望者の掘り起こし、あっせん
岩手県	● 有害鳥獣対策の効果的な実施の情報提供
農業協同組合	● 耕作放棄地（荒廃農地）の利活用への支援
農業共済組合	● 病虫害対策の実施
猟友会	● 有害鳥獣の捕獲の実施
地域・担い手	● 耕作放棄地（荒廃農地）の荒廃化防止及び再生利活用、有害鳥獣の捕獲協力
生産者	● 耕作放棄（荒廃農地）の防止、耕作放棄地（荒廃農地）の荒廃化防止及び利活用の実施

(4) スケジュール

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
① 利用状況調査の実施	実施							
② 利用意向調査の実施	実施							
③ 耕作放棄地（荒廃農地）の拡大防止	実施							
④ 日本型直接支払制度活用組織の維持・強化	実施							
⑤ 有害鳥獣対策の推進	実施 検討	実施						

方針2 担い手の確保・育成

認定農業者や、集落営農組織といった地域の中心となる担い手の育成・法人化支援や、農地の出し手等の多様な農業者が地域の農業に携わり活躍する環境の整備、新規就農やUターン等の新たな担い手の確保を推進します。

<関連するSDGsのゴール>



◆ 施策一覧

担い手の確保・育成

- 1 地域の中心となる担い手の確保・育成
- 2 多様な農業者が活躍する環境整備
- 3 新たな担い手の確保・育成

◆ 目標値

項目 (把握方法)	現在	2021 年度（中間評価）		2026 年度 (最終評価)
		計画値	実績値	
1 農産物販売金額3,000万円以上の経営体数（農林業センサス）	86経営体	90経営体	104経営体	114経営体 (計画：100経営体)
2 法人の集落営農組織 (集落営農実態調査)	45件	60件	53件	75件
3 新規就農者〔評価時点から過去5年間ごとの累計値〕 (奥州市資料)	117名	122名	121名	130名

2-1 地域の中心となる担い手の確保・育成

(1) 方向性

本市の農業をけん引する中心となる担い手を確保し、育成するため、中心となる経営体の経営力の向上を支援します

(2) 具体的な取組

取 組	内 容	
	(計画時)	(中間評価)
① 認定農業者の確保	認定農業者を確保するため、低利融資制度や税制上の特例等の認定農業者を対象とした支援策の情報提供を行うとともに、農業経営改善計画の策定・更新の相談に取り組みます。	支援策の情報提供や、農業経営改善計画の策定・更新の相談に継続して取り組むとともに、農業経営改善計画の更新時などに収益性が確保できるビジネスモデルの情報共有を図ります。
② 強い経営体の育成	意欲ある認定農業者の経営力を向上するため、農業経営相談所との連携等により、経営相談や研修の機会を提供します。	取組を継続します。
③ 集落営農の組織化支援	集落営農の設立や法人化に向け、リーダーとなる人材や経理のノウハウを持つ人材の確保が課題となっているため、認定農業者等の研修における通学支援や会計ソフトの購入補助に取り組みます。	国事業（経営継承発展等支援事業）等の活用により農業法人等の経営継承を支援するほか、集落営農の組織化につながる研修等の取組を継続します。
④ 集落営農の経営継承の促進	集落営農組織の構成員の高齢化が進む状況を踏まえ、次の世代に経営を引き継ぐことを目的に、地域農業マスタープラン等の集落座談会などにおいて、経営継承や他の集落営農組織との合併等を検討する機会を確保します。	機械の共同利用や近隣集落との連携につながる、地域農業マスタープランの話合い等の機会の確保を支援するとともに、定年退職者などの経営継承候補者の確保や支援策を検討します。
⑤ 法人化の支援	農業経営の継続・拡大に向け、中心となる担い手の社会的信用力を向上するため、農業経営相談所等と連携し、法人化に関す	取組を継続します。

	る研修や情報提供を行うなど、法人化の支援に取り組みます。	
⑥ 集落営農のビジネスモデルの検討	集落営農組織の設立や法人化に向け、冬期の作業の確保が課題となっている状況を踏まえ、冬期に栽培・出荷可能な作物の収益性の検討や、農産加工の試験的な展開の支援等新たなビジネスモデルの検討に取り組み、情報を提供します。	養液栽培による生産など、水稻育苗ハウスの遊休期において栽培・出荷が可能な作物を検討し、その生産振興の取組などについて支援します。
⑦ 集落営農における家畜導入の検討	集落営農のビジネスモデルの候補として、肉用羊の放牧生産や、和牛繁殖経営の導入を検討する。	取組を継続します。
⑧ 地域農業マスタープランの作成・更新【再掲】	地域の中心となる経営体を明確にするとともに、農地の集積や集約化に向けた地域の機運を醸成するため、地域の積極的な話し合いを促し、地域農業マスタープランの作成や更新に取り組みます。	マスタープランの実践に向けて、地域内の話し合いを継続し、農地の集積・集約化を進めるとともに、モデル地区を設置し、関係機関で支援し、その取組の普及を図ります。 特にも中山間地については、担い手不足が見込まれることから、農地や林地の荒廃化が災害の発生につながる恐れもあり、粗放的な管理も選択肢とする話し合いを推進します。

(3) 推進体制

主 体	役 割
奥州市	● 認定農業者の確保、育成 ● 農業経営相談所現地支援チームによる認定農業者および集落営農の組織・法人化への相談対応、研修、情報提供 ● 青年等就農計画の作成のアドバイス ● 集落営農のビジネスモデルの情報収集・検討、情報提供 ● 集落営農における家畜導入の検討、情報収集 ● 地域農業マスタープランの作成・更新の支援
農業委員会	● 地域農業マスタープランの作成・更新に向けた話し合いでの情報提供等
岩手県	● 農業経営相談所現地支援チームによる認定農業者および集落営農の組織・法人化への相談対応、研修、情報提供

	● 青年等就農計画の作成のアドバイス ● 地域農業マスタープランの作成・更新の支援
農業協同組合	● 集落営農のビジネスモデルの検討 ● 家畜導入の検討 ● 地域農業マスタープランの作成・更新に向けた話し合いへの参加
認定農業者	● 研修への参加、相談の場の活用
集落営農組織等	● 研修への参加、相談の場の活用 ● 集落営農のビジネスモデルの検討 ● 家畜導入の検討
農業者・農地所有者	● 地域農業マスタープランの作成・更新にむけた話し合いへの参加

(4) スケジュール

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
① 認定農業者の確保	実施							
② 強い経営体の育成	実施							
③ 集落営農の組織化支援	実施							
④ 集落営農の経営継承の促進	検討	実施						
⑤ 法人化の支援	実施							
⑥ 集落営農のビジネスモデルの検討（変更）	検討			実施				
⑦ 集落営農における家畜導入の検討（変更）		検討		実施				
⑧ 地域農業マスタープランの作成・更新【再掲】	実施							

〔島根県の取組〕

集落営農組織の農業が活発な島根県では、集落営農組織の収益力を向上するため、集落営農組織に和牛の繁殖経営を取り入れる取組を進めています。

集落営農組織に和牛に慣れてもらうための研修「放牧実践スクール」や、試験的に牛を借りられる「レンタルカウ」などの取組を行います。経験を積んだ集落営農組織が和牛繁殖経営に取り組む場合は、牛舎の整備や繁殖素牛の導入を補助します。現在10件程度の集落営農組織が繁殖経営を実践し、20件程度の集落営農組織が、レンタルカウを導入して経験を重ねています。

2-2 多様な農業者が活躍する環境整備

(1) 方向性

中心となる担い手に農地を提供する兼業農家や、高齢者や女性など、多様な農業者が地域の農業に携わり、活躍する環境整備に取り組みます。

(2) 具体的な取組

取 組	内 容	
	(計画時)	(中間評価)
① 集落営農と多様な農業者の連携	集落営農のビジネスモデルの検討に際しては、たとえば、農繁期の収穫、出荷・調整作業等、加工等、農地の出し手となる農業者や女性が参画できるモデルを検討します。	農地の出し手や女性が参画できるビジネスモデル、働きやすい環境づくりについて検討し、モデル集落での実践・検証を踏まえ、地域内での普及啓発を図ります。 (具体的な支援策…モデル集落の公募→国の農業経営法人化支援総合事業(補助率:定額)の活用と支援)
② 高ニーズ農産物の生産支援	家族経営等小規模農家を対象に、出荷団体や直売所が取り組む市場や消費者からニーズのある農産物の確保を目的とする栽培指導等とともに、種子・肥料代等を支援します。	地元飲食店と生産者とのマッチング支援などにより、高ニーズ農産物を把握し、関係機関と支援する作物についての情報共有、栽培指導支援を実施し、生産振興を図ります。 種子・肥料代等の支援については今後も産地づくり推進事業の継続実施により取り組みます。
③ 農福連携の推進	障がい者の農業分野での就労を通じて、農業における労働力の確保だけでなく、障がい者の工賃向上や雇用の場の創出、社会参画を促す取組である農福連携を推進し、県と協力して福祉事業所と農業者のマッチングを支援します。	取組を継続します。
④ 農繁期の労働力の確保	農繁期の労働力として、都市住民や市内非農家の一般市民を園芸体験実習生として受け入れる「農村ワーキングホリデー」を推進しま	農事組合法人などでのワーキングホリデーの実施について、県内の推進団体の取組等について情報収集・提供を行います。

	す。	地域人口の急減に直面している地域において農林業などの地域産業の担い手を確保するための新たな取組である「特定地域づくり事業※協同組合」制度の活用などについて検討します。
--	----	---

※特定地域づくり事業…マルチワーカー（季節毎の労働需要等に応じて複数の事業者の事業に従事）に係る労働者派遣事業等を言う。夏季は農業に従事し、冬期は除雪作業に従事するなどの雇用確保が可能。

（３）推進体制

主 体	役 割
奥州市	● 集落営農のビジネスモデルの情報収集・検討、情報提供 ● 高ニーズ農産物を栽培する小規模農家への支援 ● 農福連携に向けた福祉事業所と農業者のマッチング支援 ● 農村ワーキングホリデーの推進、農繁期の労働力確保策の検討
岩手県	● 出荷団体や直売所が行う農産物の栽培指導への技術的アドバイス ● 農福連携に向けた福祉事業所と農業者のマッチング支援 ● 農村ワーキングホリデーの推進への協力
農業協同組合	● 農村ワーキングホリデーの推進、農繁期の労働力確保策の検討
出荷団体や直売所	● 高ニーズ農産物の栽培指導の実施
集落営農組織	● 集落営農のビジネスモデルの検討 ● 農繁期の労働力確保策の検討

（４）スケジュール

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
① 集落営農と多様な農業者の連携（変更）	検討				実施			
② 高ニーズ農産物の生産支援（変更）	検討				実施			
③ 農福連携の推進	実施							
④ 農繁期の労働力の確保（変更）	検討				実施			

2-3 新たな担い手の確保・育成

(1) 方向性

本市の農業を担う新たな担い手を確保するため、新規就農者の確保・育成に取り組みます。

(2) 具体的な取組

取 組	内 容	
	(計画時)	(中間評価)
① 認定新規就農者の確保に向けた研修の推進	本市の農業を担う次の世代を確保するため、農業次世代人材投資事業準備型の情報提供を行います。	農業次世代人材投資事業準備型に関する情報提供に引き続き取り組みます。 県や農業協同組合などの関係機関で構成する「農業次世代人材投資事業サポートチーム」により新規就農者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」等の課題解決に向けた支援に取り組みます。
② 就農希望者の研修・就農支援	就農希望者の研修機会の確保や就農支援を目的に、40歳未満の就農希望者に対し、主要品目による就農を支援するニューファーマー育成プログラムの情報提供に取り組みます。 また、農業教育研究施設等で実施する農業技術研修に対して支援を行います。	ニューファーマー育成プログラムの情報提供に引き続き取り組みます。 移譲希望農家、継承希望者に関する情報収集に努め、関係機関と連携して第三者継承のマッチング支援に取り組みます。
③ 第二の人生の就農支援	市の農業の新たな担い手確保の一環として、定年退職後の人材やU I ターン者の就農を推進するとともに、園芸の担い手や集落営農組織のオペレーター等の農業技術研修に対して支援を行います。	地域農業マスタープランの実践を進めるとともに、兼業農家が農業に関する知識や技術を学べる機会の確保など、農の担い手の確保に繋がる支援内容を検討し、取り組みます。
④ 農地の新規取得の面積要件の緩和	農村へのU I ターン等による就農を推進するため、空き家への移住に伴う農地の新規の取得については、農地法による農地の新規取得の下限面積を緩和し	下限面積の緩和は実施済みであり、新規就農者の確保につながるよう、引き続き制度の周知を図ります。

	ます。 併せて、耕作放棄が進む地域等においては、空き家への移住を伴わない農地の新規の取得についても下限面積の緩和を検討します。	
--	---	--

(3) 推進体制

主 体	役 割
奥州市	● 農業次世代人材投資事業の情報発信 ● 青年等就農計画の作成のアドバイス ● ニューファーマー育成プログラムの情報発信 ● オペレーター他農業技術研修の支援 ● 第三者継承の情報共有
農業委員会	● 空き家への移住を伴う農地の新規取得の下限面積要件の緩和 ● 移住を伴わない農地の新規取得の下限面積要件の緩和の検討
農業協同組合	● 第三者継承の情報共有
岩手県	● 農業次世代人材投資事業の情報発信 ● 青年等就農計画の作成のアドバイス ● ニューファーマー育成プログラムの情報発信 ● ニューファーマー育成プログラムによる研修アドバイス ● 第三者継承の情報共有
生産者	● ニーズのある農産物の定年帰農者等への栽培指導の実施

(4) スケジュール

		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
① 認定新規就農者の確保に向けた研修の推進		実施							
② 就農希望者の研修・就農支援		実施							
③ 第二の人生の就農支援(変更)		検討			実施				
④ 農地の新規取得の面積要件の緩和	移住者	実施							
	非移住者	検討							

方針3 消費者から支持される製品の生産力のアップ

生産施設、機械の導入、新たな農産物の導入、栽培技術の向上・構築等を支援し、消費者から支持を得られる製品の生産を拡大します。

＜関連するSDGsのゴール＞



◆ 施策一覧

消費者から支持される製品の生産力のアップ

- 1 米穀の生産性の向上
- 2 園芸の拡大
- 3 畜産王国への復権

◆ 目標値

項目 (把握方法)	現在	2021 年度（中間評価）		2026 年度 (最終評価)
		計画値	実績値	
1 農業産出額 (農林水産省資料)	218 億円	226 億円	232 億円	236 億円 (計画：238 億円)
2 農業産出額 [米穀] (農林水産省資料)	110 億円	112 億円	129 億円	129 億円 (計画：115 億円)
3 農業産出額 [畜産] (農林水産省資料)	65 億円	67 億円	62 億円	65 億円 (計画：70 億円)
4 園芸 [野菜・果実・花き] (農林水産省資料)	41 億円	45 億円	38 億円	40 億円 (計画：51 億円)

3-1 米穀の生産性の向上

(1) 方向性

米穀の生産性を向上し、担い手の収益を拡大するため、認定農業者や集落営農組織等、経営拡大を志す担い手への農地の集積・集約化と合わせ、生産コストの低減や、収量の拡大等の生産性向上を支援します。

(2) 具体的な取組

取 組	内 容	
	(計画時)	(中間評価)
① 生産性・市場性の高い産地づくりの推進	水稲は、「ひとめぼれ」「金色の風」を核として、生産性の高い産地づくりを推進します。併せて、実需者のニーズを踏まえた市場性の高い産地づくりを推進します。	実需者との交流を引き続き図ること等により、ニーズを踏まえた上で、各団体等と連携し生産性の向上を図ります。 また、県が開発を進めている高温登熟耐性品種に注視しながら、良食味・多収（業務用）品種などの導入について、関係機関・団体等と連携して検討します。
② 大型機械・施設の導入支援	経営規模を拡大する認定農業者や集落営農組織に対し、大型機械や育苗施設等、規模拡大に必要となる機械・施設の導入を支援します。	取組を継続します。
③ 大豆の生産・出荷拡大に向けた機械・設備の導入支援	今後の大豆の生産面積拡大に対応するとともに、過剰な設備投資を抑制するため、複数の集落営農組織によるコンバインや乾燥機の共同利用方式の導入を検討します。	大豆の機械・設備の共同利用について、国事業を活用した推進等を検討します。
④ 先進技術の効果検証と導入支援	ドローンによる生育診断や農薬散布、コンバインの自動運転技術等、先進の技術を導入し、コスト低減や収量のアップを目指す担い手に対し、機械や設備の導入費用助成を検討します。また、導入による	胆江地方農林業振興協議会として、生産性・省力性向上に向けたスマート農業導入の可能性を検討します。また、先進技術導入に活用できる国・県等の事業を担い手通信などで周知します。

	費用対効果を検証し、その結果を多くの農業者に共有します。	
⑤ 地域農業マスタープランの作成・更新【再掲】	地域の中心となる経営体を明確にするとともに、農地の集積や集約化に向けた地域の機運を醸成するため、地域農業マスタープランの作成や更新に取り組みます。	マスタープランの実践に向けて、地域内の話し合いを継続し農地集積、集約を進めるとともに、モデル地区を設置し、関係機関で支援するとともに、その取組の効果を地域内で波及させます。 特に中山間地については、担い手不足が見込まれることから、農地や林地の荒廃化が災害の発生につながる恐れもあり、放牧など粗放的な管理も選択肢とする話し合いを進めます。

(3) 推進体制

主 体	役 割
奥州市	● 大型機械の導入・施設整備にかかる導入支援 ● 大豆の機械・施設の共同利用方式の検討 ● 先進技術導入に係る費用の一部助成の検討 ● 先進技術導入の費用対効果の検証、共有の支援 ● 地域農業マスタープランの作成・更新の支援
岩手県	● 大型機械・施設の導入のアドバイス ● 大豆の機械・施設の共同利用方式の検討に関するアドバイス ● 先進技術導入の費用対効果の検証、共有の支援 ● 地域農業マスタープランの作成・更新の支援
農業協同組合	● 生産性、収益性の向上に向けた指導の実施 ● 大型機械の導入・施設整備にかかる導入支援 ● 先進技術導入の費用対効果の検証、共有実施の支援 ● 地域農業マスタープランの作成・更新に向けた話し合いへの参加
農業委員会	● 地域農業マスタープランの作成・更新に向けた話し合いでの情報提供等
生産者	● 大型機械・施設の導入 ●大豆の機械・施設の共同利用方式の検討 ● 先進技術の導入、費用対効果の検証
農業者・農地所有者	● 地域農業マスタープランの作成・更新に向けた話し合いへの参加

(4) スケジュール

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
① 生産性・市場性の高い 産地づくりの推進	実施							
② 大型機械・施設の導入 支援	実施							
③ 大豆の生産・出荷拡大 に向けた機械・設備の 導入支援	実施							
④ 先進技術の効果検証と 導入支援	実施							
⑤ 地域農業マスタープラ ンの作成・更新【再掲】	実施							

3-2 園芸の拡大

(1) 方向性

ピーマン、りんごなど、既存の品目の生産性の向上と生産量の維持・拡大を支援するとともに、水田を活用した土地利用型園芸品目の導入など、高収益な園芸品目への転換を促進することにより、園芸規模の拡大を目指します。

(2) 具体的な取組

取 組	内 容	
	(計画時)	(中間評価)
① 生産性向上の支援	栽培面積が拡大傾向にあるピーマンは、生産者や出荷団体による収量拡大に向けた生産方式の検討を支援するとともに、必要な設備や施設等の導入を支援します。 りんご、トマト、きゅうり、りんどう等他の園芸品目についても、生産者や出荷団体による省力化、収量・品質の向上、新品種の導入等の生産性向上に向けた検討及び検討結果に基づく設備や施設等の導入を支援します。	各種補助事業を有効に活用し、地域農業や中心経営体等の発展、生産性向上に資する機械・施設等の導入を支援します。 県において、温暖化等の環境の変化に対応した新たな品種の開発を進めていることから、この地域にあった農産物や品種の導入について、関係機関・団体とともに検討します。
② 果樹の改植支援	りんごは、GPSを用いた樹園地管理システム等の活用により、産地全体の戦略的な品種構成の検討を行うとともに、市場ニーズへの対応と、作業時期と労働力のピークを分散するため、早生から晩生までオリジナル品種を有する強みも活かした計画的な改植を支援します。	産地協議会等における戦略的、計画的な改植を支援します。
③ 土地利用型園芸品目の生産の拡大	農産物の加工業務用需要の拡大に対応するとともに、水田農業の収益性を向上するため、ねぎ、じゃがいも等の機械化一貫体系による生産・出荷が可能な品目の生産を拡大し、機械や出荷調整設備の導入を支援するとともに、費用対効果を検証し、その結果を多くの農業者に共有	土地利用型園芸品目導入に係る費用対効果の検証、共有化を進め、各種補助事業を有効に活用し、必要な機械・施設等の導入を支援します。

	します。	
④ 施設団地整備の検討	園芸の振興を目的とした施設団地整備の検討の一環として、団地化に向けた適地の検討に取り組みます。	施設団地の必要性等に応じて、適地を検討します。
⑤ 先進技術の導入支援	農作業の省力化や生産性の向上を目的とし、施設園芸における環境制御技術や、農業機械の自動走行技術などの先進技術の導入を支援するとともに、技術導入の費用対効果を検証し、その結果を多くの農業者に共有します。	取組を継続します。
⑥ 遊休ハウスの利用促進	遊休化している農業用ビニールハウス等の貸付や譲渡を希望する所有者から情報提供を受け、物件を利用希望者へ紹介する体制の整備や、移設費用の支援について検討します。	遊休ハウスの利用促進へ向けた支援策を検討します。
⑦ 高ニーズ農産物の生産支援【再掲】	家族経営等小規模農家を対象に、出荷団体や直売所が取り組む市場や消費者からニーズのある農産物の確保を目的とする栽培指導等とともに、種子・肥料代等を支援します。	地元飲食店と生産者とのマッチング支援などにより、高ニーズ農産物を把握し、関係機関と支援する作物の情報共有、栽培指導支援を実施し、生産振興を図ります。 種子・肥料代等の支援については今後も産地づくり推進事業により継続して実施します。
⑧ 就農希望者の研修・就農支援【再掲】	就農希望者の研修機会の確保や就農支援を目的に、40歳未満の就農希望者に対し、主要品目による就農を支援するニューファーマー育成プログラムの情報提供に取り組みます。	ニューファーマー育成プログラムの情報提供に引き続き取り組みます。 移譲希望農家、継承希望者に関する情報収集に努め、関係機関と連携して第三者継承のマッチング支援に取り組みます。

(3) 推進体制

主 体	役 割
奥州市	● 生産性向上に係る検討の補助（試験栽培費用の助成等） ● 生産性向上の検討結果に基づく設備や施設の導入の補助 ● りんごの改植の補助 ● 土地利用型園芸品目導入に係る機械・設備の導入補助 ● 土地利用型園芸品目導入の費用対効果の検証、共有 ● 施設団地の適地の検討 ● 先進技術の導入支援、費用対効果の検討、共有化 ● 遊休ハウスの利用促進へ向けた支援策の検討
岩手県	● 生産性向上の検討に関するアドバイス ● 土地利用型園芸品目の機械・設備の導入、費用対効果の検証、共有のアドバイス ● 施設団地整備に係る適地検討のアドバイス ● 先進技術の費用対効果の検討、共有のアドバイス
農業協同組合	● 生産性向上に向けた検討の実施 ● りんごの計画的な改植に向けた品種構成の検討 ● 土地利用型園芸品目導入の費用対効果の検証、共有 ● ニーズのある農産物による新規就農希望者の研修 ● ニーズのある農産物の生産拡大に向けた栽培指導 ● 施設団地の適地の検討への参加 ● 先進技術の費用対効果の検討、共有 ● 遊休ハウスの所有者及び利用希望者の情報提供
出荷団体	● 生産性向上に向けた検討の実施 ● りんごの計画的な改植に向けた品種構成の検討 ● 土地利用型園芸品目導入の費用対効果の検証、共有 ● ニーズのある農産物による新規就農希望者の研修 ● ニーズのある農産物の生産拡大に向けた栽培指導 ● 施設団地の適地の検討への参加 ● 施設団地形成に向けた、生産品目及び収益性の検討 ● 先進技術の費用対効果の検討、共有 ● 遊休ハウスの所有者及び利用希望者の情報提供
生産者	● 生産性向上に向けた検討の実施 ● 生産性向上に向けた設備・施設の導入 ● りんごの計画的な改植に向けた品種構成の検討 ● 土地利用型園芸品目の機械・設備の導入、生産の拡大 ● 先進技術の導入及び費用対効果の検討 ● ニーズのある農産物による新規就農希望者の研修

	● 遊休ハウスの所有者及び利用希望者の情報提供
--	-------------------------

(4) スケジュール

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
① 生産性向上の支援	実施							
② 果樹の改植支援	実施							
③ 土地利用型園芸品目の生産の拡大	実施							
④ 施設団地整備の検討 (変更)	検討	実施 検討						
⑤ 先進技術の導入支援	検討	実施						
⑥ 遊休ハウスの利用促進	検討	実施						
⑦ 高ニーズ農産物の生産 支援【再掲】(変更)	検討			実施				
⑧ 就農希望者の研修・就 農支援【再掲】	実施							

3-3 畜産王国への復権

(1) 方向性

畜産王国への復権に向け、和牛の販売戦略の立案や、子牛の生産体制の強化、担い手の規模拡大支援、先進技術の導入などに取り組めます。

(2) 具体的な取組

取 組	内 容	
	(計画時)	(中間評価)
① 和牛の販売戦略の立案	本市の和牛の飼養・出荷等数が減少し続ける中、知名度の高いブランド牛を有する状況や、繁殖・肥育両方の経営が行われている特性、世界的な和牛ニーズの高まり等の需要動向の変化を踏まえつつ、消費者や市場のニーズ、競合ブランド牛と比較した本市和牛の評価等の調査・分析に基づき、農業協同組合とともに、販売戦略を立案します。また、販売戦略立案の検討と合わせ、子牛の改良方針の検討及びブランドの統合の協議を行います。	販売戦略立案の検討を進めながら、子牛の改良方針の検討及びブランドの統合の協議を進めます。
② 子牛の生産体制の強化	公共牧場や周年預託施設の整備について検討します。 さらなる和牛子牛の増頭に向け、集落営農組織による和牛繁殖経営の導入に向けた検討を行います。	公共牧場や周年預託施設の整備を検討するとともに、集落営農組織による和牛繁殖経営の導入に向けた検討をします。
③ 規模拡大に向けた施設導入の支援	畜産経営の規模拡大を促進するため、交付金等を活用した施設の導入を支援します。	取組を継続します。
④ 空き牛舎の利用促進	空き牛舎の賃貸または売却を希望する所有者から情報提供を受け、物件を利用希望者へ紹介する体制の整備について検討します。	農業協同組合との情報交換を行いながら体制の整備について引き続き検討を進めます。
⑤ 先進技術の導入支援	畜産経営における労働環境の改善や、生産性を向上することを目的に、家畜の状況を覚知する技術等の先進技術の導入を支援するとともに、	取組を継続します。

	技術導入の費用対効果を検証し、その結果を多くの農業者に共有します。	
⑥ 肉用羊の拡大	放牧による肉用羊の生産・出荷の拡大に向け、羊の生産支援及び集落営農組織等への導入支援に取り組みます。	肉用羊の生産・出荷の拡大に向け、羊の生産支援及び集落営農組織等への導入に対して支援します。
⑦ 酪農、養豚、養鶏の経営支援	優良乳用雌牛の導入や価格安定基金の生産者負担などを支援し、畜産の経営安定対策に取り組みます。	取組を継続します。
⑧ 獣医療の体制整備	—	「獣医療を提供する体制の整備を図るための岩手県計画(令和3年3月)」等に基づき、関係機関において獣医療の体制整備に関する情報共有を図ります。

(3) 推進体制

主 体	役 割
奥州市	● 和牛の販売戦略の立案 ● 集落営農組織における和牛繁殖経営導入の検討 ● 肉用羊の導入の補助 ● 肉用羊の生産の補助 ● 放牧羊の放射能の濃度検査、放射能濃度軽減策の検討 ● 畜舎等の施設の導入・確保の支援 ● 先進技術の導入支援、費用対効果の検討、共有化 ● 優良乳用雌牛の導入の補助 ● 各種価格安定基金の生産者負担の補助
岩手県	● 先進技術の費用対効果の検討、共有のアドバイス ● 放牧羊の放射能濃度軽減策検討のアドバイス ● 獣医療の提供体制整備
農業協同組合	● 和牛の販売戦略の立案 ● 空き牛舎利用の検討 ● 集落営農組織における和牛繁殖経営導入の検討 ● 先進技術の費用対効果の検討、共有
農業共済組合	● 獣医療の提供体制整備

(4) スケジュール

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
① 和牛の販売戦略の立案	調査	検討 立案						
ブランドの統合 （協議）	検討	実施						
② 子牛の生産体制の強化	検討	実施						
③ 規模拡大に向けた施設導入の支援	実施							
④ 空き牛舎の利用促進 （変更）	検討			実施				
⑤ 先進技術の導入支援 （変更）	検討			実施				
⑥ 肉用羊の拡大	検討	実施						
⑦ 酪農、養豚、養鶏の 経営支援	実施							
⑧ 獣医療の体制整備				実施				

方針 4 本市の農畜産物の需要拡大

消費地における奥州産の知名度向上や販路の開拓、地産地消の推進に取り組み、本市の農畜産物の需要の拡大を図ります。

<関連する SDG s のゴール>



◆ 施策一覧

本市の農畜産物の需要拡大

- 1 消費地への戦略的な販路開拓
- 2 地産地消の推進
- 3 6次産業化の推進

◆ 目標値

項目 (把握方法)	現在	2021 年度（中間評価）		2026 年度 (最終評価)
		計画値	実績値	
1 農業産出額【再掲】	218億円	226億円	232億円	236億円 (計画：238億円)
2 農業産出額 [米穀]【再掲】	110億円	112億円	129億円	129億円 (計画：115億円)
3 農業産出額 [畜産]【再掲】	65億円	67億円	62億円	65億円 (計画：70億円)
4 園芸 [野菜・果実・花き]【再掲】	41億円	45億円	38億円	40億円 (計画：51億円)
5 学校給食への地元食材の利用率 (教育委員会学校教育課調べ)	44%	45%	41%	45% (計画：49%)
6 農畜産物の主な産直施設販売額 【新規】	—	—	1,740 百万円	1,777百万円
7 市の商品開発等の支援による 6 次産業化件数（累計）	5 件	7 件	7 件	9 件 (計画：10件)

4-1 消費地への戦略的な販路開拓

(1) 方向性

既存の販売先との信頼関係の向上とあわせ、本市の農産物に対する需要を拡大することを目的に、奥州産の知名度の向上、イメージアップや、和牛の販売戦略の立案など、消費地への戦略的な販路開拓を推進します。

(2) 具体的な取組

取 組	内 容	
	(計画時)	(中間評価)
① 販路開拓への支援	「奥州産」の農産物や加工品の知名度とイメージを向上し、需要を拡大するため、農業協同組合等の出荷団体が行うPRキャンペーン、量販店や米穀卸等のバイヤーの招へい、卸売市場における消費宣伝活動、店頭における販促等を支援し、既存の販売先との信頼関係の向上や、新たな販路の開拓を促進します。	取組を継続します。 特に、新たな取組として首都圏などの小売店や飲食店とのつながりの構築やインターネット販売のさらなる普及に向けて、検討し推進します。
② 輸出の支援	米等の海外での需要が見込まれる製品について、マーケティング調査、試験販売、販路の構築等の輸出拡大を支援します。	水田収益力強化ビジョンの検討を進める中で、関係者が一体となった輸出用米生産の取組を検討します。また、事業者に対し国や県支援事業の情報提供を行います。
③ 和牛の販売戦略の立案【再掲】	本市の和牛の飼養・出荷等数が減少し続ける中、知名度の高いブランド牛を有する状況や、繁殖・肥育両方の経営が行われている特性、世界的な和牛ニーズの高まり等の需要動向の変化を踏まえつつ、消費者や市場のニーズ、競合ブランド牛と比較した本市和牛の評価等の調査・分析に基づき、農業協同組合とともに、販売戦略を立案します。また、販売戦略立案の検討と合わせ、子牛の改良方針の検討及びブランドの統合の協議を行います。	販売戦略立案の検討を進めながら、子牛の改良方針の検討及びブランドの統合の協議を行います。

④ 食の安全安心の確保 【4-2】地産地消のイメージアップから移項	農業生産工程管理（GAP）について生産者が理解を深めるための研修会の開催等、GAPの取組を推進します。 市内の直売所、市内産農産物等の販売コーナーにおいては、生産履歴が管理された農産物等の出荷・販売を促進するなど、食の安全安心の確保に取り組みます。	引き続きGAPの実践を推進し、生産工程管理による効率的な農業経営と環境負荷の低い農業生産を進めます。 ※食の安心安全は地産地消だけでなく生産及び販売全般に関わることから、「4-2 地産地消のイメージアップ」から移記。
--------------------------------------	--	--

（３）推進体制

主 体	役 割
奥州市	● 奥州産のイメージアップ活動への支援 ● 和牛の販売戦略の立案 ● 農業生産工程管理（GAP）の推進
農業協同組合	● 奥州産のイメージアップのための活動の実施 ● 和牛の販売戦略の立案 ● 農業生産工程管理（GAP）の実践
生産者	● 奥州産のイメージアップのための活動の実施 ● 農産物等の生産履歴に関する情報提供
市内の店舗 (直売所、量販店、飲食店等)	● 生産履歴が明らかな農産物等の販売及び提供

（４）スケジュール

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
① 販路開拓への支援	実施							
② 輸出の支援	実施							
③ 和牛の販売戦略の立案【再掲】	調査	検討 立案						
ブランドの統合 (協議)	検討	実施						
④ 食の安全安心の確保	検討	実施						

4-2 地産地消の推進

(1) 方向性

市内産農畜産物等の地域内需要を拡大して持続可能な農業を目指すとともに、市民が食を通して健康と豊かな人間性を育むことを目的に、おうしゅう地産地消推進計画に基づき、市、生産者、事業者、市民が連携して地産地消に取り組みます。

(2) 具体的な取組

取 組	内 容	
	(計画時)	(中間評価)
① 市内産農畜産物の需要拡大	イベント等での直売所施設の活用や、施設ごとに特色のある地元食材などの情報発信を通じて、地産地消の拠点となる直売所のPRを推進します。 市内産農産物等の販売コーナーを設けている量販店や地元食材を活用する飲食店のPRを行います。	より一層市民の地産地消への意識が高まっていることから、引き続き「おうしゅうまるかじりの日」の普及を含め適時適切な情報発信を行います。産直施設等のおすすめ商品や旬の食材をSNSで紹介する等により引き続き周知します。 また、食品ロス対策やSDGsなどの観点から農産物の規格外品の販売につながる取組などについて検討し推進します。
食の安全安心の確保 【4-1】消費地への戦略的な販路開拓へ移項	農業生産工程管理（GAP）について生産者が理解を深めるための研修会の開催等、GAPの取組を推進します。 市内の直売所、市内産農産物等の販売コーナーにおいては、生産履歴が管理された農産物等の出荷・販売を促進するなど、食の安全安心の確保に取り組みます。	引き続きGAPの実践を推進し、生産工程管理による効率的な農業経営と環境負荷の低い農業生産を進めます。 ※食の安心安全は地産地消だけでなく生産及び販売全般に関することから、「4-1 消費地への戦略的な販路開拓」に移記。
② 食育の推進	学校給食における地元食材の率先利用を継続するとともに、授業やイベントでの農業体験の実施、地域の行事食や郷土食を学ぶ料理教室の開催などを通じて、本市の農産物や伝統食を次の世代へ継承するための活動を推進します。	地域の食材や食文化を学ぶにあたり、学校給食は非常に重要な取組ですが、今後給食施設の統合により一施設あたりの食数が増えた場合、給食施設が求める数量の確保やカット等の下処理が課題となり、給食における地元食材の利用率の低下が懸念されます。

		学校給食については、引き続き奥州市産米の使用を継続するとともに、特色のある農畜産物や、新たに開発された加工品等の学校給食への供給を検討します。
おうしゅうまるかじりの日のPR 【4-2-①】市内産農畜産物等の需要拡大へ統合	市民が地産地消について自ら考え行動する日として定めた「おうしゅうまるかじりの日（毎月第4土曜日）」の定着を目的に、おうしゅうまるかじりの日のPR資材の作成・配布や、市内の店舗等と連携したPR活動を推進します。	※取り組みは継続するが、当該項目については手段であることから①市内産農畜産物等の需要拡大の中で取り組む。

（３）推進体制

主 体	役 割
奥州市	● 直売所等の販売施設のPR ● 学校給食における地元食材の率先利用 ● 農業体験や伝統食を学ぶ料理教室などの食育推進活動の実施 ● おうしゅうまるかじりの日の定着に向けた取組の実施
生産者	● 消費者ニーズに応じた奥州産農畜産物の生産
市内の店舗 (直売所、量販店、飲食店等)	● 地元食材の取扱いの拡大 ● おうしゅうまるかじりの日のPRへの協力

（４）スケジュール

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
① 市内産農畜産物の需要拡大	検討	実施						
② 食育の推進	実施							

4-3 6次産業化の推進

(1) 方向性

需要に対応した新たな加工品開発や他業種との連携等を支援し、市内産農畜産物の高付加価値化を図るため、奥州市6次産業化推進計画に基づき6次産業化を推進します。

(2) 具体的な取組

取 組	内 容	
	(計画時)	(中間評価)
① 6次産業化に挑戦する人材への支援	本市の農畜産物を主原料とした加工など、6次産業化により本市農畜産物の需要拡大を図るため、6次産業化にチャレンジする人材や組織に対し、試作等の試験的な取組の実施や設備の導入等について、支援を行います。	農業者の新たなチャレンジの後押しが引き続き有効であることから、取り組む者の段階に応じた適切な支援を行えるように事業を見直します。
② 6次産業化に挑戦する人材の育成	生産者等の課題を解決するための相談会や、セミナーの開催、目標実現のためのフォローを行います。また、「食」に関わる人材の育成に取り組めます。	引き続き相談者に寄り添ったアドバイスやセミナーを開催し、6次産業化に挑戦する者を育成します。 また、外部の専門家も活用しつつ、県、農業協同組合及び商工会議所等、市内の関係機関で連携してフォローできるような体制を構築します。
食の外部化に対応する6次化商品の研究 【4-3】①・②に特化することとし、当項目は削除	高齢世帯や共働き世帯の増加などによる食の外部化、簡便化の進展に対応する6次化商品の研究に取り組めます。	6次化商品いわゆる食品加工商品については、商品化しても成功するものは極めて少なく、難しい分野であることが岩手県工業技術センターからの情報で明らかになっています。 このことから、6次化商品を開発する上では、食の外部化だけでなく多様なニーズを把握して商品開発する必要があります。 よって、今後の方向性としては、6次産業化に取り組む農業者や事業者が取り組みやすくなるよう継

		継続的に支援します。 ※取組項目①及び②に特化することとし、当項目は削除。
--	--	---

(3) 推進体制

主 体	役 割
奥州市	● 6次産業化に挑戦する人材への支援 ● 6次産業化に取り組む人材育成のための研修等の実施
農業協同組合	● 6次産業化に挑戦する人材への支援
生産者・団体・企業	● 研修への参加、6次産業化の実施

(4) スケジュール

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
① 6次産業化に挑戦する人材への支援	実施							
② 6次産業化に挑戦する人材の育成	実施							

方針5 農山村の振興

中山間地域等の農村保全を目的とした活動や地域活性化の取組を支援し、特色ある農産物や特用林産物による所得向上、いきいきとした地域づくりを目指します。

<関連するSDGsのゴール>



◆ 施策一覧

農山村の振興

- 1 農村の保全と活性化
- 2 山林の再生による特用林産物の振興

◆ 目標値

項目 (把握方法)	現在	2021 年度 (中間評価)		2026 年度 (最終評価)
		計画値	実績値	
1 農業振興地域での新規転入 就農者数 (奥州市資料)	11名	15名	5名	20名
2 多面的機能支払交付金制度 の取組面積 (※) (奥州市資料)	14,997ha	14,997ha	14,220ha	13,500ha (計画: 14,997ha)
3 中山間地域等直接支払制度 の取組面積 (※) (奥州市資料)	6,110ha	6,110ha	5,647ha	5,250ha (計画: 6,110ha)
4 電気柵設置延長(補助対象) 【新規】	31km	44km	48km	69km

※ 多面的、中山間の取組面積は最大限まで拡大していることから、現在の取組面積の減少を抑止することを目標とする。

5-1 農村の保全と活性化

(1) 方向性

中山間地域等の農村を活性化するため、農村へのU I ターン就農を推進するとともに、日本型直接支払制度の取組組織等の強化、農業所得の向上、地域活性化の取組を推進します。

(2) 具体的な取組

取 組	内 容	
	(計画時)	(中間評価)
① 農村の維持・保全のための組織活動の強化	日本型直接支払制度の取組組織へのサポートを行うとともに、特色ある活動を奨励し、農村の維持・保全のための組織の活動を支援します。	人口減少に伴い多面的及び中山間を含む日本型直接支払制度の取組面積は減少傾向にあります。人口減少社会を踏まえ、取組面積の維持に向けた協定農用地追加の働きかけ、組織内の合意形成に向けたサポートを引き続き行います。
② 有害鳥獣対策の推進 【再掲】	中山間地域の農業や農村保全を維持するため、農産物への鳥獣被害の抑止を目的とした防護柵の設置や、わなの貸し出し及び鳥獣被害対策実施隊による有害鳥獣の捕獲活動を支援します。 また、集落など地域ぐるみによる被害対策の取組、鳥獣被害対策実施隊の担い手の支援を行います。	有害鳥獣による被害額は増加傾向にあることから、電気柵設置支援の拡充を含め、地域ぐるみの被害対策活動や日本型直接支払制度による鳥獣被害対策の活用を広げることにより、個人から地域全体としての被害対策を強化していきます。
③ 地域活性化の取組の推進	地域の資源を活かし、農村に人を呼び込む等、農業や地域の活性化に結びつけるモデル的な取組を支援します。 また、グリーン・ツーリズムなどの都市と農村の交流を促進する取組について支援します。	やる気や特色のある地域及び各種団体等の把握に努めながら、県等の支援制度の活用に向けたサポートを行っていきます。 グリーン・ツーリズムの活動を継続しながら、農泊についての機運醸成と民泊を伴わない農作業体験の在り方について検討を進めます。
④ 営農条件の改善	中山間地域等の小規模な農地の営農条件の改善に向け、日本型直接支払制度等を活用した簡易な基盤整備を進めるべく、取組組織における話し合いを支援します。	日本型直接支払制度の取組組織等における営農条件の改善に向けた話し合いを通じて、県等の支援制度の活用に向けたサポートを行っていきます。

⑤ 農地の新規取得の面積要件の緩和【再掲】	農村へのU I ターン等による就農を推進するため、空き家への移住に伴う農地の新規の取得については、農地法による農地の新規取得の下限面積を緩和します。 併せて、耕作放棄が進む地域等においては、空き家への移住を伴わない農地の新規の取得についても下限面積の緩和を検討します。	令和2年度から移住を伴わない農地の取得についても、下限面積を50aから30aに緩和しています。 この面積については、今後も農業委員及び農地利用最適化推進委員の意見を聴きながら検討を進めます。
-----------------------	--	---

(3) 推進体制

主 体	役 割
奥州市	● 日本型直接支払制度取組組織へのサポート、組織強化支援 ● 有害鳥獣対策への支援 ● 地域活性化の取組への支援
農業委員会	● 空き家への移住を伴う農地の新規取得の下限面積要件の緩和 ● 移住を伴わない農地の新規取得の下限面積要件の緩和の検討
岩手県	● 日本型直接支払制度のサポート ● 有害鳥獣対策の効果的な実施の情報提供
農業協同組合	● 荒廃農地の利活用への支援 ● 地域活性化の取組への支援
農業共済組合	● 病虫害対策の実施
取組組織	● 農村保全活動の実施
猟友会	● 有害鳥獣の捕獲の実施
地域・生産者	● 有害鳥獣の捕獲協力

(4) スケジュール

		2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
① 農村の維持・保全のための組織活動の強化		実施							
② 有害鳥獣対策の推進【再掲】		実施 検討	実施						
③ 地域活性化の取組の推進		検討			実施				
④ 営農条件の改善		実施							
⑤ 農地の新規取得の面積要件の緩和【再掲】	移住者	実施							
	非移住者	検討							

5-2 山林の再生による特用林産物の振興

(1) 方向性

広葉樹の伐採・更新など放射能汚染からの復旧対策を進め、現在出荷が制限されている特用林産物の出荷制限の解除を目指します。

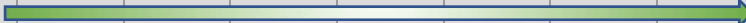
(2) 具体的な取組

取 組	内 容	
	(計画時)	(中間評価)
① 森林資源の再生	広葉樹林の伐採・更新を行うとともに、放射性物質のモニタリング調査を行って、放射線量の低減を図り、出荷制限の解除を目指します。	地元産のホダ木を利用できるようにするために、放射性物質について今後も継続したモニタリング調査を行います。
② 資材の更新	現在、市内で自家生産ができないホダ木等の生産資材の購入費用について、補助等の支援を検討し、計画的な資材更新による出荷制限の解除を目指します。	特用林産物の安定供給に向け、安全な生産資材を使用するための支援を継続します。
③ 新たな特用林産物の育成	震災前に主産品であったしいたけに加え、わさびや山菜を本市の特産物として育成することを目的に、市場性の調査や産地化の検討に取り組みます。	出荷が制限されている特用林産物の出荷制限解除を目指すとともに、新たな特産物を育成します。

(3) 推進体制

主体	役割
奥州市	● 森林整備事業等を通しての復旧支援 ● 資材更新等に係る費用支援 ● 特用林産物の育成に向けた検討
岩手県	● 放射線量低減に向けた森林整備事業等の実施及び国への働きかけ ● 放射線量低減に向けた技術支援 ● 新たな特用林産物の育成のアドバイス
森林組合	● 森林整備事業等の実施 ● 生産ほ場となる森林の選定と整備 ● 特用林産物の育成に向けた検討
生産者	● 特用林産物の試験栽培

(4) スケジュール

	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026
① 森林資源の再生	実施							
② 資材の更新	実施							
③ 新たな特用林産物の育成（変更）	検討		実施					

□ 施策の展開地域

ここまで整理してきた各種の施策について、展開する地域（地理的条件）を以下に示します。
各施策について、優先して展開する地域に◎を示し、展開する地域に○を記載しています。

方針１ 農地の生産性の向上

	平場	中山間
１－１ 農地の生産性の向上		
① 基盤整備の推進	○	○
② 基盤整備事業の導入による農地集積・集約の促進	○	○
③ 地形条件に合わせた営農条件改善の支援	○	◎
１－２ 農地の集積・集約化		
① 貸与・売り渡し希望農地の掘り起こしと集積のあっせん	○	○
② 地域農業マスタープランの作成・更新（国名称：人・農地プラン）	○	○
③ 農地中間管理事業の導入	○	○
１－３ 耕作放棄地対策の推進		
① 利用状況調査の実施	○	○
② 利用意向調査の実施	○	○
③ 耕作放棄地の拡大防止	○	○
④ 肉用羊の拡大	○	◎
⑤ 日本型直接支払制度活用組織の維持・強化	○	○
⑥ 有害鳥獣対策の推進	○	◎

方針２ 担い手の確保・育成

	平場	中山間
２－１ 地域の中心となる担い手の確保・育成	○	○
① 認定農業者の確保	○	○
② 強い経営体の育成	○	○
③ 集落営農の組織化支援	○	○
④ 集落営農の経営継承の促進	○	○
⑤ 法人化の支援	○	○
⑥ 集落営農のビジネスモデルの検討	○	◎
⑦ 集落営農における家畜導入の検討	○	○
⑧ 地域農業マスタープランの作成・更新【再掲】	○	○
２－２ 多様な農業者が活躍する環境整備		
① 集落営農と多様な農業者の連携	○	○
② 高ニーズ農産物の生産支援	○	○
③ 農福連携の推進	○	○

④ 農繁期の労働力の確保	○	◎
2－3 新たな担い手の確保・育成		
① 認定新規就農者の確保に向けた研修の推進	○	○
② 就農希望者の研修・就農支援	○	○
③ 第二の人生の就農支援	○	○
④ 農地の新規取得の面積要件の緩和	○	◎

方針3 消費者から支持される商品の生産力のアップ

	平場	中山間
3－1 米穀の生産性の向上		
① 生産性・市場性の高い産地づくりの推進	◎	○
② 大型機械・施設の導入支援	◎	○
③ 大豆の生産・出荷拡大に向けた機械・設備の導入支援	◎	○
④ 先進技術の効果検証と導入支援	○	○
⑤ 地域農業マスタープランの作成・更新【再掲】	○	○
3－2 園芸の拡大		
① 生産性向上の支援	○	◎
② 果樹の改植支援	○	◎
③ 土地利用型園芸品目の生産の拡大	◎	○
④ 施設団地整備の検討	○	○
⑤ 先進技術の導入支援	○	○
⑥ 遊休ハウスの利用促進	○	○
⑦ 高ニーズ農産物の生産支援【再掲】	○	○
⑧ 就農希望者の研修・就農支援【再掲】	○	○
3－3 畜産王国への復権		
① 和牛の販売戦略の立案	○	○
② 子牛の生産体制の強化	○	○
③ 規模拡大に向けた施設導入の支援	○	○
④ 空き牛舎の利用促進	○	○
⑤ 先進技術の導入支援	○	○
⑥ 肉用羊の拡大	○	◎
⑦ 酪農、養豚、養鶏の経営支援	○	○
⑧ 獣医療の体制整備	○	○

方針４ 本市の農畜産物の需要拡大

	平場	中山間
４－１ 消費地への戦略的な販路開拓		
① 販路開拓への支援	○	○
② 輸出の支援	○	○
③ 和牛の販売戦略の立案【再掲】	○	○
４－２ 地産地消の推進		
① 直売所等の販売施設のＰＲ	○	○
② 食の安全安心の確保	○	○
③ 食育の推進	○	○
④ おうしゅうまるかじりの日のＰＲ	○	○
４－３ ６次産業化の推進		
① ６次産業化に挑戦する人材への支援	○	○
② ６次産業化に挑戦する人材の育成	○	○
③ 食の外部化に対応する６次化商品の研究	○	○

方針５ 農山村の振興

	平場	中山間
５－１ 農村の保全と活性化		
① 農村の維持・保全のための組織活動の強化	○	◎
② 有害鳥獣対策の推進【再掲】	○	◎
③ 地域活性化の取組の推進	○	◎
④ 営農条件の改善	○	◎
⑤ 農地の新規取得の面積要件の緩和【再掲】	○	◎
５－２ 山林の再生による特産林産物の振興		
① 森林資源の再生	○	◎
② 資材の更新	○	◎
③ 新たな特産林産物の育成	○	◎

= 資料編 =

■ 農業振興ビジョン策定までの経緯

平成30年6月1日	奥州市議会	平成30年第2回奥州市議会定例会初日の市長施政方針演述にてビジョン策定に係る意思表示
平成30年8月9日	平成30年度第1回農林審議会	・平成30年度第1回奥州市農林審議会において同審議会に対し市長よりビジョン案の作成を依頼 ・同日、審議会において、その専門部会として「奥州市農業振興ビジョン策定会議」の設置を議決
平成30年10月17日	第1回農業振興ビジョン策定会議	①座長及び座長代理の互選 ②以下の項目の協議 ・検討組織の設置 ・(仮称)奥州市農業振興ビジョンアンケート調査の実施
平成30年10月29日 ～平成30年12月10日	アンケート調査	調査票配布 調査対象: 市内農業者3,000人 調査項目数: 48問 アンケート提出期限: H30.11.22(委託業者と協議しH30.12.10着のアンケートまで有効として分析)
平成31年1月9日 ～平成31年1月10日	ヒアリング調査	岩手ふるさと農業協同組合、岩手江刺農業協同組合、農事組合法人アグリ笹森、農事組合法人上小田代の4者に対してヒアリングを実施
平成31年1月30日	第2回農業振興ビジョン策定会議	以下の項目の協議 ・(仮称)奥州市農業振興ビジョンアンケート調査の分析結果 ・統計資料の整理及び奥州市農業の現状と課題 ・今後の進め方
平成31年3月4日	第3回農業振興ビジョン策定会議	以下の項目の協議 ・(仮称)奥州市農業振興ビジョン素案
平成31年3月13日	平成30年度第2回農林審議会	以下の項目の協議 ・(仮称)奥州市農業振興ビジョン素案 ※当該計画を「奥州市農業振興ビジョン」とすることを決定
平成31年3月13日	市議会産業経済常任委員会所管事務調査	以下の項目の説明 ・奥州市農業振興ビジョン素案
平成31年3月14日	市議会全員協議会	以下の項目の説明 ・奥州市農業振興ビジョン素案
平成31年3月15日	市長と農業委員との懇談会	以下の項目の説明 ・奥州市農業振興ビジョン素案
平成31年3月28日 ～平成31年4月10日	パブリックコメント手続	奥州市農業振興ビジョン案について、以下のとおり意見公募手続を実施 ・資料閲覧方法 市HP、農政課、各支所窓口に配架 ・意見提出方法 電子メール、郵送、FAX
平成31年4月11日	市議会産業経済常任委員会との懇談会	議会各会派から提出のあった奥州市農業振興ビジョン素案に対しての意見等について説明し、意見交換
平成31年4月17日	第4回農業振興ビジョン策定会議	①座長及び座長代理の互選 ②以下の項目の協議 ・公募意見への対応 ・奥州市農業振興ビジョン案
平成31年4月25日	市議会各会派	議会各会派から提出のあった奥州市農業振興ビジョン素案に対しての意見等に対して策定会議での検討結果に基づき回答
平成31年4月26日	平成31年度第1回農林審議会	以下の項目の協議 ・奥州市農業振興ビジョン案
令和元年5月16日	市議会全員協議会	以下の項目の説明 ・奥州市農業振興ビジョン案
令和元年5月23日	市長報告	奥州市農林審議会後藤会長、同小川副会長より作成したビジョン案を市長に対し報告
令和1年5月27日	奥州市農業振興ビジョン策定	

奥州市農林審議会条例（平成18年奥州市条例第15号）

（設置）

第1条 総合的な農林業施策の推進に関し重要事項を調査及び審議するため、市長の附属機関として奥州市農林審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌）

第2条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）農林業振興のための基本的な施策に関すること。
- （2）前号に掲げるもののほか、総合的な農林業施策の推進に関する重要事項に関すること。

2 審議会は、総合的な農林業施策の推進に関する重要事項について、必要があると認めるときは、市長に意見を述べることができる。

（組織）

第3条 審議会は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）農林業関係団体の役職員
- （2）商工業関係団体の役職員
- （3）農林業者
- （4）関係行政機関の職員

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

- 2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第5条 審議会に関し必要な事項を協議するため、専門部会を置くことができる。

（会議）

第6条 審議会は、市長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第7条 審議会の庶務は、農林部農政課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年2月20日から施行する。

奥州市農業振興ビジョン策定会議設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、奥州市農林審議会条例（平成18年奥州市条例第15号）第5条の規定による専門部会として設置する奥州市農業振興ビジョン策定会議（以下「策定会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 策定会議の所掌事項は、奥州市農業振興ビジョンの策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行うこととする。

(組織)

第3条 策定会議は、市の職員並びに奥州市農林審議会条例第3条第1項第1号又は第4号の規定により委嘱された委員が属する組織から推薦された者をもって構成する。

(座長及び座長代理)

第4条 策定会議に座長及び座長代理1人を置き、構成員の互選とする。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定会議は、座長が招集する。ただし、最初の会議は、奥州市農林審議会会長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 座長が会議を招集する時間的余裕がない場合は、構成員に回議して策定会議の審議に代えることができる。

(検討組織)

第6条 ビジョンの策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行うため必要と認めるときは、策定会議内に別に検討組織を置くことができる。

(報告)

第7条 座長は、策定会議での協議結果を奥州市農林審議会会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 策定会議の庶務は、農林部農政課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

奥州市農林審議会委員名簿（平成30年8月1日～令和2年7月31日）

区分	所属	職名	氏名	備考
1号委員	岩手ふるさと農業協同組合	経営管理委員会会長	後 藤 元 夫	
	岩手江刺農業協同組合	代表理事組合長	小 川 節 男	
	岩手県農業共済組合胆江地域センター	統括理事	及 川 良 男	
	奥州地方森林組合	代表理事組合長	小 原 剛一郎	
	胆沢平野土地改良区	理事長	及 川 正 和	
	北上川東部土地改良区	理事長	鈴 木 明 夫	
	奥州市農業委員会	会長	阿 部 恒 久	
2号委員	奥州商工会議所	専務理事	高 森 俊 文	
	前沢商工会	副会長	三 浦 真	
3号委員	胆江地方農村青年クラブ	副会長	岩 崎 澄 人	平成31年4月25日まで
		会長	佐々木 久 江	平成31年4月26日から
	胆江地方農業農村指導士会	会長	青 沼 純 一	
	奥州市認定農業者協議会	会長	阿 部 正 三	
	岩手ふるさと農業協同組合女性部	部長	菅 原 情 子	
	岩手ふるさと農業協同組合女性部	理事	菅 原 ヤ エ	
	岩手江刺農業協同組合女性部	部長	佐々木 祐 子	
	岩手江刺農業協同組合女性部	会計	山 崎 倫 子	平成31年4月25日まで
			佐 藤 康 子	平成31年4月26日から
	胆江地方産直施設連絡会	副会長	高 橋 寿 子	
4号委員	東北農政局岩手県拠点	総括農政推進官	渡 部 久 一	平成31年4月25日まで
			布 宮 利 行	平成31年4月26日から
	岩手南部森林管理署	署長	猪 股 英 史	
	県南広域振興局農政部	副局長兼農政部長	前 田 一 人	平成31年4月25日まで
			高 橋 昭 雄	平成31年4月26日から
	県南広域振興局林務部	林務部長	深 澤 光	平成31年4月25日まで
			太 田 浩	平成31年4月26日から
	県南広域振興局農政部農村整備室	室長	千 葉 和 彦	平成31年4月25日まで
			佐々木 剛	平成31年4月26日から
	奥州農業改良普及センター	所長	佐々木 力	平成31年4月25日まで
			加 藤 満 康	平成31年4月26日から
	県南家畜保健衛生所	所長	齋 藤 久 孝	平成31年4月25日まで
			千 葉 伸	平成31年4月26日から

奥州市農業振興ビジョン策定会議構成員名簿(平成30年10月17日～令和元年5月27日)

区分	所属	職名	氏名	備考
1号委員	岩手ふるさと農業協同組合	営農生活企画課長	岩渕 政記	
	岩手江刺農業協同組合	営農振興課長	藤沢 英彦	
	岩手県農業共済組合胆江地域センター	収穫共済課長	及川 明夫	平成31年4月16日まで
			及川 光夫	平成31年4月17日から
	奥州地方森林組合	業務課課長補佐	菊池 甚裕	
	胆沢平野土地改良区	企画換地課長	石川 康幸	
	北上川東部土地改良区	事務局長	千葉 留実	
	奥州市農業委員会	事務局局長補佐	岩淵 浩	
4号委員	東北農政局岩手県拠点	主任農政推進官	菊地 寿幸	
	岩手南部森林管理署	森林技術指導官	野場 和彦	
	県南広域振興局農政部	農業振興課長	阿部 哲哉	
	県南広域振興局林務部	林業振興課長兼上席林業普及指導員	田村 聡	
	県南広域振興局農政部農村整備室	技術主幹兼農村計画課長	澤口 勝彦	平成31年4月16日まで
			鎌田 裕	平成31年4月17日から
	奥州農業改良普及センター	技術主幹兼普及課長	佐藤 直人	平成31年4月16日まで
		技術主幹兼地域指導課長	畠山 克也	平成31年4月17日から
	県南家畜保健衛生所	大家畜課長	芋田 淳一	
市職員	奥州市農林部	農政課長兼農村保全推進室主幹	鈴木 清浩	平成31年4月16日まで
			佐藤 浩光	平成31年4月17日から
	奥州市農林部	農地林務課長兼農村保全推進室長	及川 健	平成31年4月16日まで
			菊地 健也	平成31年4月17日から

依 頼 書

奥州市農林審議会 会長 様

奥州市農林審議会条例（平成 18 年奥州市条例第 15 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、（仮称）奥州市農業振興ビジョンの原案の作成について依頼します。

平成 30 年 8 月 9 日

奥州市長 小 沢 昌 記

報 告 書

奥州市長 小 沢 昌 記 様

平成30年 8 月 9 日付けで依頼のありました奥州市農業振興ビジョンの原案について、別添のとおり作成しましたので報告いたします。

令和元年 5 月 23 日

奥州市農林審議会

会長 後 藤 元 夫

■農業振興ビジョン中間評価書等策定の経過

令和3年6月10日	令和3年度 第1回農林審議会(書面開催)	・市より奥州市農業振興ビジョンの中間評価案と改定案の策定に関する協力を依頼 ・審議会内の専門部会として中間評価プロジェクトチームを設置。
令和3年6月29日	第1回農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議	① 座長及び座長代理の互選 ② 以下の項目の協議 ・プロジェクトチーム会議の進め方について ・中間評価(案)について
令和3年7月6日～7月21日	ヒアリング調査①	農事組合法人 上小田代、農事組合法人 アグリ笹森、青年農業士2名(畜産、園芸)に対してヒアリングを実施
令和3年7月28日	第2回農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議	- 以下の項目の協議 ・中間評価(案)について ・奥州市農業振興ビジョン改定(案)の策定について
令和3年8月18日	市議会全員協議会	- 以下の項目の説明 ・奥州市農業振興ビジョン改定(案)の概要
令和3年9月10日	ヒアリング調査②	有限会社 下館農産に対してヒアリングを実施
令和3年10月5日	市議会産業経済常任委員会	- 以下の項目の説明 ・奥州市農業振興ビジョン中間評価(案)について ・奥州市農業振興ビジョン改定(案)について
令和3年10月11日	令和3年度第2回農林審議会	- 以下の項目の説明 ・奥州市農業振興ビジョン中間評価(案)について ・奥州市農業振興ビジョン改定(案)について
令和3年10月15日～10月29日	パブリックコメント手続	
令和3年11月2日	第3回農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議	
～令和4年3月(予定)	令和3年度農林審議会	奥州市農業振興ビジョン改定案について諮問・答申

奥州市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム設置要領

(令和3年6月10日奥州市農林審議会決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、奥州市農林審議会条例（平成18年奥州市条例第15号）第5条の規定による専門部会として設置する奥州市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム（以下「中間評価プロジェクトチーム」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 中間評価プロジェクトチームの所掌事項は、奥州市農業振興ビジョンの中間評価及び改定案の検討、これらに必要な調査、企画、資料の作成等を行うこととする。

(組織)

第3条 中間評価プロジェクトチームは、市の職員並びに奥州市農林審議会条例第3条第1項第1号又は第4号の規定により委嘱された委員が属する組織から推薦された者をもって構成する。

(座長及び座長代理)

第4条 中間評価プロジェクトチームに座長及び座長代理1人を置き、構成員の互選とする。

2 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 中間評価プロジェクトチームは、座長が招集する。ただし、最初の会議は、奥州市農林審議会会長が招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 座長が会議を招集する時間的余裕がない場合または特段の事情があると認める場合は、構成員に回議して中間評価プロジェクトチームの審議に代えることができる。

(検討組織)

第6条 ビジョンの策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行うため必要と認めるときは、中間評価プロジェクトチーム内に別に検討組織を置くことができる。

(報告)

第7条 座長は、中間評価プロジェクトチームでの協議結果を奥州市農林審議会会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 中間評価プロジェクトチームの庶務は、農林部農政課において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

奥州市農林審議会委員名簿（任期：R2. 8. 1～R4. 7. 31、R3. 4. 1時点）

	区分	所属	職名	氏名	備考
1	1号委員	岩手ふるさと農業協同組合	経営管理委員会会長	後 藤 元 夫	
2	1号委員	岩手江刺農業協同組合	代表理事組合長	小 川 節 男	
3	1号委員	岩手県農業共済組合胆江地域センター	統括理事	及 川 良 男	
4	1号委員	奥州地方森林組合	代表理事組合長	小 原 剛一郎	
5	1号委員	胆沢平野土地改良区	理事長	及 川 正 和	
6	1号委員	奥州市農業委員会	会長	阿 部 恒 久	
7	2号委員	奥州商工会議所	専務理事	菊 地 浩 明	
8	2号委員	前沢商工会	副会長	三 浦 真	
9	3号委員	胆江地方農村青年クラブ	会員	佐々木 久 江	
10	3号委員	胆江地方農業農村指導士会	会長	及 川 欣 一	
11	3号委員	奥州市認定農業者協議会	会長	阿 部 正 三	
12	3号委員	岩手ふるさと農業協同組合女性部	部長	菅 原 情 子	
13	3号委員	岩手ふるさと農業協同組合女性部	副部長	佐 藤 今 子	
14	3号委員	岩手江刺農業協同組合女性部	部長	佐 藤 好 枝	
15	3号委員	岩手江刺農業協同組合女性部	副部長	佐 藤 康 子	
16	3号委員	胆江地方産直施設連絡会	副会長	秋 葉 伊一郎	
17	4号委員	東北農政局岩手県拠点	総括農政推進官	佐々木 進	
18	4号委員	岩手南部森林管理署	署長	中 島 章 文	
19	4号委員	県南広域振興局農政部	副局長兼農政部長	高 橋 浩 進	
20	4号委員	県南広域振興局林務部	林務部長	及 川 竜 一	
21	4号委員	県南広域振興局農政部農村整備室	室長	菊 池 力	
22	4号委員	奥州農業改良普及センター	所長	佐 藤 明 子	
23	4号委員	岩手県県南家畜保健衛生所	所長	千 葉 伸	

奥州市農業振興ビジョン中間評価プロジェクトチーム会議構成員名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
岩手ふるさと農業協同組合	営農企画課長	岩渕 政記	
岩手江刺農業協同組合	次長兼営農振興課長	藤沢 英彦	
岩手県農業共済組合胆江地域センター	収穫共済課長	及川 光夫	
奥州地方森林組合	森林整備課長	菊池 甚裕	
胆沢平野土地改良区	企画換地課長	石川 康幸	
奥州市農業委員会	事務局長	菊池 紀人	
東北農政局岩手県拠点	総括農政推進官	佐々木 進	
岩手南部森林管理署	森林技術指導官	齋藤 晃	～9.30
	森林技術指導官	出川 真潮	10.1～
県南広域振興局農政部	農政調整課長	三角 正裕	
県南広域振興局林務部	技術主幹兼 林業振興課長	菊池 春彦	
県南広域振興局農政部農村整備室	技術主幹 兼農村計画課長	細谷 文彦	
奥州農業改良普及センター	地域指導課長	長谷川 聡	
県南家畜保健衛生所	大家畜課長	八重樫岳司	
奥州市農林部	農政課長	小岩 敬一	
奥州市農林部	農地林務課長	菊地 健也	
奥州市農林部	食農連携推進室行政専門監	鈴木 清浩	

■ 奥州市の農業に関するアンケート調査【概要】

1 調査概要

（１）調査目的

本市の農業を取り巻く社会情勢の変化に対応するため、本市における農業及び農村振興施策の基本方針を明確にする奥州市農業振興ビジョンを策定することとしているが、現在の市内農業者が置かれている状況やニーズを把握し、本ビジョンに反映する必要があることから、本件調査を行うもの。

（２）調査対象

農家及び農業生産法人 奥州市内農家3,000経営体

（３）調査方法

配布方法：奥州市より個別世帯に郵送配布

回収方法：郵送回収

（４）調査期間

平成30年10月30日～12月10日（11月22日を調査期限としていたが、意見を少しでも反映したいため12月10日着の回答まで有効とした。）

（５）有効回収数（回収率）

1,557サンプル（51.9%）

2 調査結果のまとめ

（１）農業経営の状況について

農業者の7割以上が60歳以上と高齢化が顕著である。専業農家は少なく家族内に農業以外の企業・事業所に勤務や農業以外の自営業を経営している割合が高い。

経営規模は100a未満の農家が5割弱で、年間農業収入が100万円未満の農家は5割を占めている。農業経営で負担が多大と感じるのは主に「農業用機械の導入、更新費用」、「肥料、農薬などの資材費」、「農地の保全活動」である。

10年後の農業経営では、離農していると考える人が2割を占め、規模拡大したいと考える人は1割に満たず、経営規模、経営内容ともに現状維持を考える農家が大半である。今後規模拡大をしたい主な品目は「主食用米」である。対して、規模縮小または離農したいと考える人の離農した後の農地は、法人や担い手等に農地を貸したい、売却したい意向は多い。したがって、今後農業を継続していくための施策として、担い手の確保や経営拡大に向けた農地集積が求められる。

(2) 地産地消の取組みについて

現在、地産地消の取組みを行っている農家は少なく、今後行う予定や興味がない人が多い。対して既に提供している、興味がある人に市内飲食店などの取引に向けては、「質・量とも安定して生産・供給できる体制づくり」を課題と考えている人が多い。

(3) 農産物のブランド化・環境保全型農業について

奥州市農産物として知名度が高いと考えているのは、「主食用米」、「牛肉」、「りんご」、「ピーマン」が主な産物であった。知名度を上げるまたブランド化していくためには、「市長のトップセールスやJA等、公的機関や団体のPR活動」が必要と考えている人が多い。

環境保全型農業を推進するための支援として「農協等からの指導」、「有機農業の取組みへの支援」、「農業生産工程管理の導入支援」が多い。

(4) 農業の担い手について

農業後継者確保の目処がついていない人が7割である。また、地域の担い手不足を感じている人も7割である。

新規就農者・後継者の育成に向けては資金支援、担い手の育成・確保に向けては、融資制度等の充実が必要と考える人が多い。

(5) 農地について

農地の効果的な活用策としては、「担い手への農地の集積」、「ほ場整備等の農業基盤整備」が必要と考える人が多い。

経営規模拡大に向けて主に望む施策は、「農地集積によるほ場面積の拡大」、「畦畔の除去等によるほ場の区画拡大」、「農繁期の労働力の確保対策」、「高付加価値米の生産による経営安定化」が多い。

農業基盤に必要な改善策は、農地の水はけと考える人が多い。

今後の水田農業施策の方向性については、主食用米を柱にすべきと考える人が4割である。

(6) 行政の施策について

今後の農業施策全般で、特に充実すべきことは「安定した農業経営の確立」、「幅広い担い手への支援」が多い。また、農業経営体のあり方としては、地元の農家による法人化または集落営農化と農地集積・集約を考える人が4割である。

■奥州市の農業に関する統計データ

1. 農家戸数

【2005年】

		全農家		販売農家		自給的農家	
		戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比
岩手県		86,028	100%	67,330	78%	18,698	22%
奥州市	全体	12,810	100%	10,905	85%	1,905	15%
	平場	7,200	100%	6,075	84%	1,125	16%
	中山間	5,610	100%	4,830	86%	780	14%
水沢	全体	2,746	100%	2,213	81%	533	19%
	平場	2,138	100%	1,735	81%	403	19%
	中山間	608	100%	478	79%	130	21%
江刺	全体	4,555	100%	3,856	85%	699	15%
	平場	1,701	100%	1,423	84%	278	16%
	中山間	2,854	100%	2,433	85%	421	15%
前沢	全体	1,995	100%	1,616	81%	379	19%
	平場	1,471	100%	1,162	79%	309	21%
	中山間	524	100%	454	87%	70	13%
胆沢	全体	2,680	100%	2,468	92%	212	8%
	平場	1,890	100%	1,755	93%	135	7%
	中山間	790	100%	713	90%	77	10%
衣川	全体	834	100%	752	90%	82	10%
	中山間	834	100%	752	90%	82	10%

農林業センサス

【2010年】

		全農家		販売農家		自給的農家	
		戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比
岩手県		76,377	100%	55,347	72%	21,030	28%
奥州市	全体	11,582	100%	9,448	82%	2,134	18%
	平場	6,451	100%	5,169	80%	1,282	20%
	中山間	5,131	100%	4,279	83%	852	17%
水沢	全体	2,449	100%	1,879	77%	570	23%
	平場	1,885	100%	1,458	77%	427	23%
	中山間	564	100%	421	75%	143	25%
江刺	全体	4,162	100%	3,381	81%	781	19%
	平場	1,568	100%	1,243	79%	325	21%
	中山間	2,594	100%	2,138	82%	456	18%
前沢	全体	1,761	100%	1,334	76%	427	24%
	平場	1,265	100%	906	72%	359	28%
	中山間	496	100%	428	86%	68	14%
胆沢	全体	2,436	100%	2,181	90%	255	10%
	平場	1,733	100%	1,562	90%	171	10%
	中山間	703	100%	619	88%	84	12%
衣川	全体	774	100%	673	87%	101	13%
	中山間	774	100%	673	87%	101	13%

農林業センサス

【2015年】

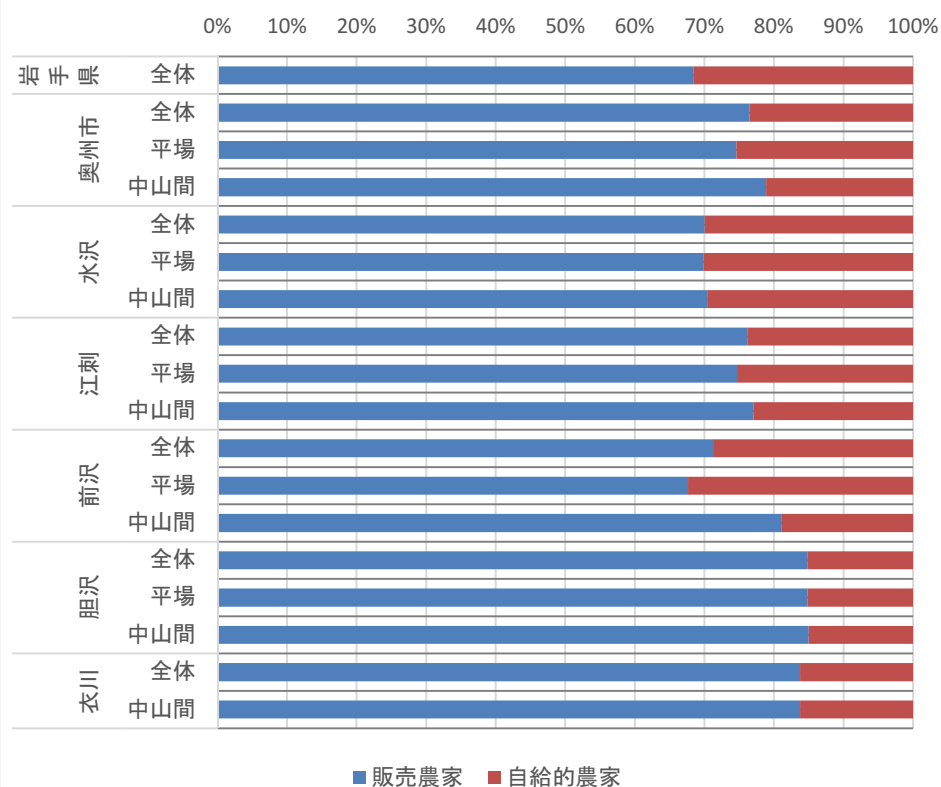
		全農家		販売農家		自給的農家	
		戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比
岩手県		66,099	100%	45,254	68%	20,845	32%
奥州市	全体	10,189	100%	7,791	76%	2,398	24%
	平場	5,777	100%	4,310	75%	1,467	25%
	中山間	4,412	100%	3,481	79%	931	21%
水沢	全体	2,226	100%	1,559	70%	667	30%
	平場	1,741	100%	1,217	70%	524	30%
	中山間	485	100%	342	71%	143	29%
江刺	全体	3,593	100%	2,737	76%	856	24%
	平場	1,419	100%	1,062	75%	357	25%
	中山間	2,174	100%	1,675	77%	499	23%
前沢	全体	1,527	100%	1,090	71%	437	29%
	平場	1,100	100%	744	68%	356	32%
	中山間	427	100%	346	81%	81	19%
胆沢	全体	2,117	100%	1,797	85%	320	15%
	平場	1,517	100%	1,287	85%	230	15%
	中山間	600	100%	510	85%	90	15%
衣川	全体	726	100%	608	84%	118	16%
	中山間	726	100%	608	84%	118	16%

農林業センサス

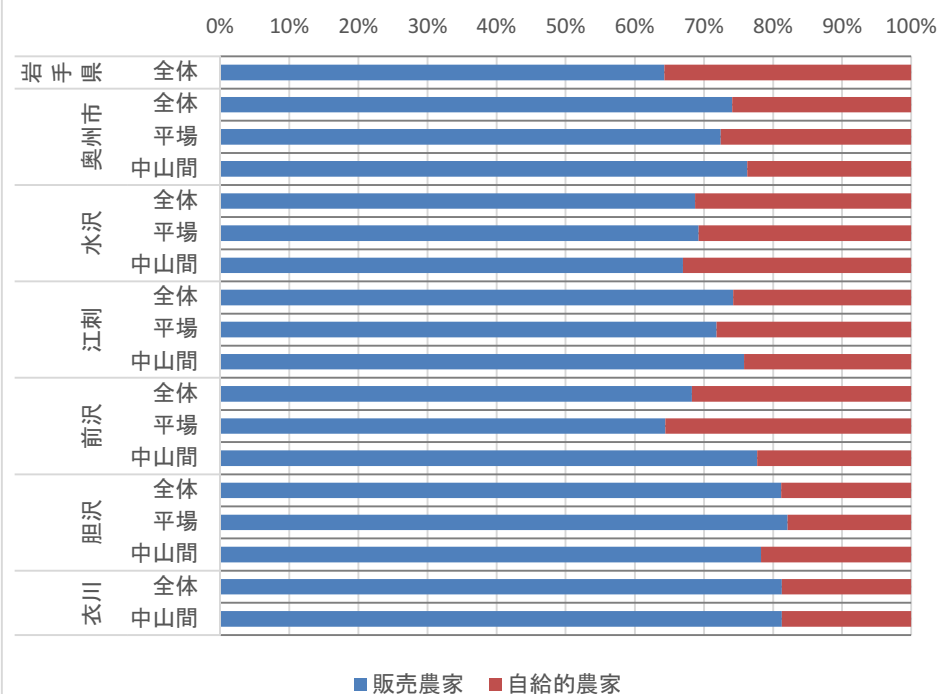
【2020年】

		全農家		販売農家		自給的農家	
		戸数	構成比	戸数	構成比	戸数	構成比
岩手県		52,688	100%	33,861	64%	18,827	36%
奥州市	全体	8,200	100%	6,073	74%	2,127	26%
	平場	4,667	100%	3,379	72%	1,288	28%
	中山間	3,533	100%	2,694	76%	839	24%
水沢	全体	1,771	100%	1,217	69%	554	31%
	平場	1,384	100%	958	69%	426	31%
	中山間	387	100%	259	67%	128	33%
江刺	全体	2,981	100%	2,212	74%	769	26%
	平場	1,199	100%	861	72%	338	28%
	中山間	1,782	100%	1,351	76%	431	24%
前沢	全体	1,199	100%	818	68%	381	32%
	平場	854	100%	550	64%	304	36%
	中山間	345	100%	268	78%	77	22%
胆沢	全体	1,630	100%	1,323	81%	307	19%
	平場	1,230	100%	1,010	82%	220	18%
	中山間	400	100%	313	78%	87	22%
衣川	全体	619	100%	503	81%	116	19%
	中山間	619	100%	503	81%	116	19%

販売農家と自給的農家の構成比(2015センサス)



販売農家と自給的農家の構成比(2020センサス)



2. 後継者の有無別販売農家戸数

【2005年】

		合計		農業後継者がいる		農業後継者がいない	
		農家数	構成比	農家数	構成比	農家数	構成比
岩手県		67,330	100%	41,913	62%	25,417	38%
奥州市	全体	10,905	100%	6,974	64%	3,931	36%
	平場	6,075	100%	3,911	64%	2,164	36%
	中山間	4,830	100%	3,063	63%	1,767	37%
水沢	全体	2,213	100%	1,504	68%	709	32%
	平場	1,735	100%	1,169	67%	566	33%
	中山間	478	100%	335	70%	143	30%
江刺	全体	3,856	100%	2,398	62%	1,458	38%
	平場	1,423	100%	912	64%	511	36%
	中山間	2,433	100%	1,486	61%	947	39%
前沢	全体	1,616	100%	1,004	62%	612	38%
	平場	1,162	100%	743	64%	419	36%
	中山間	454	100%	261	57%	193	43%
胆沢	全体	2,468	100%	1,514	61%	954	39%
	平場	1,755	100%	1,087	62%	668	38%
	中山間	713	100%	427	60%	286	40%
衣川	全体	752	100%	554	74%	198	26%
	中山間	752	100%	554	74%	198	26%

農林業センサス

【2010年】

		合計		農業後継者がいる		農業後継者がいない	
		農家数	構成比	農家数	構成比	農家数	構成比
岩手県		55,347	100%	37,614	68%	17,733	32%
奥州市	全体	9,448	100%	6,437	68%	3,011	32%
	平場	5,169	100%	3,616	70%	1,553	30%
	中山間	4,279	100%	2,821	66%	1,458	34%
水沢	全体	1,879	100%	1,339	71%	540	29%
	平場	1,458	100%	1,046	72%	412	28%
	中山間	421	100%	293	70%	128	30%
江刺	全体	3,381	100%	2,210	65%	1,171	35%
	平場	1,243	100%	864	70%	379	30%
	中山間	2,138	100%	1,346	63%	792	37%
前沢	全体	1,334	100%	963	72%	371	28%
	平場	906	100%	675	75%	231	25%
	中山間	428	100%	288	67%	140	33%
胆沢	全体	2,181	100%	1,435	66%	746	34%
	平場	1,562	100%	1,031	66%	531	34%
	中山間	619	100%	404	65%	215	35%
衣川	全体	673	100%	490	73%	183	27%
	中山間	673	100%	490	73%	183	27%

農林業センサス

【2015年】

		合計		農業後継者がいる		農業後継者がいない	
		農家数	構成比	農家数	構成比	農家数	構成比
岩手県		45,254	100%	25,416	56%	19,838	44%
奥州市	全体	7,791	100%	4,155	53%	3,636	47%
	平場	4,310	100%	2,353	55%	1,957	45%
	中山間	3,481	100%	1,802	52%	1,679	48%
水沢	全体	1,559	100%	931	60%	628	40%
	平場	1,217	100%	736	60%	481	40%
	中山間	342	100%	195	57%	147	43%
江刺	全体	2,737	100%	1,358	50%	1,379	50%
	平場	1,062	100%	550	52%	512	48%
	中山間	1,675	100%	808	48%	867	52%
前沢	全体	1,090	100%	607	56%	483	44%
	平場	744	100%	421	57%	323	43%
	中山間	346	100%	186	54%	160	46%
胆沢	全体	1,797	100%	900	50%	897	50%
	平場	1,287	100%	646	50%	641	50%
	中山間	510	100%	254	50%	256	50%
衣川	全体	608	100%	359	59%	249	41%
	中山間	608	100%	359	59%	249	41%

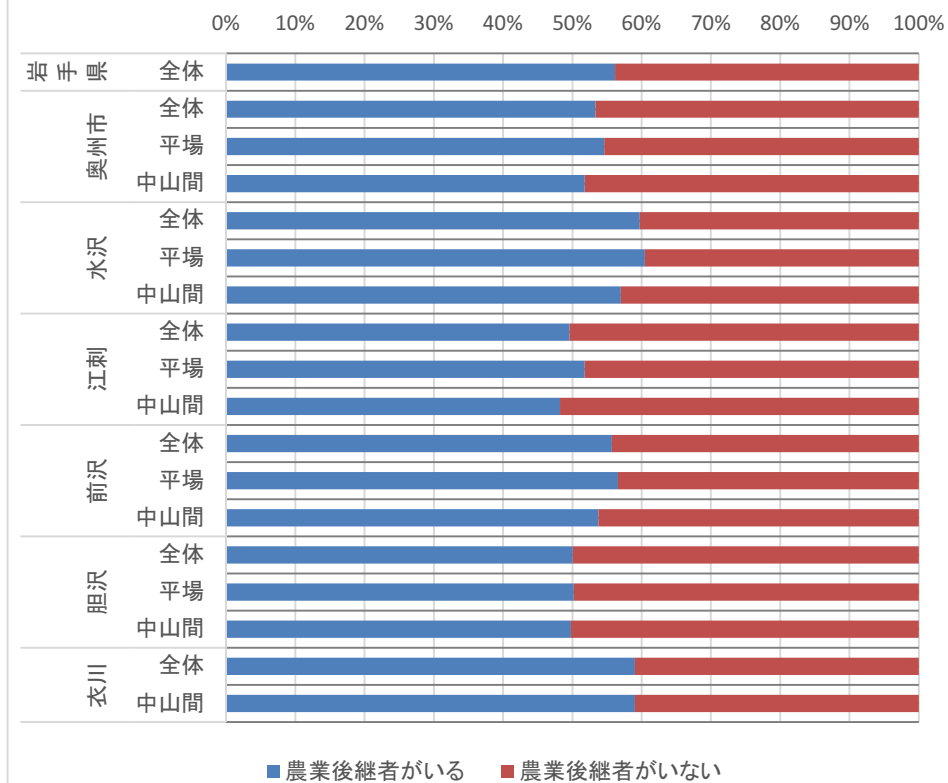
農林業センサス

【2020年】

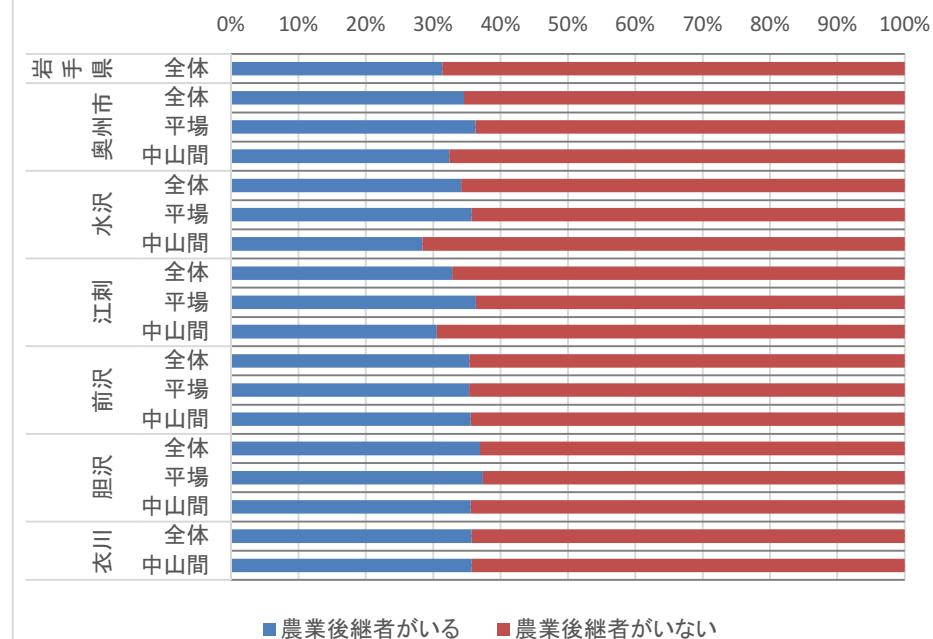
		合計		農業後継者がいる		農業後継者がいない	
		経営体数	構成比	経営体数	構成比	経営体数	構成比
岩手県		35,380	100%	10,474	30%	22,932	65%
奥州市	全体	6,252	100%	2,161	35%	4,091	65%
	平場	3,493	100%	1,268	36%	2,225	64%
	中山間	2,759	100%	893	32%	1,866	68%
水沢	全体	1,247	100%	426	34%	821	66%
	平場	983	100%	351	36%	632	64%
	中山間	264	100%	75	28%	189	72%
江刺	全体	2,286	100%	750	33%	1,536	67%
	平場	897	100%	326	36%	571	64%
	中山間	1,389	100%	424	31%	965	69%
前沢	全体	842	100%	298	35%	544	65%
	平場	572	100%	202	35%	370	65%
	中山間	270	100%	96	36%	174	64%
胆沢	全体	1,367	100%	505	37%	862	63%
	平場	1,041	100%	389	37%	652	63%
	中山間	326	100%	116	36%	210	64%
衣川	全体	510	100%	182	36%	328	64%
	中山間	510	100%	182	36%	328	64%

農林業センサス ※5年以内に引き継がない者も「農業後継者がいる」に計上した。

後継者の有無別販売農家の構成比(2015センサス)



後継者の有無別販売農家の構成比(2020センサス)



3-1. 販売農家の基幹的農業従事者に占める75歳以上の割合

【2005年】			【2010年】			【2015年】				
		基幹的 農業従 事者	75歳以 上	75歳以 上の割 合	基幹的 農業従 事者	75歳以 上	75歳以 上の割 合	基幹的 農業従 事者	75歳以 上	75歳以 上の割 合
岩手県		69,463	12,399	18%	66,676	18,496	28%	59,162	19,548	33%
奥州市	全体	9,417	1,666	18%	10,102	2,876	28%	9,043	3,119	34%
	平場	5,320	936	18%	5,667	1,590	28%	5,208	1,767	34%
	中山間	4,097	730	18%	4,435	1,286	29%	3,835	1,352	35%
水沢	全体	1,739	360	21%	1,941	585	30%	1,730	609	35%
	平場	1,376	281	20%	1,520	450	30%	1,398	484	35%
	中山間	363	79	22%	421	135	32%	332	125	38%
江刺	全体	3,469	631	18%	3,674	1,073	29%	3,095	1,097	35%
	平場	1,317	268	20%	1,377	413	30%	1,247	441	35%
	中山間	2,152	363	17%	2,297	660	29%	1,848	656	35%
前沢	全体	1,346	245	18%	1,453	385	26%	1,375	460	33%
	平場	955	156	16%	1,021	269	26%	969	324	33%
	中山間	391	89	23%	432	116	27%	406	136	33%
胆沢	全体	2,200	316	14%	2,347	630	27%	2,151	699	32%
	平場	1,672	231	14%	1,749	458	26%	1,594	518	32%
	中山間	528	85	16%	598	172	29%	557	181	32%
衣川	全体	663	114	17%	687	203	30%	692	254	37%
	中山間	663	114	17%	687	203	30%	692	254	37%

農林業センサス

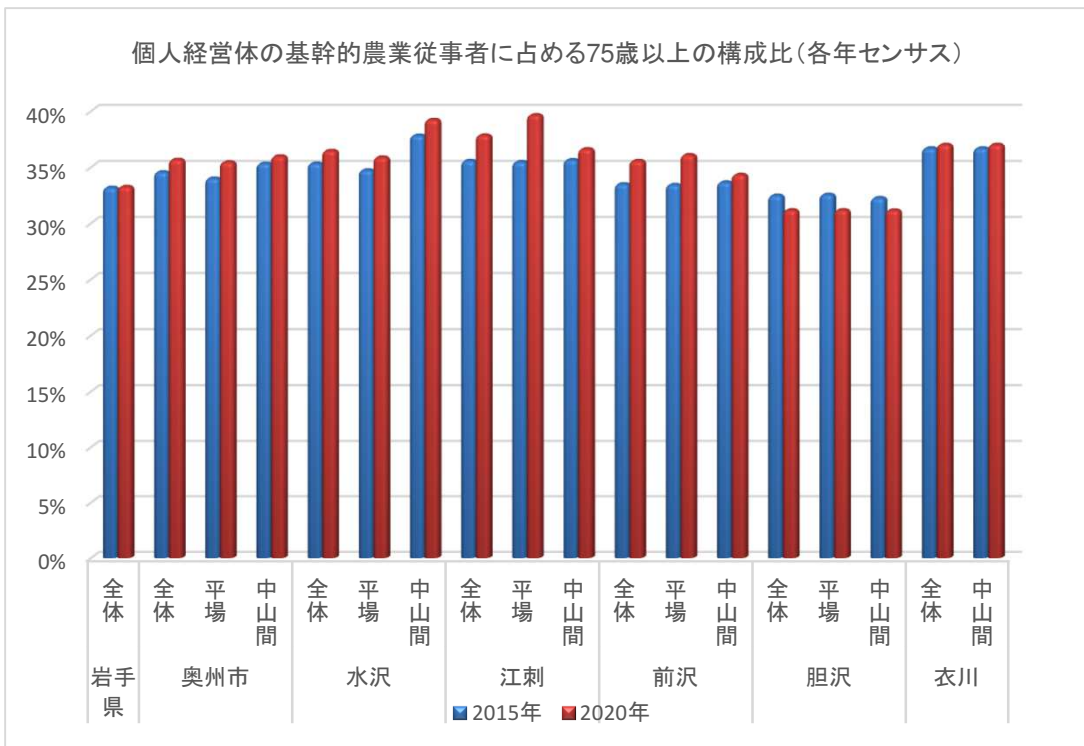
3-2. 個人経営体の基幹的農業従事者に占める75歳以上の割合

【2015年】				【2020年】			
		基幹的 農業従 事者	75歳以 上	75歳以 上の割 合	基幹的 農業従 事者	75歳以 上	75歳以 上の割 合
岩手県		59,471	19,737	33%	44,458	14,789	33%
奥州市	全体	9,057	3,131	35%	7,046	2,514	36%
	平場	5,202	1,769	34%	4,087	1,449	35%
	中山間	3,855	1,362	35%	2,959	1,065	36%
水沢	全体	1,732	612	35%	1,335	487	36%
	平場	1,399	486	35%	1,098	394	36%
	中山間	333	126	38%	237	93	39%
江刺	全体	3,111	1,107	36%	2,579	976	38%
	平場	1,246	442	35%	1,039	412	40%
	中山間	1,865	665	36%	1,540	564	37%
前沢	全体	1,373	460	34%	1,009	359	36%
	平場	969	324	33%	712	257	36%
	中山間	404	136	34%	297	102	34%
胆沢	全体	2,149	698	32%	1,607	501	31%
	平場	1,588	517	33%	1,238	386	31%
	中山間	561	181	32%	369	115	31%
衣川	全体	692	254	37%	516	191	37%
	中山間	692	254	37%	516	191	37%

販売農家の基幹的農業従事者に占める75以上の構成比(各年センサス)

The chart displays the percentage of core agricultural workers aged 75 and over across different regions in Japan for the years 2005, 2010, and 2015. The regions are grouped by prefecture/city: Iwate Prefecture (岩手県), Aomori City (奥州市), Mizusawa (水沢), Enomae (江刺), Maebashi (前沢), Daisen (胆沢), and Utsunomiya (衣川). Each region has three bars representing the years 2005 (blue), 2010 (red), and 2015 (green). The Y-axis ranges from 0% to 40% in 5% increments.

地域	2005年	2010年	2015年
岩手県 全体	18%	28%	33%
奥州市 全体	18%	29%	35%
奥州市 平場	18%	28%	34%
奥州市 中山間	18%	29%	35%
水沢 全体	21%	30%	35%
水沢 平場	21%	30%	35%
水沢 中山間	22%	32%	38%
江刺 全体	18%	29%	35%
江刺 平場	21%	30%	35%
江刺 中山間	17%	29%	35%
前沢 全体	18%	27%	34%
前沢 平場	16%	26%	34%
前沢 中山間	23%	27%	34%
胆沢 全体	14%	27%	33%
胆沢 平場	14%	26%	33%
胆沢 中山間	16%	29%	33%
衣川 全体	17%	30%	37%
衣川 中山間	17%	30%	37%

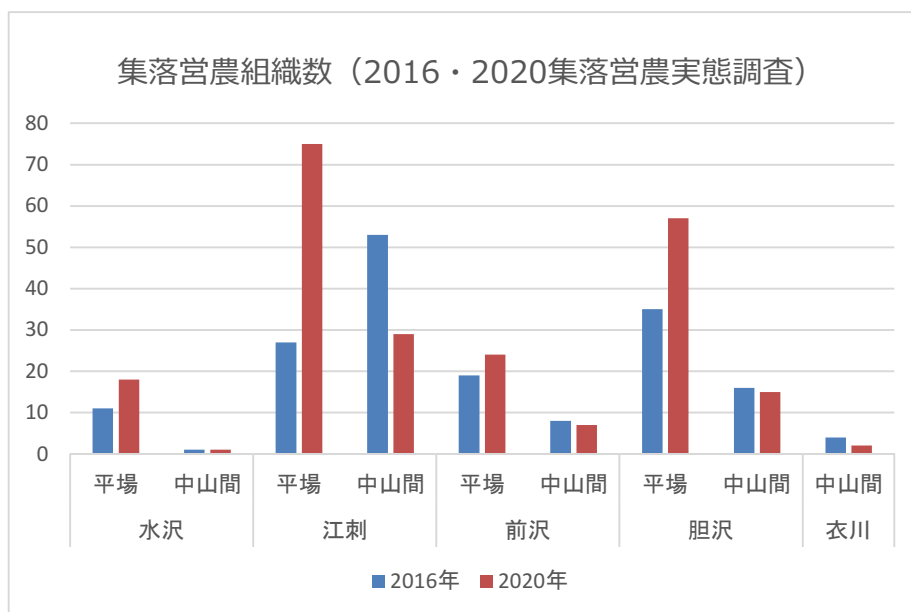


4. 集落営農組織数

【2016年】 【2020年】

		組織数	組織数
岩手県		677	610
奥州市	全体	174	228
	平場	92	174
	中山間	82	54
水沢	全体	12	19
	平場	11	18
	中山間	1	1
江刺	全体	80	104
	平場	27	75
	中山間	53	29
前沢	全体	27	31
	平場	19	24
	中山間	8	7
胆沢	全体	51	72
	平場	35	57
	中山間	16	15
衣川	全体	4	2
	中山間	4	2

集落営農実態調査



5. 田、畑、樹園地別経営耕地面積

【2015年】

(ha)

		全体		田_面積計		畑(樹園地を除く)_面積計		樹園地_面積	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
岩手県		121,863	100%	80,248	66%	38,631	32%	2,984	2%
奥州市	全体	17,027	100%	15,086	89%	1,580	9%	362	2%
	平場	10,167	100%	9,257	91%	706	7%	204	2%
	中山間	6,860	100%	5,829	85%	874	13%	158	2%
水沢	全体	2,781	100%	2,572	92%	157	6%	52	2%
	平場	2,338	100%	2,168	93%	126	5%	44	2%
	中山間	442	100%	404	91%	30	7%	8	2%
江刺	全体	5,723	100%	4,681	82%	769	13%	273	5%
	平場	2,239	100%	1,876	84%	236	11%	127	6%
	中山間	3,484	100%	2,805	81%	533	15%	146	4%
前沢	全体	2,354	100%	2,145	91%	177	8%	32	1%
	平場	1,892	100%	1,732	92%	129	7%	31	2%
	中山間	462	100%	413	89%	48	10%	1	0%
胆沢	全体	5,002	100%	4,668	93%	330	7%	3	0%
	平場	3,698	100%	3,481	94%	215	6%	2	0%
	中山間	1,304	100%	1,187	91%	115	9%	2	0%
衣川	全体	1,168	100%	1,020	87%	147	13%	0	0%
	中山間	1,168	100%	1,020	87%	147	13%	0	0%

農林業センサス ※端数処理により合計と内訳の数値が合致しない場合があります。

【2020年】

(ha)

		全体		田_面積計		畑(樹園地を除く)_面積計		樹園地_面積	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
岩手県		106,267	100%	71,077	67%	32,785	31%	2,404	2%
奥州市	全体	15,050	100%	13,329	89%	1,444	10%	277	2%
	平場	9,411	100%	8,446	90%	789	8%	175	2%
	中山間	5,639	100%	4,883	87%	655	12%	102	2%
水沢	全体	2,653	100%	2,453	92%	161	6%	40	2%
	平場	2,286	100%	2,139	94%	110	5%	37	2%
	中山間	367	100%	313	85%	51	14%	3	1%
江刺	全体	4,982	100%	4,047	81%	721	14%	214	4%
	平場	2,208	100%	1,731	78%	361	16%	116	5%
	中山間	2,774	100%	2,316	83%	360	13%	98	4%
前沢	全体	2,072	100%	1,909	92%	142	7%	22	1%
	平場	1,687	100%	1,560	92%	106	6%	21	1%
	中山間	385	100%	348	90%	36	9%	1	0%
胆沢	全体	4,425	100%	4,113	93%	312	7%	1	0%
	平場	3,229	100%	3,016	93%	213	7%	1	0%
	中山間	1,196	100%	1,097	92%	99	8%	0	0%
衣川	全体	917	100%	808	88%	108	12%	1	0%
	中山間	917	100%	808	88%	108	12%	1	0%

農林業センサス ※端数処理により合計と内訳の数値が合致しない場合があります。

6. 経営耕地面積規模別面積

【2005年】

(ha)

		全体		5ha以上		10ha以上		20ha以上	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
岩手県		130,331	100%	45,873	35%	30,473	23%	19,961	15%
奥州市	全体	18,033	100%	3,578	20%	1,762	10%	771	4%
	平場	10,367	100%	2,154	21%	1,032	10%	569	5%
	中山間	7,666	100%	1,424	19%	730	10%	202	3%
水沢	全体	2,960	100%	543	18%	388	13%	235	8%
	平場	2,484	100%	504	20%	373	15%	235	9%
	中山間	476	100%	40	8%	15	3%	0	0%
江刺	全体	6,108	100%	1,285	21%	663	11%	176	3%
	平場	2,185	100%	399	18%	200	9%	75	3%
	中山間	3,923	100%	886	23%	463	12%	101	3%
前沢	全体	2,366	100%	303	13%	125	5%	57	2%
	平場	1,803	100%	280	16%	113	6%	57	3%
	中山間	563	100%	23	4%	11	2%	0	0%
胆沢	全体	5,292	100%	1,275	24%	489	9%	268	5%
	平場	3,895	100%	970	25%	346	9%	202	5%
	中山間	1,397	100%	304	22%	143	10%	66	5%
衣川	全体	1,307	100%	172	13%	97	7%	35	3%
	中山間	1,307	100%	172	13%	97	7%	35	3%

農林業センサス ※端数処理により合計と内訳の数値が合致しない場合があります。

【2010年】

(ha)

		全体		5ha以上		10ha以上		20ha以上	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
岩手県		126,686	100%	58,725	46%	43,706	34%	32,807	26%
奥州市	全体	17,672	100%	5,277	30%	3,189	18%	1,933	11%
	平場	10,194	100%	3,261	32%	2,026	20%	1,246	12%
	中山間	7,478	100%	2,016	27%	1,163	16%	687	9%
水沢	全体	2,948	100%	841	29%	632	21%	398	13%
	平場	2,489	100%	782	31%	615	25%	398	16%
	中山間	458	100%	59	13%	17	4%	0	0%
江刺	全体	5,885	100%	1,701	29%	1,021	17%	510	9%
	平場	2,140	100%	652	30%	383	18%	194	9%
	中山間	3,745	100%	1,050	28%	639	17%	316	8%
前沢	全体	2,320	100%	628	27%	392	17%	280	12%
	平場	1,752	100%	553	32%	353	20%	254	14%
	中山間	567	100%	75	13%	38	7%	26	5%
胆沢	全体	5,240	100%	1,767	34%	959	18%	620	12%
	平場	3,813	100%	1,275	33%	675	18%	401	11%
	中山間	1,427	100%	492	34%	284	20%	219	15%
衣川	全体	1,280	100%	340	27%	186	14%	126	10%
	中山間	1,280	100%	340	27%	186	14%	126	10%

農林業センサス ※端数処理により合計と内訳の数値が合致しない場合があります。

【2015年】

(ha)

		全体		5ha以上		10ha以上		20ha以上	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
岩手県		121,863	100%	66,508	55%	52,295	43%	39,736	33%
奥州市	全体	17,027	100%	6,909	41%	4,984	29%	3,415	20%
	平場	10,167	100%	4,499	44%	3,271	32%	2,349	23%
	中山間	6,860	100%	2,409	35%	1,713	25%	1,067	16%
水沢	全体	2,781	100%	1,054	38%	831	30%	589	21%
	平場	2,338	100%	937	40%	751	32%	538	23%
	中山間	442	100%	117	26%	80	18%	50	11%
江刺	全体	5,723	100%	2,382	42%	1,799	31%	1,163	20%
	平場	2,239	100%	977	44%	738	33%	451	20%
	中山間	3,484	100%	1,405	40%	1,060	30%	712	20%
前沢	全体	2,354	100%	970	41%	723	31%	580	25%
	平場	1,892	100%	918	49%	710	38%	580	31%
	中山間	462	100%	52	11%	12	3%	0	0%
胆沢	全体	5,002	100%	2,200	44%	1,446	29%	997	20%
	平場	3,698	100%	1,668	45%	1,071	29%	779	21%
	中山間	1,304	100%	532	41%	376	29%	218	17%
衣川	全体	1,168	100%	303	26%	186	16%	86	7%
	中山間	1,168	100%	303	26%	186	16%	86	7%

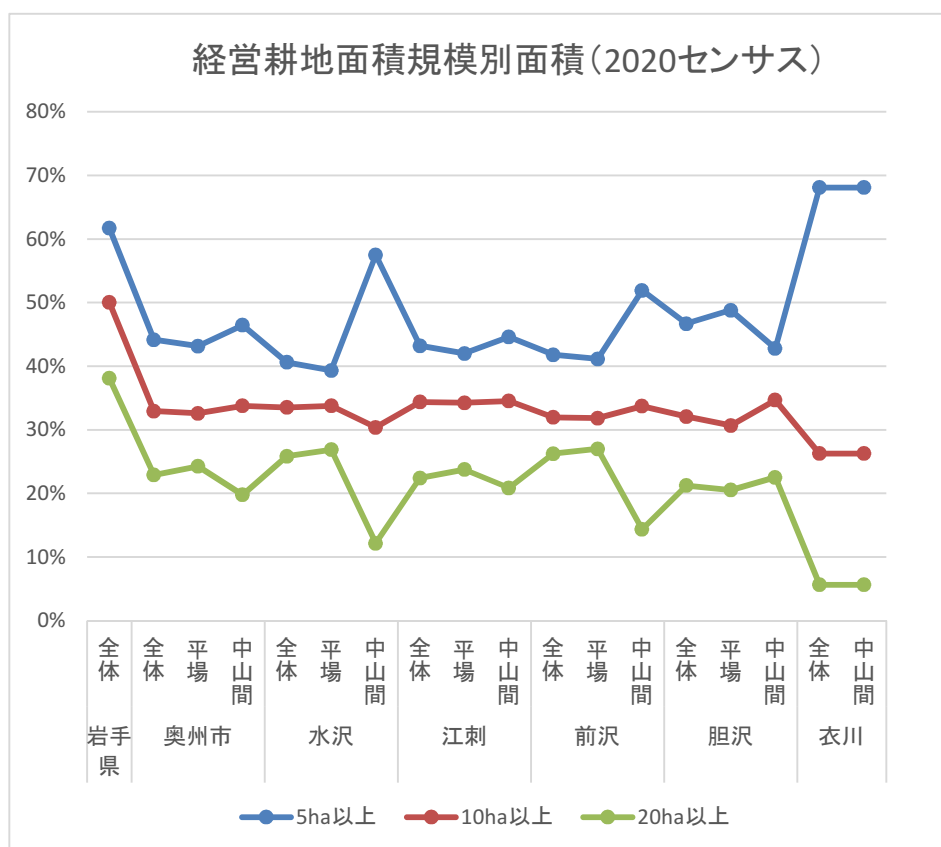
農林業センサス ※端数処理により合計と内訳の数値が合致しない場合があります。

【2020年】

(ha)

		全体		5ha以上		10ha以上		20ha以上	
		面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
岩手県		106,267	100%	65,570	62%	53,150	50%	40,494	38%
奥州市	全体	16,855	100%	7,443	44%	5,554	33%	3,858	23%
	平場	11,710	100%	5,053	43%	3,817	33%	2,840	24%
	中山間	5,144	100%	2,390	46%	1,737	34%	1,018	20%
水沢	全体	3,287	100%	1,335	41%	1,102	34%	849	26%
	平場	3,053	100%	1,201	39%	1,031	34%	821	27%
	中山間	233	100%	134	57%	71	30%	28	12%
江刺	全体	5,417	100%	2,341	43%	1,862	34%	1,215	22%
	平場	2,907	100%	1,221	42%	996	34%	691	24%
	中山間	2,510	100%	1,120	45%	866	35%	524	21%
前沢	全体	2,427	100%	1,014	42%	775	32%	637	26%
	平場	2,281	100%	939	41%	726	32%	616	27%
	中山間	146	100%	76	52%	49	34%	21	14%
胆沢	全体	5,348	100%	2,497	47%	1,716	32%	1,136	21%
	平場	3,469	100%	1,692	49%	1,064	31%	713	21%
	中山間	1,880	100%	805	43%	652	35%	423	23%
衣川	全体	376	100%	256	68%	99	26%	21	6%
	中山間	376	100%	256	68%	99	26%	21	6%

農林業センサス ※端数処理により合計と内訳の数値が合致しない場合があります。



7. 田整備面積 【2015年】

		田経営 耕地面積	整備面 積計	0.5ha 以上	0.3ha 以上	田 (1ha以 上)	田 (0.5~ 1.0ha)	田 (0.3~ 0.5haほ 区均平)	田 (0.3~ 0.5haそ の他)	田 (0.2~ 0.3haほ 区均平)	田 (0.2~ 0.3ha その 他)
岩手県		80,248	48,744	9,677	33,797	4,099	5,577	5,036	19,085	1,921	13,025
奥州市	全体	15,086	8,040	2,972	5,380	974	1,997	378	2,030	391	2,270
	平場	9,257	5,512	2,506	4,252	811	1,695	312	1,434	223	1,037
	中山間	5,829	2,528	466	1,128	164	302	66	596	168	1,233
水沢	全体	2,572	1,086	647	845	282	364	49	150	123	118
	平場	2,168	908	594	777	263	331	47	135	83	48
	中山間	404	178	52	68	19	33	1	15	40	70
江刺	全体	4,681	2,521	351	1,410	88	263	124	935	28	1,083
	平場	1,876	1,590	196	1,057	59	137	78	784	8	525
	中山間	2,805	931	155	353	29	126	46	151	20	558
前沢	全体	2,145	1,301	633	993	288	344	62	299	74	234
	平場	1,732	1,139	605	840	283	322	62	174	73	226
	中山間	413	162	28	153	5	23	0	125	1	9
胆沢	全体	4,668	2,750	1,341	2,116	316	1,025	144	631	131	502
	平場	3,481	1,875	1,111	1,578	206	905	125	341	58	239
	中山間	1,187	874	230	538	110	120	18	290	73	263
衣川	全体	1,020	383	0	15	0	0	0	15	34	333
	中山間	1,020	383	0	15	0	0	0	15	34	333

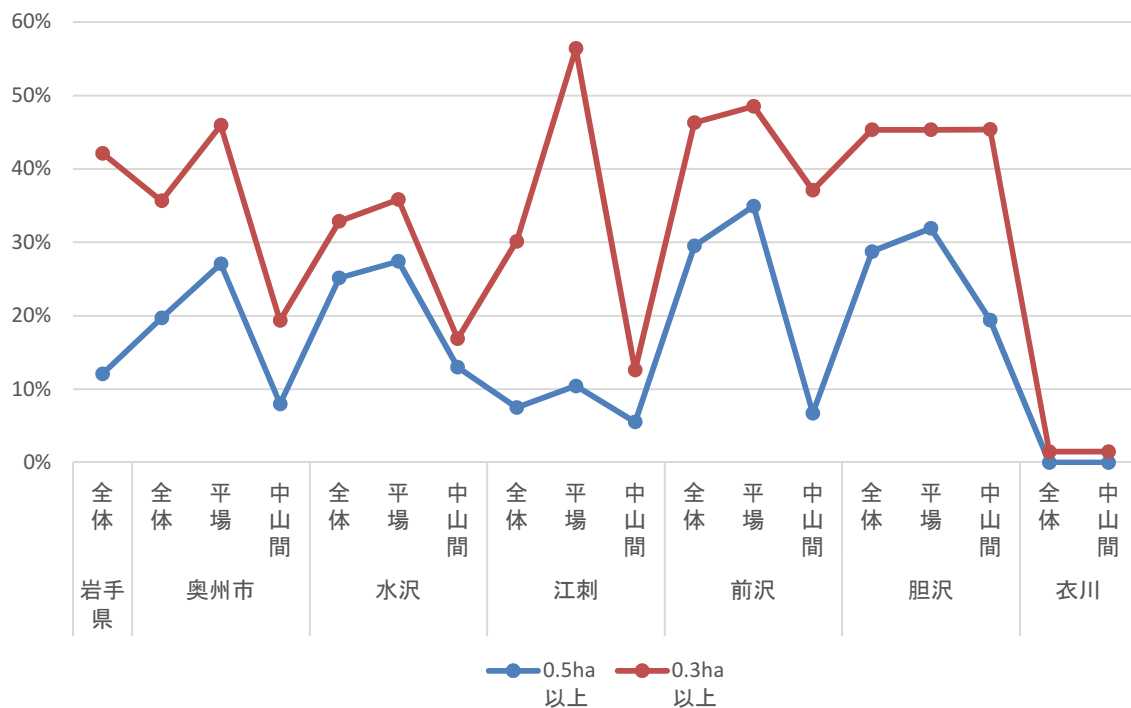
農業基盤情報基礎調査 ※端数処理により合計と内訳の数値が合致しない場合があります。

7. 田整備面積 整備割合

		田経営 耕地面積	全体	0.5ha 以上	0.3ha 以上
岩手県		100%	61%	12%	42%
奥州市	全体	100%	53%	20%	36%
	平場	100%	60%	27%	46%
	中山間	100%	43%	8%	19%
水沢	全体	100%	42%	25%	33%
	平場	100%	42%	27%	36%
	中山間	100%	44%	13%	17%
江刺	全体	100%	54%	7%	30%
	平場	100%	85%	10%	56%
	中山間	100%	33%	6%	13%
前沢	全体	100%	61%	29%	46%
	平場	100%	66%	35%	48%
	中山間	100%	39%	7%	37%
胆沢	全体	100%	59%	29%	45%
	平場	100%	54%	32%	45%
	中山間	100%	74%	19%	45%
衣川	全体	100%	37%	0%	1%
	中山間	100%	37%	0%	1%

農業基盤情報基礎調査

経営耕地面積に対する整備面積の割合（2015農業基盤情報基礎調査）



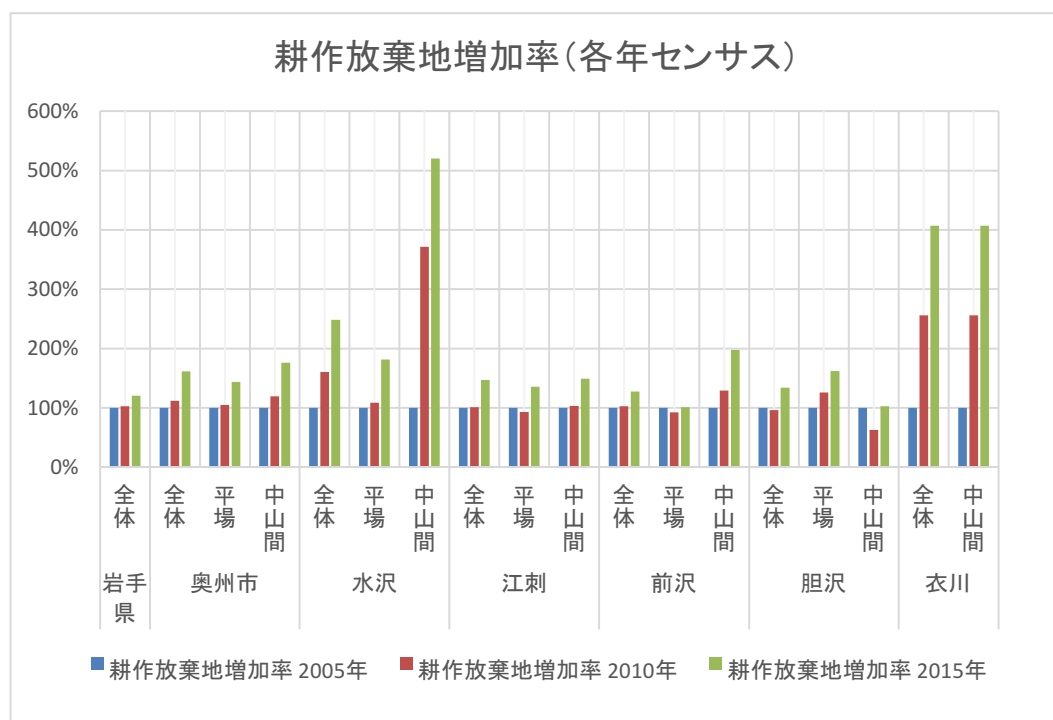
8. 耕作放棄地面積

		総農家耕作放棄地面積		
		2005年 総農家 耕作放棄 地面積	2010年 総農家 耕作放棄 地面積	2015年 総農家 耕作放棄地 面積
岩手県		8,308	8,536	10,006
奥州市	全体	520	583	839
	平場	208	218	299
	中山間	306	366	540
水沢	全体	66	107	165
	平場	53	58	96
	中山間	13	49	69
江刺	全体	255	258	374
	平場	45	42	61
	中山間	209	216	313
前沢	全体	82	84	105
	平場	59	55	60
	中山間	23	29	45
胆沢	全体	94	91	126
	平場	50	63	81
	中山間	44	28	46
衣川	全体	17	43	69
	中山間	17	43	69

耕作放棄地増加率		
2005年	2010年	2015年
100%	103%	120%
100%	112%	161%
100%	105%	144%
100%	119%	176%
100%	161%	249%
100%	109%	181%
100%	371%	520%
100%	101%	147%
100%	93%	136%
100%	103%	149%
100%	103%	128%
100%	93%	101%
100%	129%	198%
100%	96%	134%
100%	126%	162%
100%	63%	103%
100%	256%	407%
100%	256%	407%

農林業センサス

※端数処理により合計と内訳の数値が合致しない場合があります。

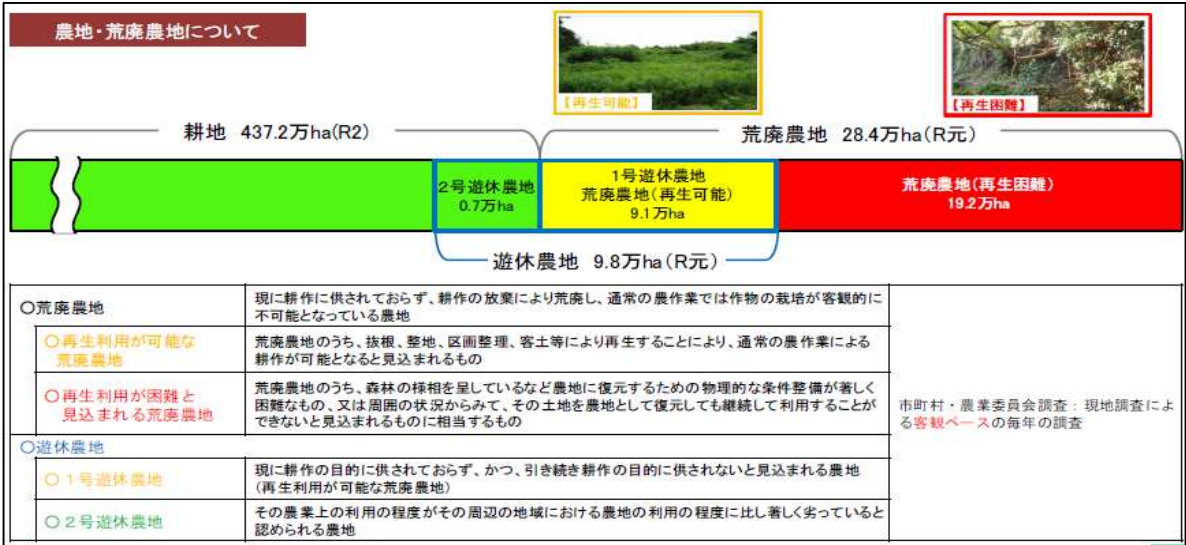
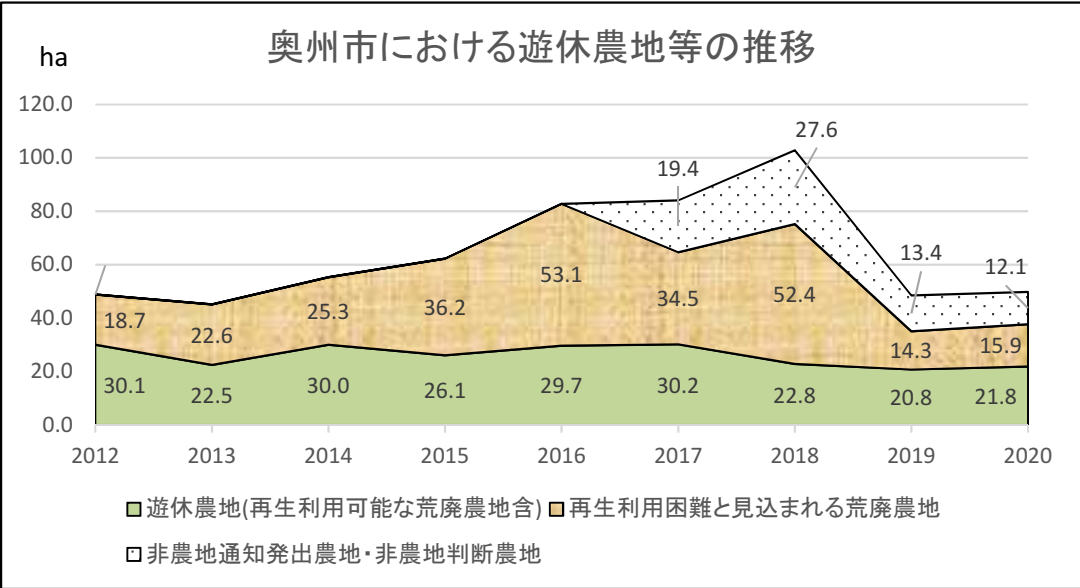


9.遊休農地等面積

(単位:ha)

年度	遊休農地(再生利用可能な荒廃農地含)	対前年比	再生利用困難と見込まれる荒廃農地	対前年比	非農地通知発出農地・非農地判断農地	対前年比
2012	30.1	—	18.7	—	—	—
2013	22.5	74.8%	22.6	120.9%	—	—
2014	30.0	133.2%	25.3	111.9%	—	—
2015	26.1	87.0%	36.2	143.1%	—	—
2016	29.7	113.9%	53.1	146.7%	—	—
2017	30.2	101.6%	34.5	65.0%	19.4	—
2018	22.8	75.6%	52.4	151.9%	27.6	142.3%
2019	20.8	90.9%	14.3	27.3%	13.4	48.6%
2020	21.8	105.2%	15.9	111.2%	12.1	90.3%

遊休農地に関する措置の状況に関する調査・確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査



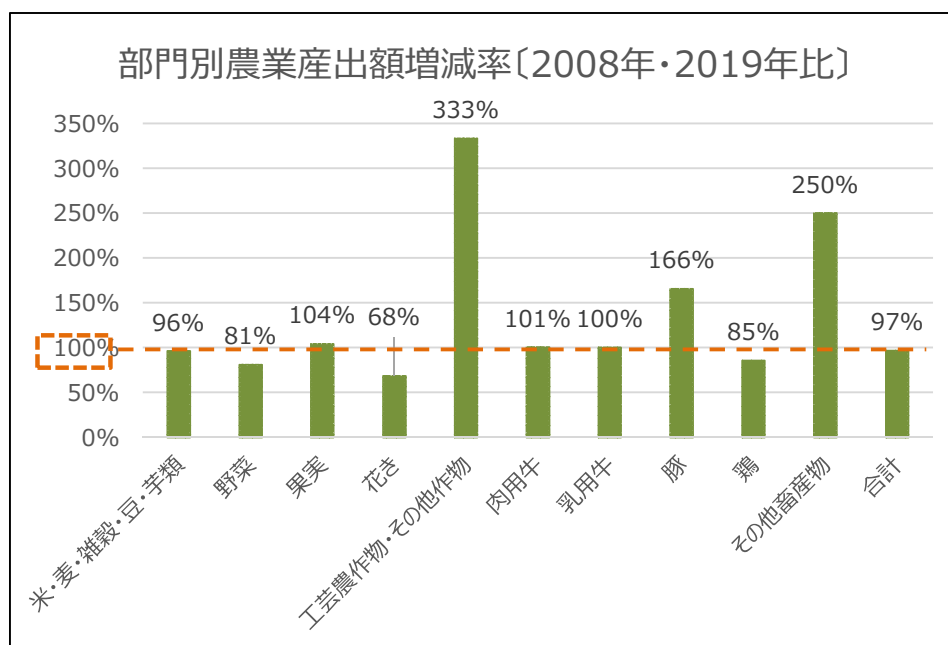
令和3年7月 農林水産省 荒廃農地の現状と対策

10. 奥州市の農業産出額(稲、野菜等)

(百万円)

	米・麦・ 雑穀・ 豆・芋 類	野菜	果実	花き	工芸農 作物・ その他 作物	肉用 牛	乳用 牛	豚	鶏	その他 畜産 物	合計
奥州市(2008年)	1,338	230	151	57	9	384	50	32	150	2	2,403
奥州市(2016年)	1,102	230	150	33	12	422	60	71	94	2	2,176
奥州市(2019年)	1,286	186	157	39	30	386	50	53	128	5	2,320
増減率(08:16)	82%	100%	99%	58%	133%	110%	120%	222%	63%	100%	91%
増減率(08:19)	96%	81%	104%	68%	333%	101%	100%	166%	85%	250%	97%

市町村別農業産出額



11. 販売目的で生産した作物の経営体数

【2005年】

		①稲・麦・芋・豆経営体数	②野菜経営体数	③果樹経営体数	④畜産経営体数
岩手県		66,837	32,197	9,960	18,245
奥州市	全体	11,863	3,703	872	3,259
	平場	6,956	2,468	693	1,108
	中山間	4,907	1,235	179	2,151
水沢	全体	2,424	616	228	185
	平場	1,933	504	192	104
	中山間	491	112	36	81
江刺	全体	4,027	1,516	407	1,593
	平場	1,608	876	284	230
	中山間	2,419	640	123	1,363
前沢	全体	1,687	352	201	594
	平場	1,228	280	197	276
	中山間	459	72	4	318
胆沢	全体	3,011	1,134	34	694
	平場	2,187	808	20	498
	中山間	824	326	14	196
衣川	全体	714	85	2	193
	中山間	714	85	2	193

農林業センサス

【2010年】

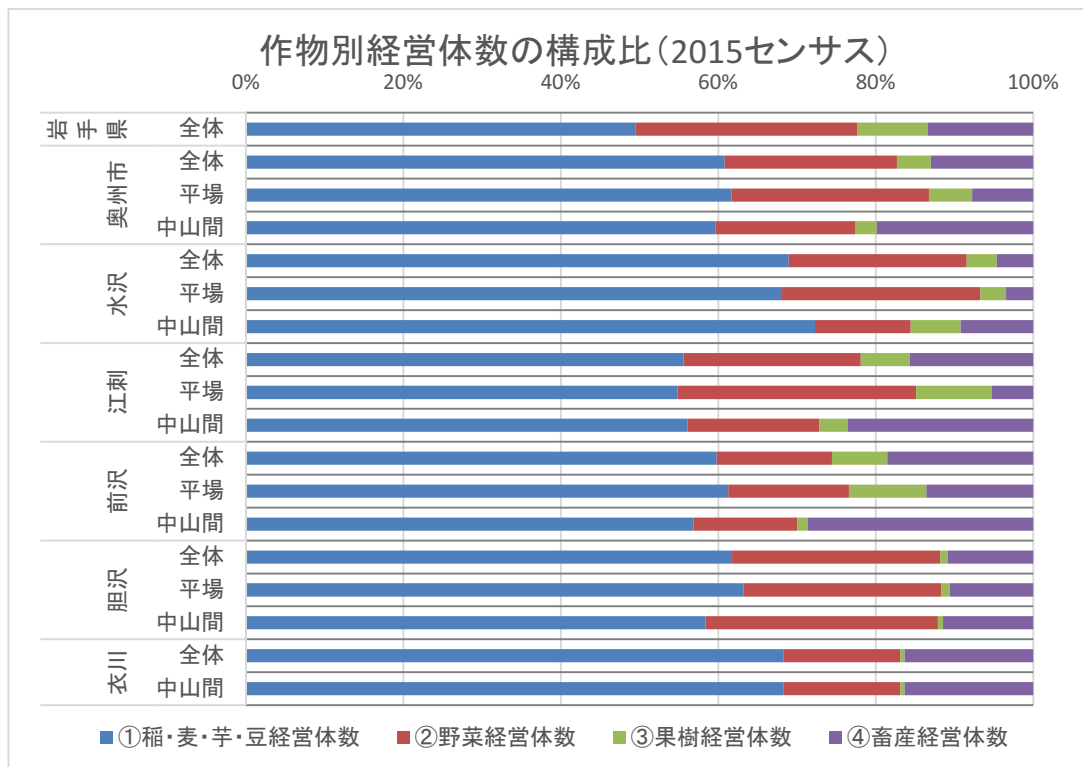
		①稲・麦・芋・豆経営体数	②野菜経営体数	③果樹経営体数	④畜産経営体数
岩手県		50,033	25,994	8,307	14,801
奥州市	全体	10,080	3,106	727	2,577
	平場	5,777	2,096	555	882
	中山間	4,303	1,010	172	1,695
水沢	全体	2,055	529	204	150
	平場	1,627	439	164	86
	中山間	428	90	40	64
江刺	全体	3,498	1,271	350	1,240
	平場	1,387	787	244	177
	中山間	2,111	484	106	1,063
前沢	全体	1,381	270	136	483
	平場	945	213	128	237
	中山間	436	57	8	246
胆沢	全体	2,488	933	31	537
	平場	1,818	657	19	382
	中山間	670	276	12	155
衣川	全体	658	103	6	167
	中山間	658	103	6	167

農林業センサス

【2015年】

		①稲・麦・芋・豆経営体数	②野菜経営体数	③果樹経営体数	④畜産経営体数
岩手県		40,785	23,208	7,303	11,067
奥州市	全体	8,220	2,958	580	1,759
	平場	4,724	1,918	423	595
	中山間	3,496	1,040	157	1,164
水沢	全体	1,649	540	92	111
	平場	1,305	482	62	67
	中山間	344	58	30	44
江刺	全体	2,875	1,167	322	811
	平場	1,220	675	214	117
	中山間	1,655	492	108	694
前沢	全体	1,107	271	130	343
	平場	762	191	122	169
	中山間	345	80	8	174
胆沢	全体	1,991	850	31	351
	平場	1,437	570	25	242
	中山間	554	280	6	109
衣川	全体	598	130	5	143
	中山間	598	130	5	143

農林業センサス



12. 畜産頭羽数

(頭、羽)

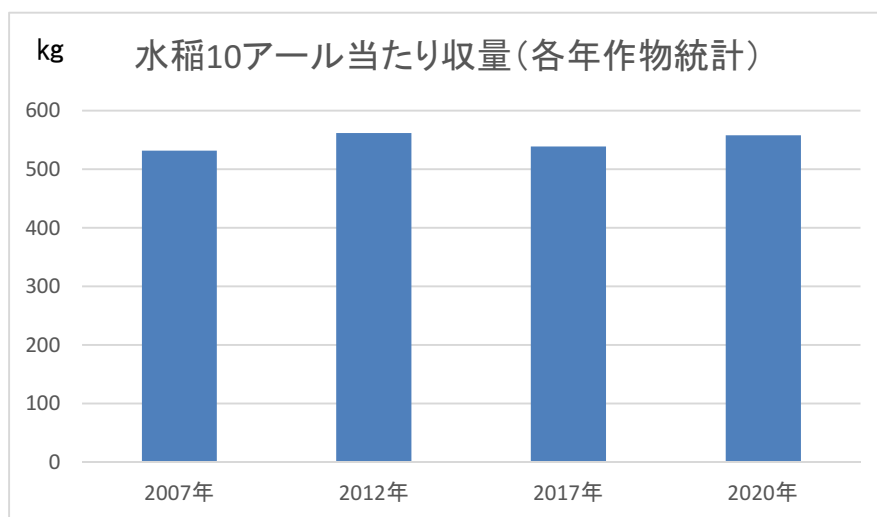
	平成20年度	平成25年度	平成30年度	令和元年度
乳牛	998	1,044	797	769
繁殖牛	7,019	8,479	6,329	5,142
肥育牛	6,732	6,251	4,461	4,472
肉豚	8,112	7,833	9,119	3,438
採卵鶏	38,570	36,995	35,150	35,010
めん羊	0	105	86	92
ブロイラー	494,700	638,960	1,295,689	1,670,592

奥州市資料

13. 奥州市の水稻収穫量・10a当たり収量

	作付面積 (ha)	10a当たり収 量(kg)	収穫量 (千トン)
2007年	11,200	532	59,600
2012年	10,800	562	60,700
2017年	10,200	539	55,000
2020年	10,300	558	57,500

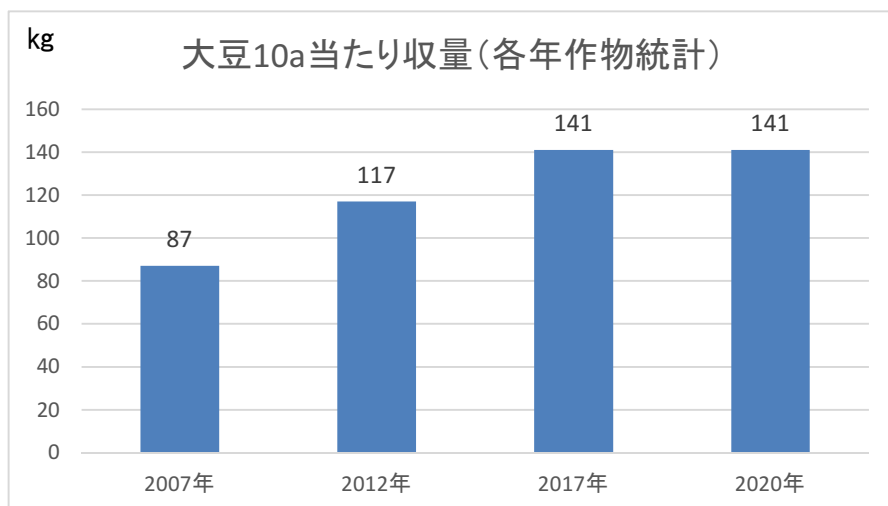
作物統計



14. 奥州市の大豆収穫量・10a当たり収量

	作付面積 (ha)	10a当たり 収量(kg)	収穫量 (千トン)
2007年	1,040	87	905
2012年	1,150	117	1,340
2017年	1,480	141	2,080
2020年	1400	141	1,970

作物統計



参考:他産地10a当りの大豆の収量 (kg)

	全国	北海道	都府県	東北	宮城県
2007年	169	231	157	149	152
2012年	171	237	153	140	154
2016年	173	239	149	141	168

大豆関連データ

15. 市内における農畜産物消費額

	年間購入額/世帯	世帯数	消費額(億円)
米	18,301	45,235	8.3
生鮮肉	46,840		21.2
生鮮野菜	57,251		25.9
卵	7,581		3.4
生鮮果物	33,972		15.4
合計	163,945	-	74.2

※世帯数:奥州市 平成30年12月現在

※年購入額:総務省家計調査 全世帯 東北地方

SDGs 解釈一覧及び奥州市版SDGs

【出典】外務省「持続可能な開発目標（SDGs）と日本の取組」より

	SDGs	5P	概要	トピック	キーワード	奥州市版		アクションの例
1		People (人)	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	・ 絶対的貧困の撲滅 ・ 相対的貧困の撲滅 ・ 社会保障制度による対策の実施 ・ 極端な気象、経済、社会、環境に対する脆弱性への対策 ・ 貧困層やジェンダー※ ¹ への配慮	・ 経済的な困窮 ・ 貧富の差 ・ 貧困母子（父子）家庭 ・ 社会的包摂※ ²		共に生きる社会の実現を	・ 給付 ・ 助成 ・ 援助 ・ 相談 ・ 制度や仕組みの構築 ・ 教育、学習
2			飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	・ 栄養不良の解消、食料の確保、飢餓の撲滅 ・ 農業生産性と所得の向上 ・ 強靱な農業（対気候変動、極端な気象現象）	・ 高付加価値化（生産技術、物流、加工技術） ・ 持続可能な食糧生産システム（農業システム） ・ 生態系、生物多様性の維持 ・ フェアトレード※ ³ による児童労働や労働力の搾取の排除 ・ 市民の栄養改善		おいしいと安全を届けよう	・ 農業（栽培、生産方法、技術支援、農地管理）への支援、助成 ・ 商業（販売、取引、広告）への支援 ・ 工業への支援、誘致 ・ 輸送 ・ 技術開発支援、新技術、新方式採用支援 ・ コンプライアンス※ ⁴ の遵守による環境負荷軽減 ・ コンプライアンスの遵守による雇用環境の改善 ・ 健康
3			あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	・ 妊婦、小児の死亡率の削減 ・ 感染症、伝染病への対処 ・ 死亡率削減のための精神保健、福祉の促進自殺率の低下 ・ 薬物、アルコール、たばこなどの乱用防止 ・ 交通事故死亡者の削減 ・ 有害化学物質、大気、水質、土壌汚染による死亡・疾病の減少	・ 新型コロナウイルス感染症 ・ 飲酒、喫煙、アルコール ・ 結核、HIV※ ⁵ 、マラリア ・ 交通事故 ・ 水、衛生、医療環境 ・ 関連する教育支援		心身の健康としあわせをみんなに	・ 医療 ・ 保健 ・ 交通（法令順守、施設設備、技術開発） ・ 環境保全 ・ 上下水道整備、維持管理、水質 ・ 教育（薬物、アルコール、生存環境）
4			すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	・ あらゆる世代に対する持続可能な社会の構築のための課題を把握するための教育	・ 学校教育 ・ 生涯学習 ・ 職場での訓練 ・ 学習や教育環境の整備、機会の創出、確保		自由に学べる環境をみんなに	・ 教育（施設、人材、機会、内容） ・ 学習（施設、人材、機会、内容） ・ 教育機関（学校等）におけるカリキュラムはもとより、全世代対象の学習やOJT※ ⁶
5			ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	・ 政治、経済、教育、健康等におけるジェンダーギャップの解消	・ ジェンダー ・ DV（ドメスティック・バイオレンス）※ ⁷ ・ 女性の能力向上 ・ 機会の平等		お互いを尊重し合おう	・ DV（ドメスティック・バイオレンス）への対応 ・ ジェンダーの学習、意識、教育 ・ 女性の社会進出の取組み
6			すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	・ 上下水道、トイレの整備、治山治水などの幅広い水政策の実施、水圏生態系の保護や回復	・ 上下水道 ・ 森林保護 ・ トイレ、合併浄化槽の整備 ・ 森林、河川、山地、湖沼、生態系		きれいな水を今も未来も	・ 安全な水利用環境の整備 ・ 水源としての環境保護 ・ 衛生環境の保全
7		Prosperity (豊かさ)	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	・ 再生可能エネルギーの推進、転換	・ 太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス		豊かな自然を大切なエネルギーに	・ 温暖化対策として温室効果ガス削減の施策の検討、実施 ・ 再エネやその他エネルギー関連の先進技術の導入、利用促進（制度、情報発信）
8			包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用ディーセントワークを促進する	・ 持続可能な社会づくりのための経済成長、雇用創出や企業、ディーセントワーク※ ⁸ の促進	・ ディーセントワーク ・ 児童労働の撲滅 ・ 労働力搾取の撲滅 ・ 経済関連施策 ・ 労働関係法令関連施策		働きがいのあるまちをつくろう	・ 労働、雇用、産業や企業の育成、誘致などの取組み ・ ローカルビジネス※ ⁹ ・ 長時間労働の是正や女性・若者の活躍推進
9			強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	・ 持続可能な社会づくりのために、レジリエント※ ¹⁰ な産業を発展させ、災害などに強いインフラ※ ¹¹ を開発、整備し技術革新をする	・ 交通、物流網 ・ 情報通信網 ・ 先進技術、環境技術、クリーン技術、資源利 ・ 用技術、技術革新 ・ 科学研究 ・ 産業の持続可能性の向上		先端技術を活用できるまちを目指そう	・ 輸送インフラ（道路、公共交通）検討、整備 ・ 情報通信網の検討、整備 ・ 技術開発、利用、利用促進 ・ 災害に対する備え ・ 上記による産業の強靱化

※1 ジェンダー：社会的・文化的に作られる性別「男らしく、女らしく」「男なのに、女なのに」など。

※3 フェアトレード：途上国の経済的社会的に弱い立場にある生産者と経済的社会的に強い立場にある先進国の消費者が対等な立場で行う貿易。

※5 HIV：ヒト免疫不全ウイルス（「Human Immunodeficiency Virus」の頭文字を取ったもの。）

※7 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

※9 ローカルビジネス：地域の活性化につながる仕事、活動。

※11 インフラ：インフラストラクチャーの略で、生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称。

※2 社会的包摂：社会が弱い立場にある人を、その一員として取り込み支え合うこと。

※4 コンプライアンス：法令や規則、社会的規範や倫理などを遵守すること。

※6 OJT：「On-The-Job Training」の略称で、実際の職務現場で業務を通して行う教育訓練のこと。

※8 ディーセントワーク：働きがいのある人間らしい仕事。

※10 レジリエント：「強靱な、柔軟な、回復力のある」の意。

SDGs 解釈一覧及び奥州市版SDGs

	SDGs	5P	概要	トピック	キーワード	奥州市版		アクションの例
10		Prosperity (豊かさ)	各国内及び各国間の不平等を是正する	・経済、性別、年齢、障害の有無、国籍、人種、宗教、性的マイノリティ※12などの不平等や差別の解消	・税制 ・社会保障 ・賃金 ・格差、不平等の解消		市民に公平なまちづくり	・税制の適正運用、執行 ・社会保障の構築、運用 ・相談（賃金、人権、差別）
11			包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	・持続可能なまちづくり ・災害に強く、歴史や文化がしっかりと守られ、そこに暮らすいろんな人が安心して暮らせるまちづくり	・住宅、オフィスの省エネルギー、再生可能エネルギー技術の導入 ・交通インフラの整備、再エネ技術導入 ・廃棄物 ・生活インフラ ・文化、自然遺産等の保護 ・防災、減災 ・緑地や公共スペースの確保		安心と魅力のあるまちづくり	・住宅等建築物に対する助成、補助 ・再生可能エネルギーの導入 ・再生可能エネルギーの情報発信 ・再生可能エネルギーに関する施策、まちづくり ・廃棄物、3R※13 ・防災、減災 ・文化財、遺跡の保護 ・持続可能なまちを構成する生活環境の構築（都市計画）
12		Planet (地球)	持続可能な生産消費形態を確保する	・生活で使う商品やサービスを生産、消費する方法を変えて環境負荷を減らしつつ、生活の質の向上を目指す	・食品ロス ・天然資源（化石燃料、水資源、森林資源）の消費 ・廃棄物削減 ・文化振興、産品販促、持続可能な取組みを生かした観光業 ・児童、生徒への気候変動に関する教育、持続可能な発展に関する教育		丸ごと余さず使うまちづくり	・食品ロス対策 ・廃棄物削減、3Rの取組み ・エネルギー消費（製造、加工、流通、消費）の改革、革新、新発想 ・持続可能な社会、環境に関する教育、学習 ・商工農など産業部門の取組みや成果を観光やまちづくり、特色づくりなどへ二次利用 ・提供を受けるサービスや物品の購入先のESG※14のチェック
13			気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	・自然災害に対するレジリエントなまちづくりと地球温暖化を原因とする気候変動への対策のため温室効果ガスの削減と低炭素社会ヘシフト	・防災、減災 ・地球温暖化 ・低炭素社会 ・温室効果ガス（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素） ・食糧生産（農業、漁業などの温暖化対策） ・気候変動に関する教育、啓発、能力開発		気候変動にしなやかなまちづくり	・防災、減災 ・エネルギー開発、需要、供給への取組み ・温室効果ガス削減のための監視と対策、実行 ・農業、漁業など食糧生産現場における温暖化対策（気象に対応した栽培技術の開発、生産における温室効果ガス削減取組み） ・教育、学習、能力開発の機会の創出、人材育成
14			持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する	・海、海洋資源、及びそこにつながる内水面の環境を守る	・河川、湖沼 ・産業排水、生活排水 ・水圏生態系の回復、保護 ・ゴミの削減、廃プラスチックの削減		きれいな北上川を維持しよう	・下水、浄化槽の整備、維持 ・河川、湖沼など内水面における環境保全 ・ゴミ、廃プラスチックの排出削減
15			陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する	・生物や天然資源を守る	・森林、湿地、乾燥地、山地 ・生物多様性 ・山地生態系 ・特定外来生物の駆除		豊かな森を守ろう	・生物多様性の保護、回復 ・山地、森林、都市、内水面などの生物多様性や生態系の保護、回復の視点、施策
16		Peace (平和)	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する	・人の権利を守る平和で公正な社会づくり	・公共的機関のコンプライアンス ・個人情報保護 ・情報セキュリティ ・あらゆる形態の暴力 ・子どもへの暴力、搾取 ・人権		誰もが安心・安全を感じられる社会	・暴力、犯罪の減少の取組み ・DV、子どもへの暴力の阻止 ・個人情報の保護 ・情報セキュリティの確保 ・透明性、公平公正が確保された行政（情報発信、制度の構築）
17		Partnership (連携)	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	・難しい課題や新しい課題の解決、SDGsの推進のために様々な立場の関係者で連携する	・企業、行政、研究機関、金融、労働、メディアの連携（「産官学金労言」） ・個人、団体の連携 ・実施手段の強化		みんなが「つながる」まちづくり	・ステーキホルダー※15との連携 ・グローバル※16に限らず、ローカルでも

※12 性的マイノリティ：同性が好きな人や、自分の性に違和感を覚える人、または性同一性障害などの人々のこと。

※13 3R：リデュース（Reduce）、リユース（Reuse）、リサイクル（Recycle）の3つのR（アール）の総称。限りある資源を有効に繰り返し使う社会を作ろうとするもの。

※14 ESG：環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）の頭文字を取って作られた言葉。ESGに配慮した取り組みを行うことは、長期的な成長を支える経営基盤の強化につながると考えられている。

※15 ステークホルダー：事業者等が活動を営むことによって何かしらの影響または利害関係が生じる相手を総称する意味で用いられる言葉。

※16 グローバル：地球的な規模であるさま。全世界にわたるさま。